

平成25年度 事業報告書

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

1. 国民の皆様へ	2
2. 基本情報	3
(1) 法人の概要	3
(2) 本所・支所等の住所	6
(3) 資本金の状況	6
(4) 役員の状況	6
(5) 常勤職員の状況	9
3. 簡潔に要約された財務諸表	9
4. 財務情報	13
(1) 財務諸表の概況	13
(2) 施設等投資の状況（重要なもの）	17
(3) 予算・決算の概況	17
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	18
5. 事業の説明（セグメント情報）	19
(1) 財源構造	19
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	20
6. 当該事業年度の業務の実施状況	24
6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するため取るべき措置	24
A. 各分野における業務の質の向上のための取組み	24
A-1. 製品安全分野	24
A-2. 化学物質管理分野	36
A-3. バイオテクノロジー分野	47
A-4. 適合性認定分野	59
A-5. その他	75
B. 組織・業務運営における取組みの強化	75
B-1. 内部統制の充実・強化	75
B-2. 戦略的な人材の確保・育成	78
B-3. 機動的な内部組織の構築と人員配置	80
B-4. 契約の適正化	82
B-5. 広報、情報提供の推進	84
6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	89

1. 国民の皆様へ

製品評価技術基盤機構（NITE：National Institute of Technology and Evaluation、以下「ナイト」という。）は、第3期中期目標期間（平成23～27年度）において、経済及び産業の発展等に資するため、社会的リスクの低減を図ることをテーマとして掲げて活動して参りました。第3期中期目標期間の3年目である今年度当初には、その基本理念を「確かな技術と信頼できる情報をもとに、くらしの安全と未来への挑戦を支え続けます」と定め、スローガンを「安全とあなたの未来を支えます／Safety and your Future with NITE」としました。また、これらを基本とし、ナイト職員の行動指針3項目を次のとおり定めました。

①誠実で責任ある行動をとります

国民全体の奉仕者であり、公的資金で運営していることを常に自覚し、中立な立場で公平、公正かつ効率的に業務を遂行します。法令等に遵守、倫理的な行動を旨とし、適正に物事を判断し、誠実で責任ある行動をとります。

②熱意と誇りを持ち、より価値の高い成果を追求します

私たちの業務が社会の信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、自らの仕事に熱意と誇りを持って取り組みます。自らを研鑽し、「広い視野」と「高い適応能力」をもって、専門性を高め、より価値の高い成果を追求します。

③最新の科学技術を活用し、得られた成果を社会に還元します

技術で行政を支える組織であることを踏まえ、常に科学技術の知見を高めていきます。知見を活用し、得られた成果を私たち一人一人が相手の立場に立ってわかりやすく説明することによって、社会に還元します。

私たちはこのように基本理念の精神と行動指針に基づく職員一人一人の業務に取り組む姿勢を定め、私たちの活動の成果が社会に還元されるよう、平成25年度においては、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野における取り組みばかりではなく、これらの分野の技術を活用した新たな技術領域に踏み出すなど、多くの取り組みを行って参りました。

ナイトは、これからも、国民の期待に適時かつ適切に応え、確かな技術と信頼できる情報をもとに、社会的リスクの低減を行うことによって、国民の皆様のくらしの安全、未来への挑戦を支え続けられるよう、日々取り組んでまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

①法人の目的

ナイトは、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としております。（独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条）

②業務の範囲（製品評価技術基盤機構法第11条）

ナイトは、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- a. 工業製品その他の物資に関する技術上の評価
- b. 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価
- c. 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供
- d. aの評価の技術に関する調査及び研究
- e. a～dの業務に附帯する業務
- f. 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第21条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による立入検査並びに第42条第1項第8号の規定による検査
- g. ガス事業法（昭和29年法律第51号）第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査
- h. 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問
- i. 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第19条第1項の規定による立入検査
- j. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問
- k. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第31条第1項第8号の規定による検査並びに第41条第1項から第3項までの規定による立入検査
- l. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第44条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去
- m. 計量法（平成4年法律第51号）第148条第1項及び第2項の規定による立入検査（同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除

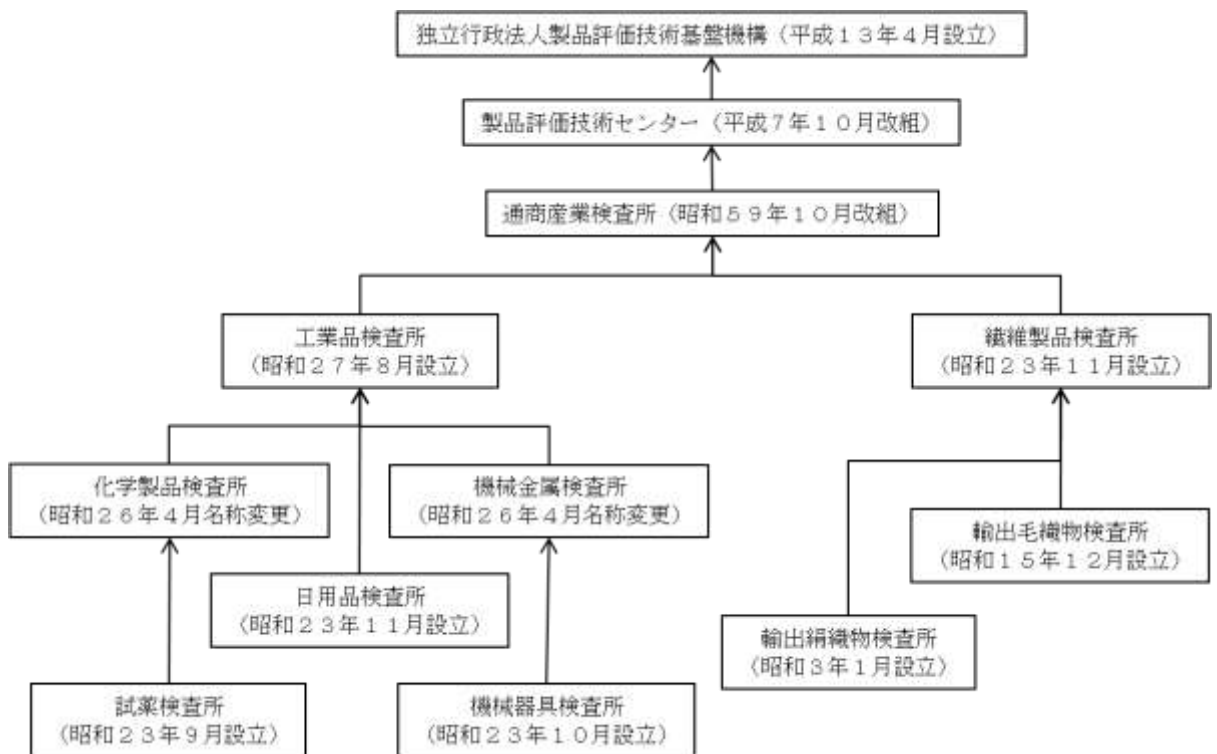
く。)

- n. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第30条第5項の規定による立会い及び第33条第4項の規定による立入検査、質問又は収去
- o. 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年法律第111号)第37条第4項の規定による立入検査又は質問
- p. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制等による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

③沿革

平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



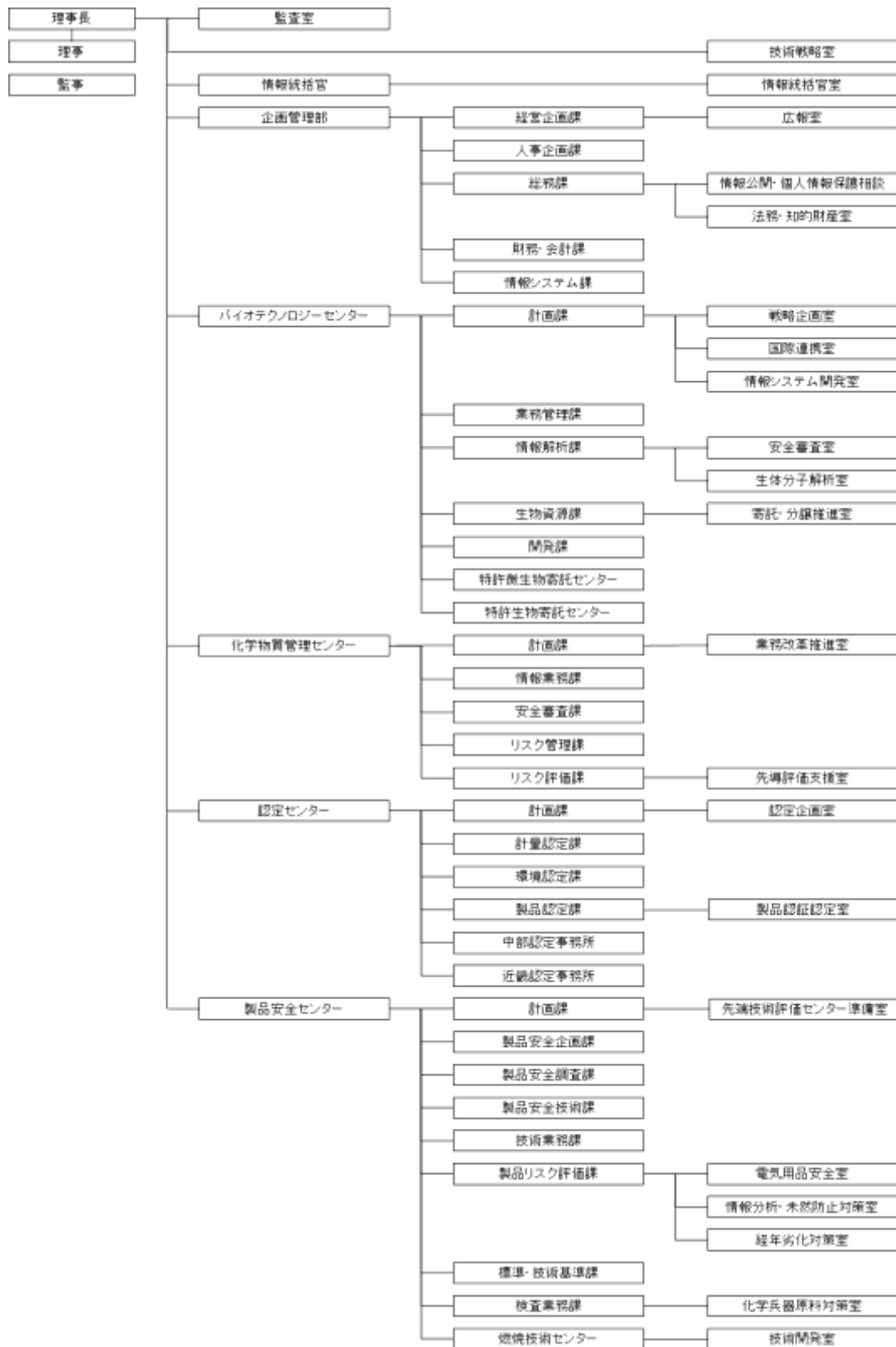
④設立根拠法

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成11年法律第204号)

⑤主務大臣(主務省所管課)

経済産業大臣(経済産業省産業技術環境局知的基盤課)

⑥組織図（平成26年3月末現在）





(2) 本所・支所等の住所

本 所 : 東京都渋谷区西原 2-49-10

バイオテクノロジーセンター : 千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8

製品安全センター : 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67
大阪合同庁舎第 2 号館別館

燃焼技術センター : 群馬県桐生市堤町 3-7-4

北海道支所 : 北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎

東北支所 : 宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18

中部支所 : 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館

北陸支所 : 石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎

中国支所 : 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館

四国支所 : 香川県高松市寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング 5 F

九州支所 : 福岡県福岡市南区塩原 2-1-28

(3) 資本金の状況

(単位: 百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,072	—	61	19,011
資本金合計	19,072	—	61	19,011

(4) 役員の様況

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	安井 至	自:平成21年 4月 1日 至:平成26年 3月31日		昭和43年 3月 東京大学工学部合成化学科卒業 48年 3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程 修了 工学博士 昭和50~52年 米国レンセラー工科大学博士研究員 平成 2年 7月 東京大学生産技術研究所教授 8年 5月 東京大学国際・産学共同研究センター、 センター長併任

				<p>平成 9年 4月 全国産学連携センター協議会会長 平成15年12月 国際連合大学 副学長 平成15年12月 東京大学客員教授 平成16年 6月 東京大学名誉教授 平成20年 1月 国際連合大学 名誉副学長 平成20年 1月 (独) 科学技術振興機構研究開発戦略センター 平成20年 4月 同 上席フェロー 平成21年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長</p>
理事	河本 光明	<p>自：平成24年 7月28日 至：平成26年 3月31日</p>	<p>経営・企画、人事、予算、文書・情報管理、バイオテクノロジーセンター・化学物質管理センター</p>	<p>昭和59年 4月 通商産業省 入省 平成14年 7月 経済産業省製造産業局化学課機能性化学品室長 平成16年 4月 滋賀県商工観光労働部長 平成19年 7月 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課長 平成20年 8月 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官 平成22年 7月 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 平成24年 7月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事（役員出向）</p>
理事	山本 修	<p>自：平成25年 4月 1日 至：平成26年 3月31日</p>	<p>労務、会計、広報、法務・知的財産、認定センター・製品安全センター</p>	<p>昭和 50年 3月 通商産業省(横浜繊維製品検査所) 入省 昭和 59年 10月 通商産業検査所横浜支所検査課 主任検査員 平成 6年 7月 同 総務部企画課情報管理室 情報管理専門職 平成 7年 10月 通商産業省製品評価技術センター 総務部企画課情報管理室 情報管理専門職 平成 11年 8月 特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 平成 13年 5月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部専門官 (化学物質管理センター計画担当) 平成 14年 4月 同 企画管理部専門官 (企画管理部企画管理課 情報システム室長) 平成 15年 4月 同 バイオテクノロジー本部 情報システム管理課長 平成 17年 4月 同 生活・福祉技術センター計画課長</p>

				平成 19 年 4 月同 企画管理部次長 平成 21 年 4 月同 製品安全センター所長 平成 25 年 4 月同 理事
監 事	鈴木 孝利	自：平成23年 4月 1日 至：平成26年 3月31日		昭和46年 3月 名古屋大学理学部化学科卒業 昭和46年 4月 住友化学工業(株)入社 平成 7年 6月 千葉工場第三製造部長 平成10年 6月 石油化学業務室部長 平成11年12月 レスポンシブルケア室部長 平成12年12月 ザ・ポリオレフィン・カンパニー出向 (同社取締役) 平成15年 1月 千葉工場副工場長兼生産管理部長 平成16年 6月 執行役員就任 千葉工場長を委嘱 平成20年 5月 執行役員 ペトロケミカルコーポレー ションオブシンガポール従事 (同社社長) 平成23年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事
監 事	織 朱實	自：平成23年 4月 1日 至：平成26年 3月31日		昭和61年 3月 早稲田大学法学部卒業 平成 2年 1月 東京海上火災保険(株)入社 (企業リス クコンサルティング室副主任) 平成 8年 東京海上リスクコンサルティング(株) 主任研究員 平成13年 東京海上リスクコンサルティング(株) 退社 平成15年 3月 一橋大学大学院法学研究科博士課程修 了(法学博士) 平成15年 4月 関東学院大学法学部 准教授 平成18年 6月 三井化学(株)社外取締役 (平成22年まで) 平成18年 9月 上海大学招聘教授 平成20年 4月 関東学院大学法学部 教授 平成23年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事(非常勤)

(5) 常勤職員の状況

ナイトの平成25年度末※常勤職員数は407名であり、対平成17年度比は、▲4.01%となっている。

なお、常勤職員数の対前年度末増減比は▲0.25%である。

	平成24年度末	平成25年度末
常勤職員	408名	407名
うち任期付研究員	8名	3名
うち国からの出向者	7名	11名
非常勤職員	145名	156名
出向者	14名	16名
うち国の機関への出向者	13名	15名
その他	1名	1名

※年度末・・・当該年度の1月1日における数

3. 簡潔に要約された財務諸表

①貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	3,438	流動負債	2,800
現金・預金	3,099	運営費交付金債務	1,136
その他	339	その他	1,664
固定資産	16,019	固定負債	3,339
有形固定資産	15,910	負債合計	6,139
無形固定資産	45	純資産の部	
投資その他の資産	64	資本金	19,011
		政府出資金	19,011
		資本剰余金	▲6,214
		利益剰余金	521
		純資産合計	13,318
資産合計	19,457	負債・純資産合計	19,457

※百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、一致しない場合がある（以下同じ。）。

②損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常費用 (A)	6,980
業務費	6,049
人件費	3,528
減価償却費	722
その他	1,798
一般管理費	920
人件費	695
減価償却費	66
その他	159
その他	12
経常収益 (B)	6,969
運営費交付金収益等	6,373
自己収入等	589
その他	7
臨時損失 (C)	21
臨時利益 (D)	21
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	26
当期総利益 (B) - (A) - (C) + (D) + (E)	15

③キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

項 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	462
人件費支出	▲ 4,289
運営費交付金収入	6,469
自己収入等	518
その他の収入・支出	▲ 2,236
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	▲ 205
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	▲ 290
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	▲ 33
V 資金期首残高 (E)	3,131
VI 資金期末残高 (F=D+E)	3,099

④行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 業務費用	6,405
損益計算上の費用 (控除) 自己収入等	7,001 ▲ 596
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	520
III 損益外除売却差額相当額	41
IV 引当外賞与見積額	30
V 引当外退職給付増加見積額	▲ 183
VI 機会費用	372
VII 行政サービス実施コスト	7,186

<<財務諸表の科目>>

①貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

その他（流動資産）：ナイトの業務活動から生じる未収金、たな卸資産等

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具、器具及び備品などナイトが長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権

投資その他の資産：権利金、その他

運営費交付金債務：ナイトの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

その他（流動負債）：ナイトの業務活動から生じる未払金及び未払費用等

その他（固定負債）：資産見返運営費交付金及び資産見返物品受贈額等

政府出資金：国からの出資金であり、ナイトの財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費及び前中期繰越積立金を財源として取得した資産でナイトの財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：ナイトの業務に関連して発生した剰余金の累計額

②損益計算書

業務費：ナイトの業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、ナイトの役職員等に要した経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財務費用：支払利息

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等：手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益：固定資産の除売却損益等

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間において今中期目標期間に繰越が認められた積立金の取崩し

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：ナイトの通常の業務の実施にかかる資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出等、資金の調達及び返済など

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済など

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：ナイトが実施する行政サービスのコストのうち、ナイトの損益計算書に計上される費用から自己収入を控除した額

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外除売却差額相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却差額相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：国の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額など

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、利益剰余金、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成25年度の経常費用は、6,980百万円と前年度比547百万円減（7.3%減）となっている。

（経常収益）

平成25年度の経常収益は、6,969百万円と前年度比512百万円減（6.8%減）となっている。

（当期総損益）

平成25年度の当期総利益は、15百万円と前年度比2百万円増（12.2%増）となっている。これは、上記の経常損失11百万円から固定資産除却損の臨時損失21百万円を引き、固定資産売却益等の臨時利益21百万円を加え、前中期目標期間繰越積立金取崩額26百万円を加えた結果である。

（資産）

平成25年度末現在の資産合計は、19,457百万円と前年度末比667百万円増（3.6%増）となっている。これは、現金預金が33百万円減少した一方で、固定資産の更新が進行したことが増加の主たる要因である。

（負債）

平成25年度末現在の負債合計は、6,139百万円と前年度末比818百万円増（15.4%増）となっている。これは、固定資産における資産見返運営費交付金等の見返勘定合計で213百万円、1年超に支払義務があるファイナンス・リース契約（リース資産）の長期リース債務が542百万円増加したことが主たる要因である。

（利益剰余金）

平成25年度末現在の利益剰余金は、521百万円と前年度末比51百万円減（8.8%減）となっている。これは、利益剰余金の前中期目標期間繰越積立金の取崩で65百万円減少したことによるものである。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成25年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、462百万円と前年度比876百万円減（65.5%減）となっている。これは、平成24年度に事業を終了した講習関係業務分として415百万円減少したこと、平成24年度には、独立行政法人産業技術総合研究所から特許寄託業務を承継したこと等で手数料等収入が増加した分に対し、271百万円減少したことが主たる要因である。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成25年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、▲205百万円と前年度比608百万円増（74.8%増）となっている。これは、施設費による

収入が増加したことが主たる要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成25年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、▲290百万円と前年度比73百万円減(33.8%減)となっている。これは、不要財産の譲渡等における現金を国庫に納付したこと、新規のファイナンス・リース契約が増加したことが主たる要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経常費用	8,458	8,514	7,444	7,527	6,980
経常収益	8,982	9,726	7,452	7,481	6,969
当期総利益(▲は損失)	532	1,201	136	13	15
資産	21,104	20,506	18,968	18,790	19,457
負債	6,414	5,115	4,937	5,321	6,139
利益剰余金	804	1,966	1,108	571	521
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,803	784	▲10	1,338	462
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲337	▲1,039	▲699	▲813	▲205
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲204	▲304	▲191	▲217	▲290
資金期末残高	4,282	3,723	2,822	3,131	3,099

備考1：第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

備考2：対前年比において、利益剰余金の変動をしている主たる要因は、中期目標期間繰越積立金を65百万円取り崩したためである。

備考3：対前年比において、業務活動によるキャッシュ・フローが変動している主たる要因は、手数料等収入及び講習関係業務収入が減少したためである。

備考4：対前年比において、投資活動によるキャッシュ・フローが変動している主たる要因は、施設費による収入が増加したためである。

②セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・発生理由)

製品安全分野の事業損益は、▲17百万円と前年度比15百万円減(745.3%減)となっている。これは、旧講習関係業務における残業務及び東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のために第2期中期目標期間から繰越をした財源による費用の発生並びに受託事業で購入した資産の減価償却費の増加が主たる要因である。

化学物質管理分野の事業損益は3百万円と前年度比4百万円減(50.8%減)となっている。これは、東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のために第2期中期目標期間から繰越をした財源による費用及び受託事業で購入した資産の減価償却費の減少が主たる要因である。

バイオテクノロジー分野の事業損益は、▲7百万円と前年度比6百万円増(4

6. 2%増)となっている。これは、東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のために第2期中期目標期間から繰越をした費用の発生及び受託事業で購入した資産の減価償却費の減少が主たる要因である。

適合性認定分野の事業損益は、2百万円と前年度比2百万円増(667.2%増)となっている。これは、東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のために第2期中期目標期間から繰越をした財源による費用の発生が主たる要因である。

表 事業損益の経年比較 (単位:百万円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
製品安全分野	▲30	▲11	▲6	▲2	▲17
化学物質管理分野	▲1	3	▲78	7	3
バイオテクノロジー分野	▲39	▲13	▲16	▲14	▲7
適合性認定分野	0	1	▲5	0	2
講習関係業務	595	126	85	▲38	—

備考1：第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

備考2：講習関係業務は、平成24年度で業務を終了している。

③セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

製品安全分野の総資産は、3,937百万円と前年比679百万円増(20.8%増)となっている。

化学物質管理分野の総資産は、1,781百万円と前年比103百万円増(6.2%増)となっている。

バイオテクノロジー分野の総資産は、7,966百万円と前年比32百万円増(0.4%増)となっている。適合性認定分野の総資産は、1,216百万円と前年比70百万円増(6.1%増)となっている。総資産が全体的に増加しているのは、有形固定資産の取得の増が主たる要因である。

表 総資産の経年比較 (単位:百万円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
製品安全分野	3,738	3,617	3,357	3,258	3,937
化学物質管理分野	1,570	1,900	1,981	1,677	1,781
バイオテクノロジー分野	8,950	8,412	7,894	7,933	7,966
適合性認定分野	992	1,275	1,169	1,147	1,216
講習関係業務	264	234	267	178	—

備考1：第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

備考2：講習関係業務は、平成24年度で業務を終了している。

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

当期は当期総利益 15 百万円を計上したが、目的積立金の申請はしていない。前中期目標期間繰越積立金取崩額 26 百万円は、以下の費用等に係る金額を取り崩したことによるものである。

- ・ 第 1 期及び第 2 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用
- ・ 東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のための費用
- ・ 電気工事法に基づく講習関係業務の残務処理費用

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較、分析（内容・増減理由）

平成 25 年度の行政サービス実施コストは、7,186 百万円と前年度比 39 百万円減（0.5%減）となっている。これは、業務費用が 97 百万円及び引当外退職給付増加見積額が 56 百万円減少した一方で、機会費用が 96 百万円増加したことが主たる要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較 (単位:百万円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
業務費用	6,121	7,123	6,442	6,503	6,405
うち損益計算書上の費用	8,559	8,588	7,475	7,544	7,001
うち自己収入	▲2,438	▲1,464	▲1,033	▲1,041	▲596
損益外減価償却相当額	744	562	552	548	520
損益外減損損失相当額	—	—	—	—	—
損益外除売却差額相当額	—	3	6	22	41
引当外賞与見積額	▲21	▲10	▲24	3	30
引当外退職給付増加見積額	▲47	▲91	44	▲127	▲183
機会費用	420	389	346	276	372
行政サービス実施コスト	7,216	7,977	7,367	7,226	7,186

備考 1：第二期中期目標期間は平成 22 年度までであり、平成 23 年度からは第三期中期目標期間となる。

備考 2：業務費用の減少については、損益計算書上の費用の減少が要因である。

備考 3：損益外減価償却相当額の減少については、現物出資等の固定資産を除却したことが主たる要因である。

備考 4：損益外除売却差額相当額の増加については、現物出資等の固定資産を除却したことが主たる要因である。

備考 5：引当外退職給付増加見積額の減少については、国家公務員退職手当法の改正による退職手当支給見積額の減少が主たる要因である。

備考 6：機会費用の増加については、政府出資等の機会費用の計算に使用した 10 年利付国債の利率の増加が主たる要因である。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

① 当事業年度中に完成した主要施設等

東北支所庁舎の復旧工事（確定額 228百万円）

本所庁舎の免震工事等（確定額 196百万円）

本所別館庁舎の空調設備等（確定額 33百万円）

② 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充

生物遺伝資源長期保存施設（交付決定額 2,000百万円）

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

東北支所庁舎の一部（除却額 11百万円）

(3) 予算・決算の概況

表 決算報告書

(単位:百万円)

区 分	21年度		22年度		23年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入						
運営費交付金	7,392	7,392	7,155	7,155	7,040	7,040
施設整備費補助金	265	246	0	105	29	27
受託収入	248	375	203	313	81	299
講習関係収入	1,792	1,707	875	697	364	405
その他収入	181	227	194	220	265	342
支 出						
業務経費	6,369	6,078	6,332	7,020	6,320	5,745
施設整備費補助金	265	246	0	105	29	27
受託経費	248	375	203	313	81	298
講習関係経費	1,392	1,254	820	812	347	321
一般管理費	1,204	986	1,017	920	985	924
区 分	24年度		25年度		差 額 理 由	
	予 算	決 算	予 算	決 算		
収 入						
運営費交付金	6,829	6,596	6,469	6,469	次年度繰越に伴う減	
施設整備費補助金	283	65	2,460	512		
受託収入	271	255	240	287		
講習関係収入	364	407	-	-		
その他収入	279	549	285	301		
支 出						
業務経費	7,011	6,119	5,990	5,980	次年度繰越に伴う減	
施設整備費補助金	283	65	2,460	511		
受託経費	271	257	240	300	経費の増	
講習関係経費	712	528	-	-		
一般管理費	853	869	837	915		

備考1：第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

備考2：予算区分及び予算額については、当該年度の年度計画に記載されている予算区分及び予算金額を記載。（前中期目標期間繰越積立金取崩額を除く）

備考3：決算額の収入については、現金預金の収入額に期末の未収金等の額を加減したものを記載。

備考4：決算額の支出については、現金預金の支出額に期末の未払金等の額を加減したものを記載。

備考5：決算額の支出のうち業務経費、一般管理費及び講習関係経費には、前中期目標期間繰越積立金を充当すべき業務に係る支出を含む。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

ナイトにおいては、運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、第三期中期目標の期間中、平均で前年度比1%以上の削減を行うとともに、一般管理費については、第三期中期目標期間中、平均で前年度比3%以上の削減を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、効率的な業務の運営を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努めることを目標としている。

このような資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシングし、外部人材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、ナイトが真に担うべき事務及び事業に特化して、より一層の効率化を図ることとしているところである。

なお、経費削減の第二期中期目標期間及び平成23～25年度における推移は、つぎのとおりである。

表 第二期中期目標期間及び平成23～25年度 (単位：百万円)

区分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率
一般管理費	1,325	—	1,222	▲7.8	1,030	▲15.7	986	▲4.3	920	▲6.7
業務経費	6,349	—	6,307	▲0.7	5,894	▲6.5	6,078	3.1	7,020	15.5
区分	23年度		24年度		25年度					
	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率				
一般管理費	924	0.4	869	▲6.0	915	5.2				
業務経費	5,745	▲18.2	6,119	6.5	5,980	▲2.3				

5. 事業の説明（セグメント情報）

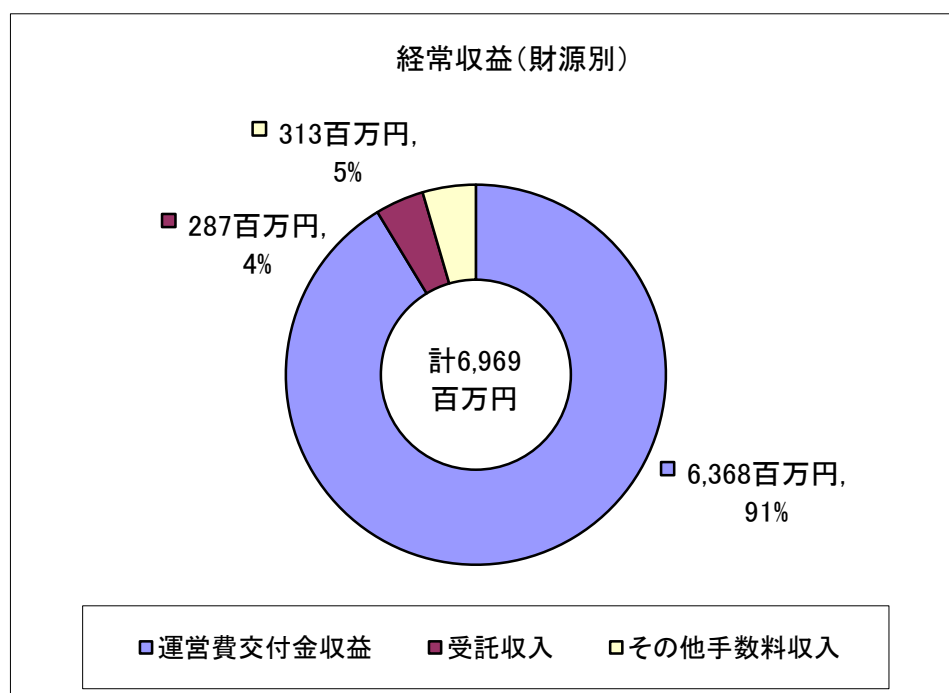
（1）財源構造

ナイトの経常収益は6,969百万円（前年度7,481百万円）で前年度比512百万円の減となっている。これは主に、講習業務を廃止したことにより、業務費用が全体的に減少したことによるものである。

経常収益の内訳は運営費交付金収益（資産見返戻入分を含む）が6,368百万円（経常収益の91%）、受託収入が287百万円（同4%）、その他手数料等収入が313百万円（同5%）となっている。

運営費交付金収益が収益全体の91%を占めているが、これはナイトの業務の大部分が法律に基づく規制の執行及びその技術的支援を担っていることによる。

受託収入は、287百万円で前年度比19百万円の増となっている。これは主に、継続受託事業についても昨年度に比して計35百万円の実績額の増加があったこと、更に、新規の受託事業（実績計25百万円）が挙げられる。



財源構造の推移

（単位：百万円）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
運営費交付金収益	6,499	8,228	6,392	6,413	6,368
受託収入	375	313	282	268	287
講習関係業務収入	1,852	951	406	477	-
手数料等収入	208	195	284	275	302
その他	48	39	88	48	11
経常収益合計	8,982	9,726	7,452	7,481	6,969

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

①製品安全分野

製品安全分野では、輸入品を含めた製品安全の社会的リスク（特に、高齢者・子供が被害を受けることとなる製品事故のリスク）を低減するため、製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みを強化すること等により、国民と事業者との間に立って情報提供や技術的支援を行うとの立場から、

- a. 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化（リスク評価・分析の実施）、信頼性向上
- b. 安全レベルの質的向上（事故原因の解析、高齢者や子供等の行動分析によるリスク評価、ヒヤリ・ハット情報の収集、各種情報提供）
- c. 技術基準・規格等の提案活動の強化
- d. 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施等

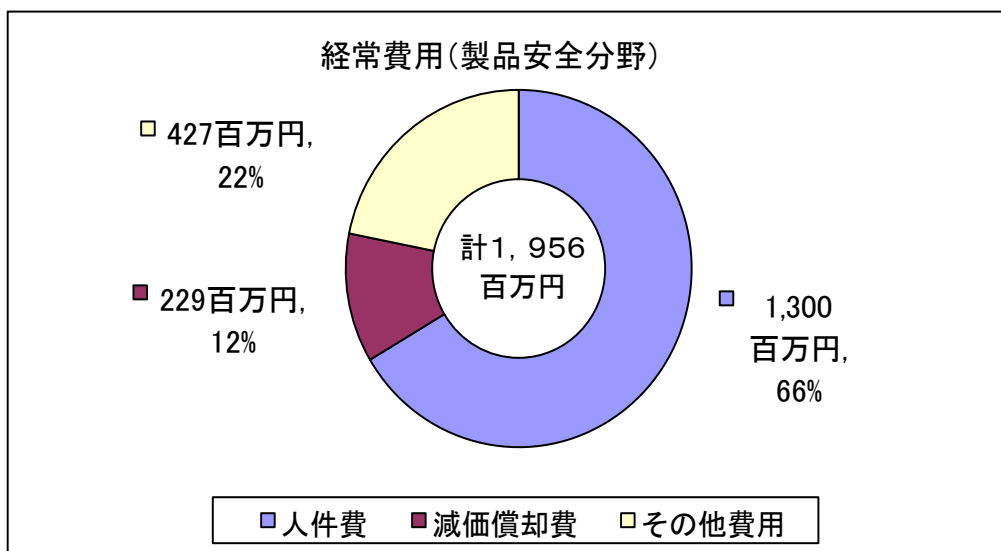
に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益1,865百万円（運営費交付金収益及び資産見返交付金戻入の合計、以下同じ。）、自己収入等74百万円となっている。

自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1,956百万円で対前年度比1.5%の増となった。

なお、製品事故調査・原因究明に必要な人員及び設備機器等を多く抱えており、費用の内訳において以下のとおり減価償却費及び人件費の割合が大きくなっている。



②化学物質管理分野

化学物質管理分野では、製品由来によるものを含め、化学物質の人の健康や環境に影響する社会的リスクを低減するため、国民の安全レベルの質的向上等を図る観点から、持続可能な開発に関する世界首脳会議での合意を念頭に置きながら、化学物質管理法令の法執行・支援業務を主軸として、

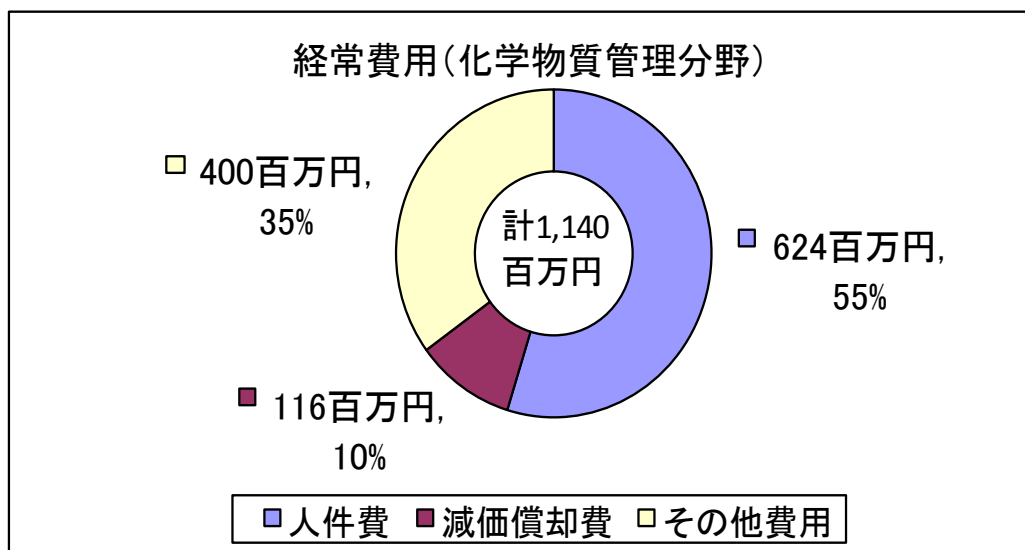
- a. リスク評価に基づく化学物質の管理
- b. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進
- c. 化学兵器に係る国際約束の担保
- d. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益 1, 0 7 3 百万円、自己収入等 7 0 百万円となっている。

自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1, 1 4 0 百万円で対前年度比 3. 7 %の減となった。

なお、費用の内訳は、他の分野に比べ施設・設備等を保有していないため、減価償却費の割合が小さく、その他費用（情報システム関係のリース費用、調査・役務等に係る外部委託費用など）の割合が大きい支出構造となっている。



③ バイオテクノロジー分野

バイオテクノロジー分野では、遺伝子組換え生物を含む微生物を産業利用する際の安全性確保に係る社会的リスク、有用生物遺伝資源の安定供給に係る社会的リスク、及び生物多様性の確保に係る社会的リスクを低減し、安全性を確保した産業利用の促進を図るため、中核的な生物遺伝資源機関としての立場から、その有する微生物の分類・同定技術やゲノム解析技術等を活用し、

- a. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の執行・支援業務の高度化、微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく事業者が行うモニタリング等に対する技術的支援 等）
- b. 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定的な供給
- c. 海外生物遺伝資源に対するアクセスルートの確保
- d. 特許微生物に係る寄託業務

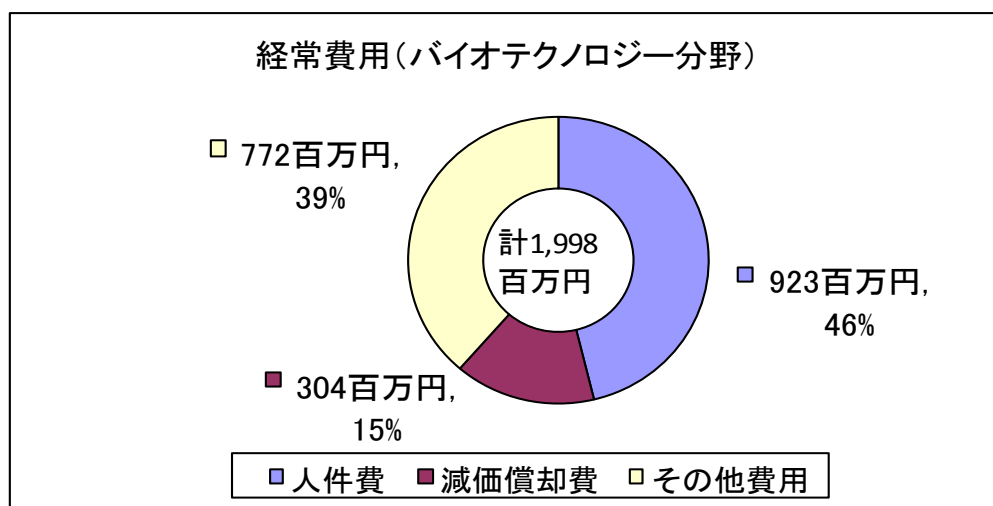
に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益 1,704 百万円、自己収入等 287 百万円となっている。

自己収入の内容は主に、受託収入及び微生物分譲に係る収入である。

同分野の事業に要する費用は、1,998 百万円で対前年度比 3.8% の減となった。

なお、他の分野に比べ微生物の保存・分譲等に必要な設備機器等を多く抱えており、以下のとおり、他の事業に比べて減価償却費の割合が大きい支出構造となっている。



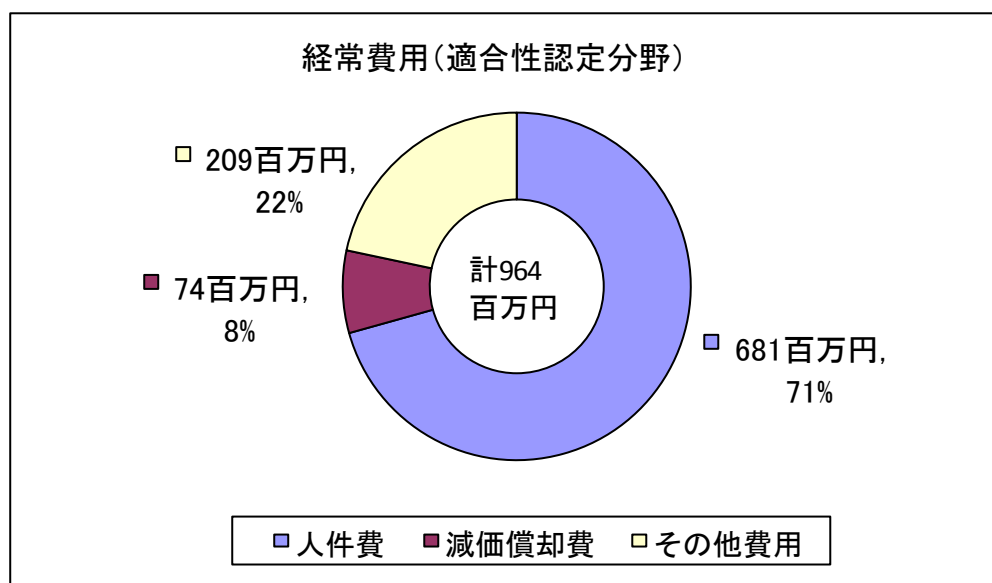
④適合性認定分野

適合性認定分野で想定される、計量・計測の不正確さが招く社会的リスク、経済のボーダレス化に伴う輸出品の安全性の社会的リスク、技術革新に伴う新技術製品の安全性の社会的リスク、及び輸出製品の海外規制等に対する社会的リスクを低減するため、ナイトは、製品事故の未然防止、取引の円滑化等に貢献すべく、新たな分野の認定ニーズを含めた社会的要請に積極的に対応する観点から、

- a. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献（工業標準化法・計量法・製品安全4法等の法執行・支援業務、地球温暖化対策や環境測定等の分野を含めた計量・計測の信頼性確保のニーズ、国際的な試験所認定のニーズ、新規分野での認定ニーズなどに対する調査、及びこれらニーズに関連する認定システムの提供）
- b. 我が国の中核認定機関としての信頼性の向上等
- c. 標準物質に係る情報提供に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益803百万円、自己収入等（手数料収入）163百万円となっている。

なお、同分野の事業に要する費用は、964百万円で対前年度比2.3%の増となった。費用の内訳は他の分野に比べ人件費の割合が大きい支出構造となっている。



6. 当該事業年度の業務の実施状況

6.1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A. 各分野における業務の質の向上のための取組み

A-1. 製品安全分野

1) 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化

(1) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上

① 事故情報の収集、関係機関との連携強化

- ・4,226件の事故情報を収集した。平成24年度比17.6%増加、特に、事業者等からの事故情報が増加した。

年 度	事故収集件数 (注1)	内 訳				その他 (注2)
		事業者等	経済産業省	消費生活 センター	消防・ 警察	
25年度	4,226	2,203	1,240	442	316	25
24年度	3,595	1,479	1,251	502	273	90

注1：事故収集件数は、のべ数であり、重複案件を含む。

注2：その他は、自治体、病院等からの通知及びWEBを含む新聞情報

- ・警察・消防機関との合同調査、消防職員への研修会への講師派遣など継続的に実施するとともに、消防機関等へ積極的に働きかけを行い、情報交換会の場を増やし、原因調査製品事故情報の収集に対する協力要請を継続的に実施したことから通知件数316件（24年度比43件増）となった。

特に、建物を全焼し10名が死亡した火災や、電気洗濯機及び周辺火災の重大事故（729,116台のリコール）では、警察・消防との合同調査を迅速に行った。また、電気洗濯乾燥機及び周辺火災の重大事故（583,675台のリコール）では、迅速な事故調査によって製品起因の事故であることを究明し、速やかに経済産業省に報告を行った。

- ・この結果、3か月以内の調査終了率は、79.9%（平成24年度は82.0%）であり、目標である75%を達成した。
- ・消費者団体、消費生活センター、消防、業界団体などへの講師実績総件数は156件で受講者総数9,260名。
- ・発火燃焼案件にかかる調査については燃焼技術センターを中心に重点的に取り組み、バイオテクノロジーセンターと連携をして石油ストーブの消火に係る変質灯油の影響調査など効果的に実施した。また、燃焼技術センターでは支所等への発火燃焼案件にかかる技術支援（個別案件支援、溶融痕解析、発火燃焼再現実験）を実施した。さらに、消防機関等との連携強化を図るため、消防機関の火災調査職員の研修受入（消防機関からの参加人員27名）及び消防機関情報交換会への講師派遣を実施した。
- ・発火燃焼に伴う製品事故の原因究明能力の高度化を図るため、燃焼技術センター内に製品燃焼実験施設を建設（26年3月竣工）したとともに、家電製品等の

試験設備（ガス分析 FTIR、ハイスピードカメラ、高電圧発生装置等）及びリチウムイオン電池使用製品等の試験設備（電池分解チャンバー、バッテリーシミュレータ等）を導入した。

②高齢者や子供に関する事故情報収集の強化

- ・消費者庁と3回（平成25年6月、9月、平成26年2月）打合せを行い、医療機関ネットワーク情報の収集状況、収集内容を聞き取りし、収集情報の提供を要請したが、情報の取扱いについては検討中とのことから入手できなかったため、引き続き働きかけを行う。
- ・医療機関関連の情報を入手するため、厚生労働省安全対策課主催「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会」に参画し、皮膚障害案件について情報収集の検討を行った。

③事故情報に基づく調査等

○現場確認・事故品確認

消防庁の通達や消防本部への働きかけによって消防との連携を継続し、事故品入手、現場調査及び合同調査を実施した。

- ・重大製品事故調査の事故品確認・入手455件（このうち、事故品入手322件）、現場調査14件、消防・警察との合同調査169件。
- ・非重大製品事故調査の事故品確認・入手602件（このうち、事故品入手540件）、現場調査12件、消防・警察との合同調査75件。
- ・事故情報業務フローを見直し、調査の効率化を図り、改善の取組を行った。また、事故調査の担当振分け等によって調査業務の平準化を図ることによって、リソースの有効活用と調査の効率化を行った。

○リスク分析

- ・収集した事故情報4,226件のうち、3,767件についてリスク分析（R-Map手法^{注3)}を実施した。リスク分析の結果に基づき、リコールを含む製品側の対策が必要な案件（B3領域以上）について調査を優先し、リスクがそれに満たない案件については事業者の報告内容の妥当性を確認して速やかに調査を完了した。
- ・重大製品事故1,191件について個々のリスク分析を行い、うち663件がB3領域以上であることを見出すとともに、その結果を経済産業省に報告し、事故の未然・再発防止に寄与した。
- ・ガスこんろの火災事故の傾向について詳細な分析を実施し、事故防止のために義務化された温度センサー（Siセンサー）搭載のガスこんろの普及効果（2007年から6年で事故件数が約33%減少）のみでなく、当該センサー非搭載のものについても事故件数の割合が減少（2007年から6年で事故件数が約2%減少）していることを定量化し、事故原因究明及び消費者への注意喚起活動の効果を計る手法を確立した。

注3：R-Map手法は縦軸「発生頻度」、横軸「危害の程度」としたマトリクス表を活用したリスク評価手法。A、B、Cの3領域にリスクが分けられ、A領域は許容できないリスク領域、B領域は様子見領域、C領域は

安全領域。B3 領域は中程度の危険性があるという評価。

○外部有識者の知見の活用

- ・製品事故調査員を 37 名(3 名減)登録したとともに、技術アドバイザーは 8 名(2 名増)登録し、様々な案件に対して技術的助言(68 件)を得ることができた。これらの助言は、調査において活用し、事故原因の迅速な究明に寄与した。

○技術情報の共有化による調査能力向上のための環境整備

- ・職員を電気 G、機械 G、化学 G、燃焼関係に分けるとともに、それぞれにメーリングリストを作成し、日々の技術的な問題点を共有することで、多くの知見をもって事故原因究明等を行う環境を整備した。

○横断的分析のための情報の収集

- ・これまでは製品単位での事故原因の報告であったが、横断的分析を行うため、部品に着目した調査様式に改め、これを活用し、製造年月、使用期間等の情報を収集し、類似の部品を使用した製品にも活用できるよう、情報収集の拡充に努めた。

④事故原因の究明、再発防止措置等

○原因究明手法開発

- ・プラスチック劣化評価手法の開発(本部)

プラスチック劣化データの収集を行うため、評価に必要な機器等の整備を順次行うとともに、すでに入手した事故品(ベビーカー)等を IR 測定、熱分析等でのデータの取得や化学的、物理的分析を行った。

- ・電源コード溶融痕の内部に生じる気泡の三次元解析(燃焼技術センター)

過去の事例や文献の調査を行い、室温雰囲気下及び火炎中で過電流溶断させた銅線、半断線で短絡、発火させたサンプル、バーナ火炎及びニクロム線ヒータの加熱によって短絡させたサンプルを作製するとともに、その外観や軟 X 線及び X 線 CT 画像による解析等を実施し、次年度調査への展開を検討・整理した。(作製試料点数：計 2 種 50 点)

- ・燃焼基礎データの収集・整備(燃焼技術センター)

家電製品の発火事故原因究明に資する基礎データとして、次の資料をとりまとめた。

a. ガラス管ヒューズの負荷電流値別溶断痕跡の特徴を整理した技術資料(ヒューズ容量 3 種類、作製サンプル数：70 サンプル)

b. 焼損事故品の観察において、部品を特定する際の参考として各種電子部品の外観及び軟 X 線観察画像等を整理した見本集。

- ・電気製品の低銀鉛フリーはんだの信頼性の調査(中部支所)

a. 銀の含有率が 3%、1%、0.3%、0.1%の鉛フリーはんだを用い、その性能を比較調査するため、冷熱サイクル試験後(0、250、500、1000、3000 サイクル)の接合強度試験及び断面観察、マイグレーション試験を実施した。その結果、銀の含有率が 3%のはんだとそれよりも低い含有率のはんだを比較して、性能劣化の差は認められないことを解明した。

b. 鉛フリーはんだの認証標準物質と市販のはんだの試料を入手し、ICP 発光分析によって成分分析及び蛍光 X 線分析を実施した。その結果、指標となる試料の成分分析を行った ICP 発光分析の精度は、標準認証物質との差（相対値）で±5%以内を確保でき、その有効性を確認できた。また、蛍光 X 線分析による成分分析については、Pb、Ni、Co 等の微量成分の検出も可能であるとともに、Cu を除く Ag などの大枠の成分量の差異も判別可能であることが確認できた。このため、蛍光 X 線分析によって、実装基板に使用されているはんだの大枠の成分の推定は可能と考えられ、はんだによる発熱・発火の事故原因究明に活用できることがわかった。これらを整理して 3 か年の報告書としてのとりまとめに着手した。

・製品からの VOC 等放散による事故原因究明技術の強化（北陸支所）

事故通知等のあった製品（7 件）の化学物質放散測定を実施し、データ蓄積が必要と考えられる製品群のうち、木質製品（テーブル 3 銘柄、本棚 1 銘柄）のデータを取得し、整理・解析を実施した。取得したデータ等は、産業技術総合研究所と共有するとともに、継続運営する委員会を 2 回開催（9 月、3 月）した。また、平成 22 年度～平成 24 年度の成果をとりまとめ、報告書としてホームページで公開した。

・ドラム式走行試験機による自転車破損データ収集（九州支所）

「ドラム式走行試験機による自転車破損データ収集」については、車輪の変形に関するデータや車輪への傘等の巻き込みにおけるスポークの破損データの収集などの調査を実施するとともに、「自転車 4 軸振動試験機による発生応力の最適化」については、その準備のため、自転車に加速度計を取り付け、段差乗り越えや速度の違いによる加速度を測定し、それぞれ、データの収集、整理等を行った。

・製品事故に多くの件数を占める発火燃焼事故の原因究明、再発・未然防止を図るための機能強化の一環として、製品燃焼実験施設を整備した。これまで実施できなかった大型電気製品の事故再現実験や燃焼基礎データの整備（原因究明手法の開発を含む）等を実施し、発火燃焼事故の原因究明能力の向上や技術の信頼性向上が可能となった。併せて、燃焼挙動の観察や燃焼ガスの分析のための機器の拡充が可能となった。

○事故発生メカニズム解明、技術データ取得等のための深掘り調査

< 技術情報の共有化策 >

- ・原因不明等の案件を減らすため、どのような技術的なデータがあれば事故発生メカニズムが解明できるのか、今後の事故調査にどのようなデータがあれば製品起因と判断ができるのか等のポイントを整理し、検証が必要な事項として共有化・リスト化し、必要に応じてデータの取得や、事故原因究明手法の開発のためのテーマや技術基準の見直しのためのテーマなどにつなげるため、技術情報共有システム（せいあんちゃんねる）を構築し、試行した。
- ・この技術情報共有システム（せいあんちゃんねる）を試行することで、事故調

査を優先し、事故発生メカニズムを十分に解明できていない案件について検証リストに整理し、技術関係者で共有するとともに、個々のテーマについて解明方法、手順などの検討を開始した。

<事例>

- ・チップスメーカーからの発火

電子レンジ用チップスメーカーのPP製リングから発火。2種類の樹脂材料のチタン含有量に差異があり、チタンが影響した可能性があることは判明したが、明確な因果関係が不明であったことから事故メカニズム解明案件として追加で調査を実施した。

<事例>

- ・変質灯油による製品事故

変質灯油が原因とされる石油ストーブの事象に着火不良、燃焼不良によるCO中毒、消火不良、転倒時の安全装置不作動等がある。変質灯油は、見た目の着色だけでは見分けられず、また、機器側では変質灯油への対策は取りようがないとされていることから、変質のメカニズムの解明と変質灯油の機器への影響を明確にしつつ、ガス石油機器工業会等も含めて機器側での対策の可能性を検討するためメカニズム解明案件として追加調査を実施した。

- 他分野との連携

<事例>

- ・臭素系難燃剤である1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン（以下「HBCD」という。）の調査

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」における第一種特定化学物質に指定することが妥当と判断されたHBCDについて、製品含有化学物質のリスク評価書を作成するため、一般消費者が使用するHBCD含有製品からの直接暴露・リスク評価を実施する必要があるとのことから、カーペットに含有するHBCDに関する調査依頼があり調査を実施した。

- リチウムイオン電池の発火再現テスト

- ・リチウムイオン電池の発火時に発生するガスの成分分析

燃焼技術センターの新規製品燃焼実験施設の設備等の参考にするため、リチウムイオン電池の発火時の燃焼状態の観察及び発生ガスの分析を実施した。特に、燃焼ガス分析においては、化兵器用可搬型GC/MSを燃焼技術センターへ持ち込んで実施するなど、施設・設備の有効活用にも貢献した。

- 二酸化塩素の室内濃度指針値策定へのサポート（二酸化塩素工業会自主基準）

- ・除菌剤（二酸化塩素を放散）を使用していたところ呼吸が苦しくなったり、咳が止まらなくなったり、目が赤くただれたという事故（2件）が発生したものの、一般居住環境における二酸化塩素の公的基準がないことから、二酸化塩素工業会が行っている自主基準としての室内濃度指針値の策定に対して、ナイトの事故情報及び意見を厚生労働省を通じて提供したことで、製品事故の未然防止に貢献した。

○JISQ17025（試験所・校正機関の能力に関する一般要求事項）

- ・JISQ17025に基づくマネジメントシステム文書のうち、第1次及び第2次文書（計18文書）について、継続した適合性を維持し業務の効率化を図るために必要な見直しを行い、改訂版を発行した。
- ・新規職員（4名）に対して、JISQ17025 マネジメントシステム（以下「マネジメントシステム」という。）及び関連の法令・規格について内部研修を実施するとともに、専門技術研修として計量管理研修（1名）、内部監査員養成研修（2名）を実施した。また、各試験実施部署においても試験技術向上のための取り組みを行った。
- ・JISQ17025 内部監査を実施し運営状況をチェック。監査結果に基づき必要な改善処置を実施した。
- ・試験設備管理状況調査を継続し、製品安全関係の試験・検査・計測用設備及びその関連物品（約2,400）、並びに関連JIS規格（電気・電子、一般機械）の更なる有効的な活用を図るために作成した管理一覧表のキーワード検索機能を改善し更新した。
- ・技術基準や試験方法の改定などに適切に対応するため、試験実務を含むマネジメントシステムの運営に関連する法令及びJIS規格の改訂状況を継続して確認し関係職員へ随時周知している。
- ・マネジメントレビュー及び品質管理会議を開催し、JISQ17025 マネジメントシステムに基づく業務実績を報告するとともに、今後の業務方針等を決議した。

（2）安全レベルの質的向上

①事故情報リスク分析等

- ・ナイトが公表している製品事故情報（重大製品事故を含む）のうち、経年劣化の多い27製品、825件について経年劣化事故分析結果に基づいたデータベースを構築し、関係機関の同意を得た上でナイトホームページに公開した。
- ・製造事業者や輸入販売事業者等が製品の安全設計を実現するために重要な観点を整理した「安全設計100選」を発行するため、典型的な事故例100件以上をナイトの事故情報から抽出し、事故原因と対策、事故発生のシナリオ等を整理した。
- ・事故情報DBの製品群ごとのリコール等の分析を合理的に進めるため、平成20年度から平成25年度受付案件のうち、リコール情報に基づき同種事故事例を取りまとめた。
- ・個々の製品事故に対するR-map分析とあわせて、FTA^{（注4）}、FMEA^{（注5）}等を活用した過去の製品事故、設計に遡った分析等の総合的なリスク評価を行い、これらの結果に基づく安全対策の在り方等を経済産業省製品事故対策室に報告した。

注4：FTA：Fault Tree Analysis（故障の木解析）

注5：FMEA：Failure Mode and Effect Analysis（故障モードとその影響の解析）

②ヒヤリハット情報の収集状況

- ・家電量販店から提供を受けた修理受付情報数万件について、テキストマイニング等の手法を用いて分析を行い、分析結果をデータソースの家電量販店へ提供するとともに、ナイト内部での活用を図り、製品事故の未然防止に活用した。
- ・ヒヤリハット情報を入手ための窓口拡大に向けた、日本生活協同組合と情報交換会を2回(9月、12月)実施した。また、ナイトホームページに掲載している製品安全業務の協力先募集に対して応募のあったユニー(株)と2月に協力協定を締結して、ヒヤリハット情報を含む事故情報の入手、製品安全の注意喚起、安全啓発等において協力を得ることとした。
- ・入手したヒヤリハット情報については、その分析結果をナイト全所で共有することとし、その有効な方法について検討を開始した。

③海外の関係機関との連携

- ・9月17日～20日に欧州委員会、ベルギー及びオランダの政府機関を訪問し、欧州製品安全規制体制の調査を行った。
- ・11月27日に経済産業省の依頼に基づき、欧州委員会において電気用品安全法の省令改正を説明した。併せて11月26日～29日にフランス、スウェーデン、ドイツの政府機関を訪問し、欧州製品安全規制体制の調査を行った。
- ・台湾經濟部標準檢驗局(BSMI)からの依頼に基づき、10月23日～24日に講師2名を派遣し、製品事故調査にかかる研修を台北で行った。
- ・海外リコール情報を収集し、日本で販売されている可能性を調査・付加し、経済産業省に46件の情報を提供した。その結果、日本で販売されている輸入製品(20件)のうち16件でリコールの実施が確認できた。
- ・2月24日～2月28日、米国で開催されたICPHSO会議及びICPSC会議(注6)に2名出席し、米国での高齢者増加に対応した製品安全施策への取り組みや貧困家庭の子供に対する安全対策などについて情報収集するとともに、安全設計にヒューマンファクターを導入する際の課題について、意見交換を行った。
- ・事故情報データベースの英文化については、英文化した際の正確性、有効性や費用対効果等についても勘案し、引き続きその実現に対して検討することとした。

注6：ICPHSO：国際消費者製品健康安全機構

ICPSC：国際消費者製品安全規制担当者コーカス

④事故の未然・再発防止のための情報提供等

- ・「生活安全ジャーナル」(Web版)を発行。事故防止注意喚起リーフレット(3種類)、社告・リコールリーフレット(3種類)、注意喚起ちらし(19種類)、ミニポスター(再現実験映像を含む、12種類)をホームページに掲載。また、学校での事故防止のちらしを経済産業省と共同で作成。さらに、「主婦連だより」などの雑誌等に13件の寄稿を行い、その他の取材等による雑誌等への記事掲載が34件、学術論文への引用が1件確認された。
- ・「扇風機」「エアコン」「自転車」など製品別にリコール情報を加えたほか、や子どもなどの属性毎、一酸化炭素中毒などの現象などをテーマに、再現実

験映像を交えたプレス説明会を月1回開催。この定期 プレス説明会で使用した映像（画像）をマスメディアを通じて広く国民に提供した。また、各支所においても地方版資料を作成し全国版とともに地元報道機関等へ配布した。これらの活動によって、次のとおりマスコミ報道が行われた。

- a. 新聞による注意喚起等（記事掲載）が74回（うち5大紙^{（注7）}17回、地方紙・専門紙等57回）。
- b. テレビによる注意喚起等（放送）が150回（うちBS含む全国放送73回、地方ローカル放送77回）。

注7：5大紙：読売、毎日、朝日、産経、日経

- ・PSマガジンを毎月第2及び第4火曜日に配信（25回）。PSマガジン配信登録のお願いを関係機関に送付するとともに、PSマガジンによるリコール情報等の利用者を増加させるため、公共機関、業界団体への登録依頼を行い、8,760件（前年度から395件増加）に配信した。
- ・全国の消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修、大学、業界団体等に講師を111回派遣し、事故事例などを紹介（受講者延べ人数：5,255名）。また、経済産業省主催の製品安全セミナー等（電安法セミナー2回含む）に計17回講師を派遣し、製品安全セミナー会場には事故品、事故事例パネルを展示して注意喚起（参加者延べ人数：2,963名）。さらに、各自治体や消費生活センターが主催する「消費生活展」などに全国で54回出展した。
 - a. 主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会・関西大学との共同で社会人教育講座を東京及び大阪で開催し、「製品安全対策の基礎知識」について講義（各15回）。（受講者：東京68名、大阪32名）
 - b. 業務報告会を11月に大阪及び東京で開催し、大阪会場は291名、東京会場は398名の参加者を集めた。
 - c. 中学生以上の製品安全教育DVD教材を全国の中学校に配布し、若年者への製品安全の普及・啓発を図った。

⑤製品事故原因究明分析結果等の活用

重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメント（経年劣化事故は発生件数が少ないため、コメントは5件）を中心に次のa.～d.について、毎週、経済産業省に報告した。平成25年度は計515件の報告を行った。

- a. 事故件数が多い製品についての原因等について
- b. リコール対象製品の事故発生状況
- c. 経年劣化について長期使用製品安全点検・表示制度対象品目の見直し
- d. 事故情報収集制度による対応状況

(3) 技術基準・規格等の提案活動の強化

①製品の安全確保のための標準化

- ・平成24年度に行った高齢者用製品のリスクレベル分析結果から、介護用手すり

を規格・基準等の提案対象製品として選定した。そのうち事故の最も多い「浴槽用手すり」に焦点を絞り、浴槽から手すりが脱落する事故防止対策として、固定性試験方法や隙間への閉じ込め回避試験方法等を開発し、JIS 規格案を作成した。

- ・乳幼児用製品に関する共通安全対策として、「隙間・開口部への身体挟み込み」の危険源について、乳幼児の身体挟み込み可能性を確認する試験方法を開発し、JIS 規格案を作成した。

②国際標準化活動

- ・ナイトが開発し IEC に提案中のプラスチック燃焼試験方法は、ラウンドロビンテストへの協力が十分ではないことから、9月の TC89 国際会議（トルコ）において、これまでに集約したラウンドロビンテストの結果を添付した形で、あらためて TS の投票にかけることとなった。そのため、ナイトでは附属書を含む投票用テキスト原案を作成し国内委員長に提出。更に、早期 IS 化実現のため、3月に、国内委員長とともにラウンドロビンテスト未実施の各国委員等を訪問し、協力要請を実施した。（国際会議への出席：2回、国内委員会への出席：6回）
- ・日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）が開催するシルバーカー JIS 開発委員会、シルバーカー国際標準開発分科会、車いす座位変換機能国際標準開発分科会に委員として出席するとともに、据置形手すり国際標準開発分科会へオブザーバー出席し、基準作成に貢献した。

③民間団体への技術支援等

- ・日本福祉用具・生活支援用具協会の車いす付属品 JIS 開発委員会、介護用ベッド JIS 開発委員会及び車いす寸法 JIS 開発委員会、製品安全協会のショッピングカート（改正）専門部会、同技術分科会、乳幼児用いす（改正）専門部会及び JIS T9251 点字ブロック改訂委員会に委員を派遣した。

④電気製品の安全基準・基準体系のあり方

- ・平成 25 年 7 月 1 日に技術基準省令の全部改正が行われ、技術基準省令を性能規定化し、技術基準の解釈を二次文書、解釈の解説（平成 26 年 1 月 1 日一般社団法人日本電気協会から発行）を三次文書とする階層構造を実現した。
- ・整合規格案の策定団体に対して、その策定方針と国が二次文書（技術基準の解釈）に整合規格として採用するプロセスを示すために「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について」改訂 3 版を作成した（これを基に国は、通達「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について（平成 26 年 1 月 6 日）」を公表した）。
- ・電気用品の大括り化については、将来的にも法の規制対象外となる事例や大括り化の対象としている「家庭用及びこれに類する電気機器」など「電気機械器具」5 品目の適用範囲の具体的検討を開始した。
- ・法の周知のための法令業務実施ガイドを技術基準省令の改正等の趣旨や昨年度に開催した説明会での意見等を反映し、より判りやすく改訂し、これをテキストとした説明会を大阪、名古屋及び東京で開催した。（参加者計 521 名）

・海外の事業者等への活用に資するため上記ガイドの英訳を行った。

(4) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施

① 重大製品事故の原因究明

・重大製品事故の原因究明調査については、優先度に従って調査を実施するとともに、効果的な再発防止策実施のため経済産業省等と緊密な連携を図り、事故検討会の回数を増やすなど、効率的に事故調査の実施し、調査の結果、次のとおり効果的に再発防止策がとられた。

a. 電気洗濯機の事故調査

－事故調査の結果、点検・修理等の社告に繋がった

－当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災事故について、警察・消防とナイトが合同調査を実施。

－洗濯水槽の下部で結束されているクラッチソレノイドのリード線の固定状態や洗濯機の設置環境による振動など様々な要因が重なり、リード線と結束バンドが擦れて断線し、放電が発生して発火し、洗濯水槽樹脂へ類焼したものと推定。

－製造事業者は、事故防止を図るため、プレスリリース、ホームページへ情報掲載、新聞社告等を行い、無償で点検・修理を実施した。（対象台数 729,116 台）

b. 電気洗濯乾燥機の事故調査

－事故調査の結果、部品交換の社告に繋がった。

－当該製品を使用中洗濯機の背面から出火し、当該製品を焼損する火災事故について、消防とナイトが合同調査を実施。

－電解基板の電源回路に品質特性にバラツキのあるダイオードが使用されていたことから異常発熱し、電解基板ケース内で発生した火花が、乾燥運転時に堆積した衣類のほこりに着火したため、本体への延焼や周辺焼損等の拡大被害に至ったものと推定。

－事業者は、同型の製品における過去の事故も同様の原因と推定し、事故防止を図るため、ホームページへの情報掲載、新聞社告等を行い部品の交換を実施した。（対象台数 54,400 台）

c. 踏み台

－事故調査の結果製品交換に繋がった。

－当該製品の脚部を支える樹脂製のヒンジ部が破損し転倒、負傷した事故について、製造時に樹脂部品と脚部をリベットでかしめたとき樹脂に大きな引っ張り力が加わったため、樹脂部品のリベット孔周辺に亀裂が生じ、使用によってヒンジ部が破断し、事故に至ったものと推定。非重大事故は1件（製品破損）であった。（対象台数 14,456 台）

－事業者は、事故防止を図るため、ホームページ、店頭 POP にて使用中止をよびかけるとともに製品交換を実施した。

・リコール対策に関する施策への貢献

技術基準に対し不適合である輸入石油ストーブについて、国に試験に関する技術情報を提供し、消費生活用製品安全法に基づく危害防止命令の迅速な発動に貢献した。

・経年劣化事故の調査【再掲】

これまでは製品単位での事故原因の報告であったが、横断的分析を行うため、部品に着目した調査様式に改め、これを活用し、製造年月、使用期間等の情報を収集し、類似の部品を使用した製品にも活用できるよう、情報収集の拡充に努めた。

②経済産業大臣からの指示に基づく立入検査等

・工業標準化法に基づく立入検査

- a. レディミクストコンクリート（47件）について経済産業大臣指示に基づき着実に実施。
- b. 次年度に向けた全国立入検査担当者会議を平成26年3月18～19日に開催し検査時の問題事案の対処方法等について、統一を図った。

・工業標準化法に基づく試買検査

試買検査（レディミクストコンクリート、リフレックスリフレクタ、はんだ、一般工作用接着剤）を実施し、報告書を作成し、その結果を経済産業省に提出。

・製品安全4法^(注8)に基づく立入検査

立入検査実施状況については以下のとおり実施。

- a. 電安法 150/150件（うち、検査不能事業者13件を含む、ただし所在地確認・廃業等の調査は実施）
- b. 消安法 40/40件（うち、検査不能事業者3件を含む、ただし所在地確認、廃業等の調査は実施）
- c. 液石法 13/13件
- d. ガス事法 7/7件
- e. 経済産業大臣指示に基づき、効果的な立入検査の実施のため、法令違反や事故の再発防止について行政指導が行われた事業者等をタイプ別に選定し、タイプに応じて重点的に調査する項目等について、検査を実施した。
タイプⅠ：経済産業省が過去に法令違反で行政指導等を行った事業者のうち、法令遵守状況についてフォローアップする必要があると思われる事業者→過去の違反内容への対応状況を重点的に確認。（電52件、消5件）
タイプⅡ：経済産業省が過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる事業者→事故の再発防止策への対応状況や社内体制全般を確認。（0件）
タイプⅢ：前年度に技術基準等が改正された品目に係る届出事業者→法令の遵守状況のうち、技術基準への適合確認を重点的に確認。（電2件）

タイプⅣ：前年度に新たに規制対象となった品目に係る届出事業者→法令の遵守状況を網羅的に確認。（電 27 件）

タイプⅤ：前年度に新規に事業の届出を行った事業者→法令の遵守状況を網羅的に確認。（電 37 件、消 20 件）

タイプⅥ：その他、特に立入検査が必要と思われる事業者→個別の事案に応じて適宜決定。（電 32 件、消 15 件、液 13 件、ガ 7 件）

- ・経済産業省からの指示に基づく立入検査について、実施状況を管理簿によって管理を行い、遅延が発生しないよう四半期末毎に各支所担当者に確認を行的に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。また、次年度に向けた全国立入検査担当者会議を平成 26 年 3 月 18～19 日に開催し、検査時の問題事案の対処方法等について、統一を図った。

注 8：製品安全 4 法とは、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法をいう。

- ・計量法に基づく指定製造事業者制度運営
 - a. 計量法に基づく指定製造事業者制度によって経済産業省から送付されてくる変更届出書、立入検査結果報告書等の書類の整理・更新を迅速に行い、管理台帳の改訂を着実に実施した。
 - b. 立入検査結果報告書等を取りまとめ、立入検査結果総括表等の審議資料を作成し、指定製造事業者判定委員会へ提出した。
 - c. 経済産業省からの調査依頼に対し、指定製造事業者に関する調査を行い、支援を着実に実施した。
- ・設備機器の適正な維持管理に努めるとともに、電気製品及び石油機器について適合性検査に必要な技術を維持するために若手職員を対象に外部及び内部研修を実施した。

2) その他

- (1) 国民生活センターとの実務者会議を月 1 回の頻度で 12 回開催し、密に情報交換することによって、ナイトの受付案件のうち国民生活センターにおいてテストを実施している案件については、テスト結果を入手して重複のないよう効率的に調査を行った。（国民生活センターからのテスト結果入手 件数：11 件、ナイトからの情報提供件数：3 件）
- (2) 国民生活センターが主催する商品テスト分析・評価委員会（除菌用品（ウイルスプロテクタ）、変質灯油）に委員として出席し、テスト結果の検討に協力した。
- (3) 相互の外部発表（注意喚起）テーマを情報交換することで摺り合わせができ、消費者への重複のない効率的な情報提供を行った。

A-2. 化学物質管理分野

1. リスク評価に基づく化学物質の管理

(1) 化学物質のリスク評価等

① リスク評価等に必要な情報の整備

(性状情報の整備等)

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という。）関係 3 省（厚生労働省、経済産業省、環境省。以下「3 省」という。）から、一般化学物質のスクリーニング評価と優先評価化学物質のリスク評価に用いるハザード情報（人健康及び生態の有害性）、物性情報等（生分解性、物理化学的性状、環境別媒体別半減期等）を入手し整備した。
(製造・輸入数量等の技術的確認と集計等)
- ・平成 26 年度版化審法辞書（化審法の電子届出システムと連動する化学物質リスト）について、平成 25 年度の告示等に基づく更新を行い、公開した。
- ・平成 25 年度の一般化学物質等の製造・輸入数量等の届出情報のうち、MITI 番号と CAS 番号の関連付けや用途分類等について技術的な確認を行い、不適切箇所を経済産業省に報告した。また、届出数の多い一般化学物質については、これらの不適切箇所について事業所照会の優先順位を検討するための参考情報として、暫定的な推計排出量や暴露クラスを算出して提供した。
- ・平成 24 年度の一般化学物質の製造・輸入数量等の届出情報に基づき、スクリーニング評価に用いる評価対象単位毎の物質リスト（11,979 物質）の作成を行った。また、リスク評価Ⅰ（優先評価化学物質のうち、評価Ⅱを行う優先順位付けを行うための評価）に用いるため、平成 24 年度の優先評価化学物質の製造・輸入数量等の届出情報に基づき優先評価化学物質の製造・輸入数量の集計を行った。

② 一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価等

(一般化学物質のスクリーニング評価の実施)

- ・平成 24 年度の一般化学物質の製造・輸入数量等の届出情報に基づき作成したスクリーニング評価に用いる評価対象単位毎の物質リスト（11,979 物質）に従って、排出量の算出、暴露クラス付け並びにスクリーニング評価を行った。結果は審議会に提出され、法に基づく優先評価化学物質の判定に利用された。
- ・同審議会の判定結果を反映した優先評価化学物質の公示に資するため、判定された物質間の重複や包含関係を整理しつつ公示名称として表現すべき物質の範囲を整理して 3 省に提案するとともに、公示に必要な MITI 番号との紐付け情報等を整理して経済産業省に提案した。（優先評価化学物質のリスク評価（評価Ⅰと評価Ⅱの 2 段階）の実施）
- ・昨年度末に着手した平成 24 年度の製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質のリスク評価Ⅰを実施し、結果を 3 省に報告した。3 省は、この結果を踏まえてリスク評価Ⅱ（化審法の規制対象物質にするか等を判断するための詳細なリスク評価）に着手する 8 物質を選定した。また、平成 25 年度の製造数量

等の届出データを用いたリスク評価Ⅰに着手した。

- ・過年度にリスク評価Ⅱ着手物質として選定されていた3物質について、評価に用いる各種データ（物理化学的性状データ及び環境中半減期データ、製造数量等の届出データ、有害性データ）の精査等を行い、精査したデータに基づきリスク評価の計算を実施し、結果を3省に報告した。

（その他のリスク評価の実施）

- ・昨年6月の審議会において第一種特定化学物質に指定することが決定された、消費者製品に難燃剤として使用されているヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)についてリスク評価を実施し、厚生労働省と連名のリスク評価書にとりまとめた。この評価結果は、3省の合同審議会にてHBCDの製造・輸入やHBCDを含む製品の輸入等に関する具体的な規制措置を決定する際に参考資料として使用された。

（技術ガイダンス原案の作成）

- ・優先評価化学物質のリスク評価手法に関する技術ガイダンスについて、平成23年度に3省に提案した章立てに沿って章ごとに原案を作成し、順次3省に確認を依頼するとともに、ナイト案として公表した。

（評価用システムの構築）

- ・次のように各種ツールの改良やプロトタイプの開発等を行い、リスク評価業務の効率化を進めた。
- ・昨年度、経済産業省に提案した信頼性基準の改訂案に基づき、評価に用いる性状データのキースタディを選定するためのツールについて改良を行い、リスク評価Ⅰ及び評価Ⅱに活用した。
- ・用途・排出係数に関するデータを管理するためのツールのプロトタイプを開発した。
- ・今年度までに実施したスクリーニング評価及びリスク評価の結果と評価に利用した各種の情報をデータベースに登録・管理するためのシステム（以下、「ステータスDB」という）のプロトタイプを開発した。
- ・化審法上の既存物質等を網羅的に収載し管理するデータベースについて、ステータスDBと連携させることによってリスク評価の効率的な実施を可能とすべく、再構築の検討を行い、要件定義等を終了し、プロトタイプの開発に着手した。
- ・一般化学物質等の届出情報について、電子的にエラーチェックを行うためのツールを作成し、効率的にデータチェックを行える体制を整備した。また、スクリーニング評価に用いる評価対象単位毎の暴露クラスを集計算出するツールについて、高速化を図るとともに上記エラーチェックツールと統合する改良を行い、効率的に実施できるように整備した。
- ・優先評価化学物質のリスク評価手法の透明性確保のため、排出量・暴露量・リスクの指標を算出するためのツール（PRAS-NITE）を開発し、公開準備に着手した。

③ リスク評価手法の精度向上及び効率化のための検討

(用途情報の解析)

- ・事業者からの問い合わせ、製造数量等の届出の解析結果などを基に、製造数量等の届出に使われる用途分類の見直し案を作成し、経済産業省に報告した。
- ・3省合同審議会による化審法のリスク評価手法設定時に「今後の課題」として挙げられていた、長期使用製品の使用段階からの排出の取扱いについて、検討に着手した。

(評価手法の改良案)

- ・評価手法や実施手順が不明瞭な部分（漁網用防汚剤、船底塗料用防汚剤等の暴露評価手法等）について、関係業界団体等とともに検討を行い、手法等を具体化した。

(2) 新規化学物質の審査等

① 新規化学物質の事前審査・確認

(新規化学物質の事前審査等)

- ・新規化学物質の審査資料について、分解性、蓄積性等の試験データ等を精査するとともに、3省合同審議会資料等を作成し、審議会において説明等を実施した。
- ・新規化学物質の審査等に関する技術相談（564件（平成24年度比約39%増））について対応した。
- ・化審法審査の合理化検討において、ナイトで過去の生物蓄積性試験判定結果を整理・解析し、蓄積性評価にQSAR^(注1)を活用するなど生物蓄積性の類推に基づく判定の運用案を提案し、審査の合理化に導いた。（3省のホームページから平成25年9月27日に運用通知を公表し、事業者における蓄積性試験の軽減が図られた）。

(新規化学物質の事前確認等)

- ・少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認（構造式・構造コードなど）等を行った（36,775件（平成24年度比約9%増））。
- ・中間物等の申出書類について内容確認等を行った（約273件（平成24年度比約4%増））。
- ・化審法に基づき提出された有害性情報報告についてデータ整理を行い、3省DBに登録し化審法に基づくリスク評価に関する資料作成支援を可能にした（約220件（平成24年度比約20%増））。
- ・新規化学物質の審査手続きの簡略化を目的とした経済産業省及び業界団体との検討を開始し、分解生成物や高分子化合物等の評価方法の検討を行った。

注1：Quantitative Structure Activity Relationship 定量的構造活性相関。
物質の化学構造上の特徴（又は、物理化学定数）と生物学的活性（各毒性エンドポイント等）との量的相関関係のこと。構造的に類似した化合物の物性や毒性について予測することを目的としている。

② GLP^(注2) 査察等

(GLP 査察)

- GLP 適合確認申請のあった試験施設について、書面審査を行い、現地査察を実施し、報告書（案）の作成等を行った（3 件）。また、報告書（案）は、経済産業省及びナイトの査察官による GLP 事例検討会に諮り、内容について技術面からの精査を行った。
- 3 件の査察のうち、1 件は初めての農薬 GLP との合同査察を行い、通常、試験施設がそれぞれ 2 回（各 2～3 日間）受けていた査察を合同で 1 回（3 日間）にすることで、試験施設側の負担軽減を図った。
- 昨年受けた OECD 現地評価^(注 3) について、OECD GLP 会合で現地評価報告を行い、適合評価を受けた。また、現地評価で指摘のあった国内に複数ある GLP の調和に向け、合同査察を通して、お互いの GLP の比較検討を行い、書面審査方法の共通化など査察の整合化に向けた検討を行った。
- GLP 査察の見直しを行い、試験操作確認の廃止等によって業務の大幅な簡素化・効率化を図った。通常、1 度の査察にナイトの査察官 3 名を要していたところ 2 名で対応可能となった。
- 農薬の GLP 査察にオブザーバー参加（1 回）し、経済産業省で実施している GLP 査察との比較検討を行い、農薬 GLP との合同査察に役立てた。また、GLP 事例検討会で報告し、査察官の能力向上を支援した。

注 2：Good Laboratory Practice 優良試験所基準。化学物質の各種安全性試験の信頼性を確保する手段として、OECD において 1981 年に採択された。化学物質審査規制法では、昭和 59 年 3 月に導入し、平成 12 年 3 月に改正した。

注 3：OECD 現地評価：10 年に 1 度、OECD 評価員が各国 GLP 当局の信頼性を評価する制度。

③化学物質審査支援システム（3 省データベースシステム）の整備

- 平成 25 年 3 月から平成 26 年 1 月末までに審議された新規化学物質に係る審査用資料及び審議会後審査シート、平成 26 年 1 月末までに中間物等の申出がなされた新規化学物質に係るデータ（申出書・確認書等約 220 件、実績報告書約 1,200 件）、有害性情報の報告がなされた化学物質に係るデータ（約 310 件分（24 年度報告分約 90 件、25 年度分約 220 件））について同システムへの入力を行った。また、平成 25 年度は、改正化審法に伴い、低懸念ポリマー届出物質（PLC）の入力を新たに実施した（131 物質）。
- 平成 25 年度は、平成 26 年度に新 NITE-LAN に移行するため、電媒化された審査用資料から 3 省データベースへアップロードするためのプログラム改修を実施した。

④公示名称の作成

- 次の i)～iii) について公示名称案を作成し（計 463 物質）、3 省に提出した（平成 24 年度比約 14%減）。
 - i) 新規審査判定後 2～3 年経過した物質（196 物質（平成 24 年度 227 物質））

- ii) 新規審査判定時に名称付与した物質 (226 物質)
 - iii) 優先評価化学物質候補物質 (41 物質)
 - iv) 第一種特定化学物質 (2 物質)
- ・上記の i) については、平成 26 年度に提出予定の物質についても前倒しして公示名称案を作成し、届出者に確認する前の段階まで作業を進めた。(236 物質)
 - ・上記の ii) については、平成 23 年度 11 月よって開始しており、今年度は年間を通じて i) の名称作成案に加えて ii) も行うこととなったが、確実に実施した。
 - ・名称検討会 (i 判定後の物質 : 13 回、ii 新規審査時の物質 : 10 回) を開催し、公示名称案を確認するとともに命名法に関する知識の向上に努めた。さらに、公示名称案の正確性を期すため、公示名称付けに高い専門性を有する他業務担当職員の協力を得て、名称検討会後の公示名称案について確認を行った。
 - ・「国民の声」による化審法と労働安全衛生法 (以下「安衛法」という。) の名称統一の要望を受けて、厚生労働省と経済産業省とともに命名ルールの共通化に関する検討に参加し、ナイトが命名ルール共通化原案を提案して二法の共通化命名ルートをまとめた (平成 25 年 12 月 10 日)。また、安衛法の新規化学物質の告示名称について化審法の名称と整合を図るため、厚生労働省と調整し、196 件の確認を行った。
- ⑤国内外の情報の調査及び OECD 等活動への参画と有害性等予測手法の調査の検討
- (国際会議への出席、国際的な検討事項への対応)
- ・OECD 新規クリアリング会合及び電話会議に出席し、議論に参加するとともにその結果を経済産業省に報告した。
 - ・MAN・PP^(注 4) 関係会合に参加するとともに MAN・PP の実施に係るドキュメント案への意見を提出した。2 物質について技術相談に対応した。
 - ・OECD/GLP 作業部会の対処方針を作成し関係各省と調整のうえ、日本代表として発言・対処した。帰国後は、会合出席者を代表して GLP 各省連絡会へ報告した。GLP 作業部会の各小委員会では、主要メンバーとして、現地評価ガイダンス文書の改正、認定センターと協力した OECD GLP と ISO/IEC17025 との比較検討など各種議論に参加した。
 - ・国内外における GLP 査察の方法を調査し、スタディーオーディット (試験内容、方法に関する監査) をより適切かつ効率的な方法に見直した。
 - ・OECD 主催の GLP トレーニングコースにナイトから 2 名が参加し、査察官としての能力向上をはかるとともに、国内外の査察官との意見交換を通して、GLP 基準の理解を深めた。
 - ・マレーシアの査察当局に対して、ナイト主導で GLP 研修を実施 (ナイトに加えて、CERI での毒性試験に関する講義や FAMIC での農薬 GLP 当局の講義も含む) し、マレーシア当局に貢献した。(マレーシアは 2013 年に MAD^(注 5) 参加する際に、毒性試験に関する知識を深めるように指導されていた。)

- ・HIDA^(注6)主催のリスク評価手法セミナー（インドネシア）に講師を派遣し、日本のGLPについて情報提供を行った。
- ・OECD QSAR Toolbox マネジメント部グループ会合に出席（1回）し、議論に参加するとともにその結果を経済産業省に報告した。

注4：MAN(Mutual Acceptance of Notifications)・PP(Parallel Process)
新規化学物質の安全性評価の複数国同時受入れのための仕組み

注5：MAD (Mutual Acceptance of Data：データの相互受理) OECD テストガイドライン及びGLPに基づくデータであれば、他国にて規制目的で作成された試験データでも、加盟国にデータの受け入れを求めるもの

注6：HIDA(The Overseas Human Resources and Industry
Development Association) 一般財団法人海外産業人材育成協会

(分解性、蓄積性、反復投与毒性の予測手法の調査・検討)

- ・経済産業省委託業務「構造活性相関手法による有害性評価手法開発」で開発した有害性評価支援システム統合プラットフォーム（反復投与毒性予測支援システム（HESS）及び付属するデータベースシステム（HESS DB））をホームページ上で引き続き公開し、運用を行うと共に機能追加・操作性向上のためのシステムの改修を行った。また、約84物質の化審法試験データ及びこれと関連する作用機序情報を入力すると共に、US EPAのToxCastプロジェクト及びEUのCOSMOSプロジェクトと反復投与毒性データ交換を実施し、システムのデータベースの拡張を行った。（従来の約500物質から約1,800物質に拡張した。）さらに、民間企業の協力を得てシステムの予測精度の改良を行った。（従来の33カテゴリーを61カテゴリー*に拡張した。）

*カテゴリー：類似の分子構造を持ち、同じ毒性を有する化学物質をまとめたグループ

- ・反復投与毒性予測支援システムの普及のため、国内のユーザーを対象とした操作方法の講習会（3回実施）を実施するとともに、欧州毒性学会及び米国毒性学会においてブース展示等を行い、海外の普及活動を行った。

(3) 立入検査等

- ・経済産業大臣の指示を受け、中間物／輸出専用／閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を35件（前年度33件）実施した。また、これまで実施していなかった少量新規化学物質の立入検査を5件（3月末）実施した。また、全ての報告書について細部にわたってチェックを行い、報告期限内に経済産業省に提出した。この報告を踏まえ、経済産業省で問題点の対処方針の検討・事業者への改善要求が行われた。
- ・3省と協力して立入検査計画（平成25年9月から平成26年6月まで）を策定した（33件）。

2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

(1) 化管法に基づく届出の集計等

(届出データの記録・集計と公表用データ等の作成)

- ・ 化管法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行った。また、平成 25 年度末でハードウェアのリース期間が満了し、平成 26 年度からのハードウェアが NITE-LAN と統合するため、PRTR 届出システムの移行及び開発言語の最新バージョンへの対応のための改修を実施した。さらに、PRTR 届出システムについて、セキュリティマニュアルを作成し、セキュリティを確保する体制を整備した。
 - ・ PRTR 届出データについては、データの内容の確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力した。PRTR 届出データの内容の確認については、集計結果や環境への影響に関する精度が確保する選定ルールを作成しデータの品質を維持した状態で、照会件数を前年度の 3400 件から 700 件まで削減した。
 - ・ 平成 25 年度の届出件数 36,504 件（平成 24 年度届出件数 36,638 件）について、届出データを集計し、国から提供された裾切り推計及び非点源推計結果を合わせた公表用データ等を作成した（国から 3 月 6 日に公表済）。
- （電子化率の維持・向上と書面届出書の電子化）
- ・ PRTR 届出作成支援プログラムによって作成された 2 次元コード付き書面届出書は、書面届出の 15,683 件の内、約 46% に当たる 7,182 件（届出全体の約 20%）であり電子届出（約 56%）と磁気届出（約 1%）とを合わせて届出全体の約 77%（前年約 75%）が電子的に処理可能な届出となり、高い状況を維持した。
 - ・ 届出の電子化率のより一層の向上に向け、PRTR 届出作成支援プログラム Web 版の開発を行った（従来のように支援プログラムをインストールする必要がないため、事業者にとっては社内セキュリティ上の問題や改訂版の再入力といった手間を省くことができる）。また平成 24 年度及び平成 25 年度に届出のあった約 2 万の事業者に対して、PRTR 届出作成支援プログラム Web 版の普及や電子届出利用促進のためのダイレクトメールを配布した。
 - ・ 事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせは約 1,100 件、PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせは約 4,600 件あったが、的確に対応した。
 - ・ 自治体主催の講演会等で、化管法 PRTR 制度における届出実務等に関する説明、リスクコミュニケーション、及び PRTR 届出作成支援プログラムの広報に関する講演を行うとともに、ホームページの提供情報の更新を迅速に行うなど普及啓発を行った。ホームページへのアクセス数は、約 195 万ページであった。また、自治体担当者向けに、ナイト主催の自治体職員に対する PRTR 事務処理講習会の開催や、国が行う講習会の講師を行った。
- （関連情報の収集及びデータ解析等）
- ・ 24 年度公表の PRTR 届出データを用いた過年度との比較（9 年間）報告書を作成、ホームページから公表するとともに、排出削減量の大きい県を対象とした解析を行った。更に、25 年度公表の PRTR 届出データを用いた過年度との比較（10 年間）の解析を開始した。
 - ・ PRTR マップについては、サイバー攻撃に対応するため、ファイルが改ざんされ

た場合に自動的かつ速やかにサイトを停止する機能の追加を行い、平成 24 年度公表 PRTR データを用いた PRTR マップをホームページから公開した。また、現在利用中のアプリケーションサービスプロバイダー（ASP）との契約が平成 25 年度末で終了することから、平成 26 年度以降においても引き続き PRTR マップを公開するため、保守、改ざん検知、脆弱性診断も併せた運用を行うための対応を行った。

(2) 電子届出の利用拡大

- ・普及・啓発活動の継続実施によって、平成 25 年度の PRTR 届出において、電子届出は全体の約 56%（前年約 54%）、電子的に処理可能な届出率（電子（約 56%）+磁気（約 1%）+二次元コード付き書面（約 20%））は約 77%（前年約 75%）と非常に高い利用率であった。更に、電子的に処理可能な届出の拡大のため PRTR 届出作成支援プログラム Web 版を開発した。また、PRTR 届出作成支援プログラム Web 版の普及や電子届出利用促進のためのダイレクトメールを約 2 万事業者に配布した。

(3) 国内外の情報収集

- ・平成 25 年 11 月に開催された PRTR タスクフォース会合に参加し、排水処理技術、プラントの有効性についての情報収集プロジェクト、PRTR データセンター等の海外の PRTR 制度の動向に係る情報収集を行った。

3. 化学兵器に係る国際約束の担保

- (1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第 30 条第 5 項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、同条第 6 項に基づく経済産業大臣の指示に従い 24 件実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

その内訳は、表 2 剤 5 件、表 3 剤 2 件、有機化学物質 17 件であった。

化学兵器禁止法第 33 条第 4 項に基づく立入検査等については、同条第 5 項に基づく経済産業大臣の指示はなかった。

検査等立会いの場で訓練を実施するとともに、立会団長を養成し、職員の育成・対応能力の向上を図った。

- (2) 事前調査については、経済産業大臣の指示に従い、20 件を的確に実施し、国際機関による検査の円滑化に貢献した。実態調査については、経済産業省の指示はなかった。

- (3) 今まで申告されてなかった表 2 剤（毒性物質）事業所が国際機関に申告されたことに伴い、対抗分析において当該毒性物質を対象に分析を実施する可能性があることから、当該毒性物質の分析方法について検討した。また、新たに配属された職員に対し対抗分析の基礎技術習得のための訓練を実施した。

- (4) 現在、表 2 剤（毒性物質）の分析方法について、国際機関において検

討されており、それに対する対抗分析の実施を想定し、当該毒性物質の分析方法の検討を行った。

4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

(1) 化学物質の安全性等の情報の整備提供

① CHRIP 等の情報整備と提供（CHRIP の情報整備と提供）

- CHRIP^(注 7) については、アウトソーシング、入力データ項目の整理や工程削減などデータ更新業務の効率化を図りながら、8 回の更新を行い、約 88,000 件の情報の追加及び約 18,000 件の修正を行った。
- CHRIP の閲覧数は平成 24 年度から約 10% 増の約 1,074 万ページ（見込み）であった。また、更新内容については、ホームページやメールマガジンから情報提供をするとともに、業界紙を通じた情報提供を行った。また、講演会等（事業者向け 2 回、海外研修生やアジア向け 6 回）において使用方法や提供している情報の説明を行った。
- CHRIP に掲載する信頼性ある毒性試験情報を充実させるために、経済産業省が実施した毒性試験結果について、平成 24 年度までに審議した 107 試験データについて英訳も行って CHRIP に掲載を行った。

（GHS の情報整備と提供）

- GHSr^(注 8) 情報については、国が行った GHS 分類結果（日本語）162 物質を追加公開した（累計 2,758 物質）。また、英語版も 520 物質を公開し、累計 1,990 物質となった。さらに 371 物質について翻訳を行った。閲覧数は前年度から約 7% 増の約 120 万ページであった。
- GHS 情報の英語版は、OECD の e-ChemPortal^(注 9) と連携しており追加物質にリンクするためのデータを OECD に提供していた。

（J-CHECK の情報整備と提供）

- J-CHECK^(注 10)（日本語版）については、Japan チャレンジプログラムデータ、新規化学物質の判定結果等のデータを公表し、分解度試験、濃縮度試験、生態影響試験のデータを約 220 追加し、約 5,500 試験となり、英語版は、約 3,300 試験データとなった。閲覧数は、日英合計約 242 万ページであった。J-CHECK は改正化審法におけるスクリーニング評価結果情報掲載等のため、改修を行った。

なお、英語版は OECD の e-ChemPortal と連携しており、J-CHECK（英語版）に追加した物質へリンクするためのデータを提供している。

（新規事業）

- 化学物質の有害性等に関する情報整備と提供を目的とし、ナイト独自事業として「化学物質評価の促進に係る有害性等調査に関する業務」を開始した。

注 7：「化学物質総合情報提供システム」の英語名称「Chemical Risk Information Platform」の略で、ナイトの登録商標

注 8：The Globally Harmonized System of Classification and

Labelling of Chemicals (世界調和システム)

注9: Global Portal to Information on Chemical Substances 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム(IFCS)による2003年の採択を受け、経済協力開発機構(OECD)が2007年に公開を開始した、加盟国や国際機関が有する既存化学物質の有害性、GHS等情報のポータルサイト

注10: Japan Chemicals Collaborative Knowledge Database 化審法を所管する3省(厚生労働省、経済産業省及び環境省)が化学物質の安全性情報を広く国民に発信するため共同で作成したデータベース。3省が有する試験データを公開。

② 新たな情報の追加及びシステムの整備

- ・平成24年度調査等の結果を踏まえ、CHRIPの情報提供については、GHS情報の検索をCHRIPに統一することによってユーザーの利便性を向上させるとともに、厚生労働省等の要望を受けて職場のあんぜんサイトのモデルSDSへリンクを追加するなどの改修を行った。
- ・GHS情報の提供に関して、定型的な一部情報の英訳及び公表用資料作成のためのシステムを作成して次年度以降のデータ更新管理の効率化を行った。
- ・化審法のスクリーニング評価結果、Japanチャレンジプログラムについては、国の事業の情報公表用ツールとしてCHRIP及びJ-CHECKにおける情報提供について検討を行い、システムの改修を行った。また、安衛法番号検索対応や安衛法規則対象物質等の対応のためのシステムの改修を行った。
- ・海外における日本企業の化学物質管理を含めた企業活動の利便性等や国内におけるリスク管理に基づいた化学物質管理等に資するため、産業界から要望の強いアジアの法規制情報についてタイの規制化学物質情報や化審法に基づく製造・輸入量の情報を新たに追加するとともに、化審法届出不要物質を英訳し掲載するなどこれら新たな情報として約73,000件の情報を追加した。
- ・次期CHRIPについては、これまでの各種調査結果等を踏まえ、今後の利用目的と情報提供についての検討を行い、これまでのCHRIPの課題・問題点等を踏まえ、次期CHRIPのシステム開発仕様書の作成に着手した。また、データ更新の効率化やデータの信頼性向上などの観点から、前倒しでGHS分類結果との連携の強化を図ったとともに、他のCHRIPデータ更新の効率化を図り、加えて、データの信頼性向上やデータ更新の効率化を図るため科学技術振興機構(JST)や日本化学工業協会など関連する機関と連携に向けた意見交換を開始した。

③ 化学物質管理情報の収集・整理及び国際情報基盤整備支援について

- ・経済産業省が推進する「アジアンサステイナブルセーフティ」構想の一

環としてアジアの化学物質情報基盤の構築を支援するため、日本・アセアン経済産業協力委員会（AIMECC）会議等に参加、経済産業省が開発を進めているアセアン各国の化学物質法規制等情報を共有するためのアセアン DB について協力を表明。CHRIP の表示機能を拡充する対応案が歓迎されたことから、次期 CHRIP の仕様に追加した。この他、JICA、HIDA 主催のリスク評価手法セミナー（タイ、ベトナム、インドネシア）に講師を派遣し、我が国の化学物質情報基盤や化審法リスク評価手法などの情報提供を行った。

- ・ 経済産業省がタイ及びベトナム政府と締結した MOC に基づく政策対話等に参加（11月、3月等）しナイトの化学物質管理に関する役割を説明するとともに今後の協力について意見交換を行った。この一環としてベトナム化学品庁の長官を含めた幹部職員等に対してナイトの保有する化学物質データベース構築などに関する技術協力を 5 回にわたり行った。これらによって、企業に負担の大きい欧州型ではなく負担の少ない日本型の化学物質管理制度採用の方向性に寄与した。
- ・ 中国、韓国及び台湾の化学物質管理の中核的機関と化学物質管理制度や化学物質インベントリ等に関して対話を実施、今後継続的に会合を持ち情報交換を行うこととなった。
- ・ OECD において国際情報基盤整備を推進している Global Portal 運営会合（電話会議を含む）に参加し意見提出及び情報収集を行った。また、OECD IUCLID^(注 11) ユーザグループ専門家パネル会議（電話会議を含む）に参加し、意見提出及び次期 IUCLID6 開発等に関わる情報収集及び検討を行った。
- ・ J-CHECK 英語版は OECD の e-ChemPortal と連携しており、J-CHECK（英語版）に追加した物質へリンクするためのデータを提供している。（再掲）

注 11:International Uniform Chemical Information Database 欧州の化学物質管理規制に対応した化学物質管理に係るデータベース

④ ナノ材料の安全性等

（ナノ材料の安全性の調査等）

- ・ ナノ物質に関する情報については、経済産業省が実施しているナノ関連検討会（低炭素社会を実現する超軽量・高強度革新的融合材料プロジェクト（NEDO 交付金以外分）ナノ材料の安全・安心確保のための国際先導的安全性評価技術の開発）の中間評価会に参加したとともに「ナノ材料に係る諸外国の規制動向及び安全性情報に関する情報」を収集した。（製品経由の化学物質のリスク評価手法の調査等）
- ・ 消費者製品含有化学物質のリスク評価及び法規制についての調査を開始した。

- ・今後取り組む予定の消費者製品含有化学物質のリスク評価の内容について考え方等の整理を行い、当該分野の国内外の法規制や評価手法について、調査と検討を開始した。
 - ・平成 25 年 6 月の審議会において第一種特定化学物質に指定することが決定された、消費者製品に難燃剤として使用されているヘキサブロモシクロドデカン（HBCD）についてリスク評価を実施し、厚生労働省と連名のリスク評価書にとりまとめた。この評価結果は、3 省の合同審議会にて HBCD の製造・輸入や HBCD を含む製品の輸入等に関する具体的な規制措置を決定する際に参考資料として使用された。（再掲）
- (2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備、提供
- ・自治体のホームページアドレス変更によって、リンク切れを起こしていたページについては、その都度新規ページにリンクを張り直すなどの最新情報を提供することに努めた。
 - ・自治体等が主催する講演会等において（参加者は、事業者が主）、ホームページから提供している PRTR マップやリスク評価体験ツールを活用したリスクコミュニケーションの方法等に関する説明を行った（全国で計 13 回）。
 - ・自治体職員に対し、ナイト主催の PRTR 事務処理講習会や、経済産業省主催の研修での講演を通じて、PRTR データに基づくリスクコミュニケーション等について説明を行った。

A-3. バイオテクノロジー分野

1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

(1) 遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務

① 申請書類の事前審査等の審査支援

GILSP 相当の遺伝子組換え微生物の使用に係る申請書 228 件（平成 24 年度 61 件）の事前審査を行った。

産業構造審議会での審議が必要と判断された申請 8 件については、申請書の技術的内容の事前確認を実施し、産業構造審議会において申請の説明を行うことによって、審査の支援を行った。また、事業者からの事前相談 9 件（平成 24 年度 11 件）、電子メールによる問い合わせ 33 件（平成 24 年度 38 件）、電話による問い合わせ 39 件（平成 24 年度 52 件）にも適切に対応した。

第二種使用の申請手続きについては、申請者の利便性向上を目的として、合併申請（複数の申請書の一つにまとめて申請すること）の運用を開始するとともに、申請マニュアルの更新及びよくある問い合わせをまとめた Q&A の公開を行った。これらの内容については、カルタヘナ法説明会において説明を行った。また、新たな審査手法の検討を行うために、有識

者によって構成された「カルタヘナ法第二種使用等運用改善検討委員会」を3回開催し、新たな審査手法案を作成した。

経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物リストの改正については、経済産業省からの依頼を受けて、リストの改正業務を実施した。新規追加候補の宿主・ベクター・挿入 DNA について、名称の確認と安全性評価を実施し、作業結果については、学識経験者よって構成された「GILSP 告示原案作成委員会」（1回開催）において助言を得た後、告示原案を作成し、経済産業省へ提出した。

過去に経済産業大臣の確認を受けた申請書類のデータベース化については、データベースの更新を行うにあたり、システムの再構築を行うための準備を開始した。

②立入検査等による事後の確認

経済産業大臣からの指示に基づき、法令遵守状況の確認のための立入検査12件（平成24年度実績12件）を実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。立入検査を適正、かつ、円滑に実施するために、立入検査員の品質の斉一化及び能力向上を図る目的で、講習会を1回開催した。

③カルタヘナ議定書締約国会合への活動に対する協力等

10月にモンテリオールで開催した第17回生物多様性条約の科学技術助言補助機関会合（SBSTTA17）に参加したほか、経済産業省が実施する「生物多様性関連の遺伝子組換え技術に係る国際交渉等調査検討委員会」に委員として参加し、合成生物学に関する情報収集を行った。また、海外の遺伝子組換え規制の現状を調査する目的で米国・英国・デンマークの規制当局を訪問し、各国の規制体系について今後の議論に生かすべく情報収集を行った。

(2) 微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ指針への執行・支援業務

- ・開発した分解菌についてバイレメ^(注1)指針の適合性評価（大臣確認）に必要な情報（菌株の分類学上の位置付け、菌株の好適生育環境、ヒトや動植物に対する病原性、有害物質の産生性、分解生成物や分解経路等に関する情報）の取得に加え、昨年度開催の産構審・中環審合同部会の意見を反映させた申請書を作成し、経済産業省へ提出した。
- ・野外でのバイレメ実証試験の実施にむけ、大臣確認に必要な情報のうち、ヒトや動植物に対する病原性、有害物質の産生性、および分解生成物や分解経路に関する情報については、各株について完全長ゲノム解析を行い、遺伝子情報からも評価を行った。
- ・昨年度に引き続き、沖縄県の依頼を受けて、「微生物を活用した汚染土壌の浄化処理技術開発事業」における審査委員として審査に参加し、モニタリングについて技術的支援を実施した。
- ・大臣確認予定株のゲノム解析結果について学会発表を2件実施した。

注1：バイオレメディエーション

微生物等の働きを利用して汚染物質を分解等することによって
土壌、地下水等の環境汚染の浄化を図る技術

(3) 微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組み

- ① 環境に導入する微生物を有害菌と区別するための評価手法の開発に必要な次の技術情報の収集・整備を行った。
- ・ 昨年度までに作成した有害菌（ヒト／動物／植物病原菌及び日和見感染菌）のリストに、海外（ドイツ）における有害菌の情報（ヒト／動物／植物病原菌及び日和見感染菌）を追加した。さらに、作成したリストの公開に向けて菌株の属名等の分類の見直しを行いホームページ上から公開した。
 - ・ 有害菌を区別するためのゲノム情報・指標遺伝子の収集・整備については、ヒト／動物／植物病原菌及び日和見感染菌に該当する菌株並びにその類縁菌に該当する 56 属 129 種の NBRC 株（162 株）についてゲノムシーケンシングを実施した。
 - ・ 特に 2 属（*Nocardia*, *Pseudomonas*）123 種については、種・株レベルで有害菌を区別するための判定手法（MLSA 法^(注2)）の開発を目的に、その判定指標となる遺伝子候補としてハウスキーピング遺伝子を取得し、それらの配列を用いた手法の開発を実施した。・ 昨年度開発した *Acinetobacter* 属の MLSA 法について、公開用解析データを完成させ公開した。また、昨年度開発した PCR 法^(注3) のオーソライズに向け、論文投稿の準備を行った。さらに、開発した MLSA 法については日本微生物分類研究会にて発表を行った。
 - ・ 環境中から頻繁に検出される *Comamonas* 属について、昨年度収集・整備した技術情報及び指標遺伝子をもとに MLSA 法を開発し、解析データを完成させ公開した。

注2：MLSA 法（multilocus sequence analysis）：株レベルでの分類が可能な複数の遺伝子の DNA 塩基配列に基づく分子系統解析法。

注3：指標遺伝子を簡便に検出するための PCR 法を用いた手法：指標となる遺伝子の DNA を PCR 法によって増幅し電気泳動によって分離する。これによって、指標遺伝子の保有について、バンドの有無をもって簡便に検出することができる。

- ② 環境微生物の網羅的な菌叢（きんそう）解析手法の開発に必要な次の技術情報の収集・整備を実施した。
- ・ 従来の菌叢解析手法である T-RFLP (Terminal Restriction Fragment Length Polymorphism) 法と次世代シーケンサーによる解析結果を比較した結果、次世代シーケンサーでは菌叢についてよって網羅的なデータを取得することが可能であり、生態系への影響をより正確に把握できる

ことを確認した。

- ・事業者が次世代シーケンサーを利用し、バイレメ現場での菌叢モニタリングを効率的に実施できるように、バイレメ指標微生物（ヒト・動植物病原菌、汚染物質分解菌、共生菌）についてのデータベースを整備した。特に、今年度においては、汚染分解菌を活性化する共生菌及び植物病原菌の情報を収集した。
 - ・次世代シーケンサーを用いた網羅的な菌叢解析手法の開発について、学会発表を4件実施した（共同研究先を含む）。
 - ・一般財団法人バイオインダストリー協会主催の外部有識者から構成される検討委員会に参加し、微生物の野外利用時の生物多様性影響評価を実施する際に必要な評価項目、評価方法について、最新情報を収集するとともに、これまでの取り組みを踏まえて積極的に意見出しを行った。
- ③ 遺伝子組換え微生物の土壌、排水、舗装面への環境漏洩時の収去・検出標準作業手順書を作成し、漏洩した微生物の環境中での消長を経時的に把握するためのモニタリング手法を整理した。この作業手順書に基づき、組換え酵母を用いた追加試験（低栄養培地による選択性の検証）を行い、その結果を反映させた作業手順書を作成した。また枯草菌の環境での消長把握とモニタリング手法の調査に着手した。

2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

(1) 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

国際レベルの生物遺伝資源機関（BRC）として、研究機関や産業上有用な微生物の生物遺伝資源を戦略的に収集し、継続的に保存・提供するため、次の業務を実施。

① 産業利用上重要な微生物等の生物遺伝資源の収集・保存・提供

- ・国内外から産業利用上重要な微生物として、エネルギー関連菌（脂質生産菌、アセトン・ブタノール生産菌等）、バイレメ菌、抗生物質生産菌、病原微生物（日和見菌）、基準株等を新たに収集し、683株をNBRC株として登録するとともに、8,019株の微生物、268クローン91ゲノムDNA1セット（ヒトcDNAクローン）の分譲を行った。また、共同研究先に対して1,187株の微生物を提供した。
- ・MALDI TOF-MSを利用して取得した600株以上の解析データをライブラリ化し、細菌等について品質管理に応用することで、品質管理の高度化、効率化を図った。
- ・産業利用を促進するため、地方公共団体と大学とが共同で行っている地域資源由来微生物を活用した地域活性化事業への協力に着手した。具体的には、ナイトが保有する微生物の収集・保存技術を活用しつつ釜石市と協力し、「釜石はまゆりプロジェクト」における微生物の探索について協力を行った。大学と合同探索を行い、はまゆりから酵母、乳酸菌、糸状菌等を単離した。単離された菌は地域の企業にも食品開発に利用さ

れた。

- ・民間企業からの要請によって、NBRC 株の複製物販売について検討した結果許可用件について整理し、契約を締結して複製物販売を許可することとした。また、複製物にはあたらないが、NBRC から分譲を受けたベンチャー企業によって微細藻類株を利用したサプリメント製造のための生産が開始された。同企業によって水産餌料としての利用も準備中である。

②有用機能等の探索源となる生物遺伝資源の収集・保存・提供

【アジア各国・日本国内での微生物探索】

アジア 3 か国と二国間協力による微生物探索を実施。国内外（特にアジア地域）の様々な環境によって有用機能等の探索源となる微生物（スクリーニング株（RD 株））2,185 株を保存した。

《ミャンマー》

- ・5月にパセイン大学周辺、10～11月にミャンマー中部シャン州の州都タウンジーとインレー湖の周辺で土壌や食品を採集し、それらの試料から糸状菌・酵母・乳酸菌等合計 515 株を収集し、日本に移転した。うち、酵母、乳酸菌等 248 株の保存を終了させた。
- ・10～11月の微生物探索に酵素系企業 1 社が参加し、糸状菌・酵母・放線菌、細菌合計 578 株を収集し、日本に移転保存した。

《ベトナム》

- ・微生物探索は、1 大学との合同探索で行った。
- ・ベトナム北部ハノイ市周辺、中部フエ市周辺、南部ホーチミン市周辺等において採集した植物葉等の試料から、合同探索に参加した大学研究者が糸状菌 737 株を収集し、日本へ移転した（国内で 103 株を選別し、利用数を確定した）。
- ・24 年度にベトナムで収集した糸状菌・酵母・放線菌・乳酸菌・酢酸菌等合計 751 株を提供用として整理・保存した。
- ・19 年度に企業がベトナムで収集した糸状菌 695 株を提供用として整理、保存した。

《モンゴル》

- ・中部ウブルハンガイ県、アルハンガイ県、北部セレンゲ県、ダルハン市等のゲルや市場において採集した土壌・落葉・発酵乳等の試料から、糸状菌、酵母、放線菌、乳酸菌等合計 1,045 株を収集し、日本へ移転した。うち、酵母、乳酸菌 318 株については保存終了した。

《国内》

- ・国内各地のおもに食品等から分離した、糸状菌・乳酸菌・酵母等 173 株を提供用として整理・保存した。

【スクリーニング株の提供】

- ・生物多様性条約（CBD）に則った契約によって提供される海外由来株を

含むスクリーニング株について、国内企業及び大学等に新規 2,504 株を含む 12,184 株を提供した。

③ 生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

- ・黄色ブドウ球菌識別のためのコアグラゼ生産能分析を行い、ホームページ上で情報を公開した。
- ・乳酸菌のうち糖の資化性が異なるものを利用したいとの要望があり、乳酸菌 50 株について、糖資化性情報を取得した。
- ・酢酸菌の産業利用のために生育温度の異なるものを利用したいとの要望があり、酢酸菌 55 株について、生育温度特性のデータを取得し、ホームページ上で合計 115 株の情報を公開した。
- ・JISZ2911 かび抵抗性試験検定菌株を中心に孢子形成に適した培養条件の検討を行った。
- ・エタノール発酵関連情報付加のため神戸大学と共同事業を平成 25 年 8 月 26 日に開始し、酵母 723 株放線菌 452 株(平成 26 年 1 月 27 日現在)を神戸大学に提供した。
- ・バイオ燃料や健康等の産業に利用される微細藻類の代謝産物に関する外部機関(民間企業)との共同事業を行うことで、機能性素材のシーズとなる多糖類生産に関する情報を得た。ニーズにあわせた微細藻類株を提供したことにより多糖類を多く生産する藻類が見いだされ、企業の研究開発が促進された。
- ・ユーザーに有益な生物遺伝資源情報を提供できる体制を整備するため、平成 27 年度からの生物資源管理システムの運用開始に向け、内部でシステムの仕様検討を行いながら仕様書を作成した。
- ・昨年度 11 月に日本で初めて分離に成功した、環境修復への利用が期待され、これまで一般に広く公開されていない塩素化エチレンをエチレンまで脱塩素化する *Dehalococcoides* 菌を、東京農工大学との共同研究によって更に 1 株の *Dehalococcoides* 菌の分離に成功した。更なる技術開発のため、東京農工大学及び同大学と共同研究をしている企業に *Dehalococcoides* 菌を提供した。
- ・ナイトが保有する微生物の産業利用を促進するため、民間企業等と共同提案した微細藻類由来バイオ燃料関係の事業が NEDO 事業「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業(次世代技術開発)/微細藻類バイオ燃料製造に関する実用化技術強化の研究開発」として採用され、当該業務を行った。担当課題である、燃料製造に適した株の 1 次スクリーニングのための評価系の構築および燃料生産に適した株(油分生産性 9g/m²/day 以上)の探索を行い、評価系の構築と燃料生産に適した株を複数見いだした。同時に民間企業が設立した「微細藻燃料開発推進協議会(JMAF)」への参画要請を受け、ナイト職員が主査として参画した。
- ・健康・医薬品等の産業に利用される放線菌の代謝産物に関する外部機関

等の共同事業によって、NBRC 株から既知の二次代謝産物を同定した。ゲノム解析の結果によって他の NBRC 株からも類似化合物が生産される可能性があることを発見し、二次代謝産物を産生する微生物株のスクリーニングの効率化に貢献する知見を得た。

- これまで保存が不可能であった菌根菌類について、保存に用いる毛状根の作製に成功した。
- アノテーションを実施する際のデータベースとして、アノテーション統制用語辞書を科学研究費新学術領域研究事業へ提供した。また、遺伝子産物名の修正・統一に係る作業の均質化及び高度・高速化を行うデータベースとして、アノテーション標準辞書を独立行政法人科学技術振興ナ이트バイオサイエンスデータベースセンター統合化推進プログラムへ提供した。
- 論文情報等から既知の微生物の機能に関わる遺伝子情報を収集し、保存している微生物の保有する可能性のある機能について推定するツール「MiFuP (ミファップ)」を構築し、平成 26 年 2 月に公開を行った。産業上利用されているもしくはは有用と考えられる 83 の機能について調査し、273 株の NBRC 株ゲノムについての推定機能を掲載。また、既知の微生物産業利用例や機能について紹介し、微生物産業利用の認知を図るウェブサイト「MiFuP wiki (ミファップウィキ)」についても同時公開した。
- 利用者から要望のある微生物の基本的な取扱いに係る実験講習会を昨年度 2 回のところを今年度は 4 度開催し、微生物の利用促進を図った。
- 抗生物質に代表される医薬成分などに応用されている化合物の生合成経路に関わる遺伝子クラスター情報を網羅的に集約した、放線菌の二次代謝合成遺伝子のデータベース「DO BISCUIT(ドビスキューイ)」について、継続的に今年度 3 回の更新を実施し、94 クラスターの最新の知見を追記した上での公開を行った。また、新規ユーザー獲得のため 3 回の学会・展示会による広報活動を行った。
- 国内のバイオ産業団体、各地域の公設試験研究機関、大学、研究所等との連携を図りつつ、イベントや内外の学会での発表・展示やホームページ、雑誌、新聞等のメディアを利用したの広報活動を国内外で行い、ナイトが保有する生物遺伝資源の種類や性質、提供しているサービス等様々な情報の利活用を促進した。
- 産業利用を促進するため、地方公共団体と大学とが共同で行っている地域資源由来微生物を活用した地域活性化事業への協力に着手した。具体的には、ナイトが保有する微生物の収集・保存技術を活用しつつ釜石市と協力し、「釜石はまゆりプロジェクト」における微生物の探索について協力を行った。大学と合同探索を行い、はまゆりから酵母、乳酸菌、糸状菌等を単離した。単離された菌は地域の企業にも食品開発に利用さ

れた。【再掲】

- ・京都市公設試が受託したサポイン事業「世界市場を開拓する Sake・大吟醸生産システムの革新」に微生物選抜のアドバイザーとして参加し、また、当該公設試が開催する微生物の講座に講師を派遣するなど連携を図った。
 - ・皮膚常在菌として有名であるマラセチアの培養法、バクテリオファージの凍結保存法、薬局方の培地性能試験や適合性試験で必要となる継代数の数え方及び乳酸菌の復元培養法についてメールマガジンで公表した。
 - ・生物遺伝資源の保存方法、培養方法等に関する様々な情報を利用者に提供するため、メールマガジンを隔月で配信した。平成 26 年度 3 月末の配信数は 1,373 名（24 年度末より約 50 名増）
- 国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築
- ・日本微生物資源学会 (JSCC) 参加 23 機関中、8 機関の菌株データを公開しているが、本年度にはそのうち 7 機関についてデータの更新を行った。
 - ・ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) の公開しているデータベースとの連携について協議を行った。
- アジア諸国との生物遺伝資源機関 (BRC) ネットワークの運用
- ・世界微生物株保存連盟 (WFCC) の世界微生物データセンター (WDCM) が推進する世界微生物カタログ (GC) プロジェクトへの協力に同意し、NBRC が提供している微生物に関する情報を提供した。
- GBRCN 枠組み構築への貢献
- ・GBRCN 活動（世界全体の BRC ネットワーク活動）は停止しており、今後、予算の獲得等があれば再開することも考えられるので、GBRCN に関わった機関間で名称の利用や各自の自主的活動についての覚書きを交わした。
 - ・EU では、欧州を中心とした新たな BRC ネットワーク活動（Microbial Resource Research Infrastructure (MIRRI)）が開始しているため、その情報収集のために、国際会議 ICCC、ECCO に出席した。
 - ・GBRCN を背景の一つとしてフランスが提案した ISO/TC276 のタスクグループ Biobanks/BRCs の日本の専門家として参画するとともに、日本のとりまとめをナイトが行う方向で経済産業省に協力しながら調整を行った。
- アジアコンソーシアムの運営
- 【ACM10 の開催】
- ・9 月に中国で第 10 回 ACM (ACM10) を開催した。事務局として、開催準備やメンバー国の参加支援、開催国中国の協力、総会の開催を行った。
 - ・新たなメンバーとして、1 機関（国立環境研 (NISE)：日本）を承認した（現在 13 ヶ国 23 機関が参加）。

【ACM 活動の運営】

- ・ 勢力的に 3 つのタスクフォース ABRCN, HRD, MMT に積極的に参加し、成果を出すことができた。
- ・ 微生物資源移転管理タスクフォース (MMT-TF) では、分類学的基準株の移転方法の国際的メカニズムを目指し、名古屋議定書対応の微生物移転多国間メカニズム (第一弾) : 分類学的基準株の移転を円滑に行うためのスキーム「Network of International Exchange of Microbes in Asia under ACM: NIEMA」を構築し、ACM10 及びその他国際会議や国内学術セミナーで発表した。国内外のコレクションや分類研究者が注目してるところであり、このことは生物多様性条約の科学および技術の助言に関する補助機関 (SBSTA) のサイドイベントでもアジアの取り組みとして報告された。
- ・ 日本・中国・韓国・タイ・フィリピンの 9 機関によるアジア統合データベース (ABRCN) を着実に運用し、WDCM への連携も行った。
- ・ WFCC で ACM について講演並びに広報を行い、世界の BRC にアジアネットワークについて認知されるに至った。
- ・ 事務局として ACM のウェブサイト管理運営し、ACM がより認知され、世界の BRC との連携についてアジアのプレゼンスを示すことができた。

○災害に強い生物遺伝資源保存施設の構築

- ・ 東日本大震災の教訓を生かし、従来から行っている故障に備えた予備の機器の配置や設備機器の固定等の耐震対策に加え、非常用発電機や空調設備の複数化による設置環境の強化を図るこれによって、生物遺伝資源保存施設のモデルとなり得る施設を完成した。

(2) 海外生物遺伝資源に対するアクセスルートの確保

【二国間協力における共同事業の実施】

アジア 6 か国と二国間による共同事業等を実施。これらの利益配分の一貫としてワークショップを開催したり、微生物の合同探索による人材育成等を行うことによって、海外資源国との連携を強化した。

○探索型

《ミャンマー》

- ・ 3 月の MOU・PA 締結を受けて、微生物の分類学、生態学に関する共同研究を再開した。
- ・ 5 月にパセイン大学実験室の環境整備と、同大学の講師・学生との協働で予備実験を実施した。
- ・ 7 月に合同探索の公募説明会を開催した (14 機関 16 名が参加)。
- ・ 合同探索には企業 1 社が参加して、10~11 月にミャンマーで探索を実施した。
- ・ パセイン大学で大学院生向けの微生物学講義と微生物分離の実習を実施し、人材育成を図った。

・2月にミャンマーの研究者2名を招聘し、ナイトで共同事業を実施した。
《モンゴル》

・微生物の分類学、生態学に関する共同研究を維持し、その中で技術協力を実施した。

・7～8月にモンゴルにおいて、現地の研究者と共同で探索を実施した。

・糸状菌の分類同定に関するワークショップ（参加者25名）を開催し、糸状菌基礎分類学の講義と顕微鏡観察実習によって、人材育成を行った。

・1～2月に1か月間、モンゴルの研究者3名を招へいし、ナイトで共同事業を実施した。

《ベトナム》

・微生物の分類学、生態学に関する共同研究を維持し、その中で技術協力を実施した。

・ベトナムでの資源合同探索は大学1件の応募があり、11～12月にベトナムで探索を実施した。現地の研究者と共同で作業を実施するなど、人材育成を行った。

・2～3月にかけてベトナム微生物探索プロジェクトのメンバー2名を招へいし、ナイトで共同事業を実施した。

《ブルネイ》

・産業一次資源省から提示された素材移転合意（MTA）案を精査、検討したが、隔たりが大きく交渉の余地もないため、撤退する方向で準備を始めた。

○BRC型

《インドネシア》

・平成23年度から、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人科学技術振興機構の共同事業である地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）を実施しており、インドネシアにのべ45名の職員と共同研究者を派遣し、微生物の採取・分離・機能解析方法、国際標準のBRC運営を目指し人材育成を行うと共に、微生物株の分離を行った。

・インドネシアからは研究者18名が来日し（3月末予定含む）、ナイト及び協力機関にて、微生物の分離・同定・保存・分類等の技術移転をすると共に、インドネシア産微生物株の評価を実施した。

・本事業でこれまで3287株が分離されており、解析が終了し有用性が見いだされた株について、120株をNBRCコレクションに寄託手続きを行った。

・本事業は日本政府がCBD COP10において発表した途上国支援事業「眠れる森のび（美・微）生物プロジェクト」に位置づけられており、2月に開催された名古屋議定書締約国会議サイドイベントにてLIPIの副長官が本事業についての発表を行ったことで、日本・ナイトの貢献を生物多

様性条約国等に示すことができた。

- ・本事業は JICA 及び JST の中間評価を受け、概ね順調との評価を得た。

《タイ》

- ・平成 25 年度から「微生物資源管理のためのキュレーター育成プログラムに関するプロジェクト」を実施し、微生物管理を担うキュレーター人材育成のためにタイ王国の研究者 6 名を受け入れた。また、日本産微生物の収集、保有株整理、長期保存方法の検討、品質管理システムの検討が行われた。さらに、NBRC 株とするための登録準備、成果の公表の準備がされた。

《中国》

- ・中国科学院微生物研究所 (IM-CAS) と菌株の交換 (23 株寄託受け入れと 6 株提供) を実施した。

《韓国》

- ・生物多様性条約締約国会議 (COP12) のホスト国となる韓国の最大の微生物機関がある韓国生命工学院 (Korea Research Institute of Bioscience and Biotechnology, KRIBB) に対し、KRIBB とナイトの間で、情報共有や互いの BRC 向上を目指した協力をする旨の覚書 (MOU) を締結した。

《インド》

- ・インドは生物多様性条約に関する国内法が整備されている国であり、CBD 国内法に則って BRC 間の微生物移転を円滑に行うために、MOU を締結する方向で、ACM 及び国際会議の場を利用して意見交換を行った。

【新規アクセスルートの調査】

- ・ルワンダで実施中の文部科学省「大学発新産業創出拠点プロジェクト」を通して、現地の生物資源環境、アクセス可能性等の情報収集を行った。

【欧州 BRC の調査】

- ・6 月に開催された欧州微生物保存機関連合 (ECCO) の会合に参加し、ヨーロッパの微生物資源管理状況とインフラ整備し、また EU としての取り組みについて調査した。
- ・ヨーロッパとアジアの連携を図るために、ACM の広報を行い、ACM10 に ECCO 会長と WFCC 会長を招待し、意見交換と情報共有を行った。
- ・平成 24 年度に NBRC が開催した国際シンポジウムとワークショップ「BRC 活動に及ぼす生物多様性条約/名古屋議定書の影響」の第 2 回が中国で開催され、データベースの観点から欧州とアジアの BRC 間の議論を深めた。

【名古屋議定書に関する情報収集・啓発活動】

- ・環境省主催の「名古屋議定書に係わる国内措置のあり方検討会」に委員及びオブザーバーとして出席するとともに、一般財団法人バイオインダストリー協会 (JBA) 主催の「生物多様性総合対策事業タスクフォース

- 会合」へ委員として出席し、国内措置に対する方向性に意見を述べた。
- ・2月に韓国で開催される第3回名古屋議定書政府間委員会（ICNP-3）において、JBA主催のサイドイベントに共催として参画し、講演者2名を送り、バイオセンターの海外微生物資源へのアクセスと支援活動について発表した。
 - ・バイオビジネスにおけるアジア最大のパートナーリングイベントであるバイオジャパンにおいてセミナーを開催し、名古屋議定書の説明とNBRCの安全保管事業について講演を行った。
 - ・海外への啓蒙活動はACM、ICCC、AMBCの場で行い、国内では日本分類学会連合にて名古屋議定書に関する講演を行った。一般市民対象講座「知の市場」において、名古屋議定書に関する講演を行った。
- (3) 特許微生物に係る寄託業務の効率化の推進
- ・特許寄託の受領件数は、332件（NPMD309件、IPOD23件）であった。
 - ・特許寄託の分譲件数は、105件（NPMD11件、IPOD94件）であった。
 - ・特許寄託業務の廃棄に関する手順を見直して、特許寄託の管理システムを改修し特許寄託業務の全業務に関しリスク評価を実施。そのリスク評価の結果をもとに、特許微生物寄託業務マニュアルの見直しを行うとともに、特許微生物寄託業務マニュアルを改正した。
 - ・特許寄託の管理システムについて、セキュリティチェックを行った。
 - ・特許庁委託業務について、委託契約を締結し、維持管理と長期保存に関する技術開発を行った。
 - ・特許庁委託業務の長期保存に関する技術開発において、(1)「担子菌培養株の長期保存技術に関する開発」では、パーライトを担体とした凍結保存法の適用と改良についてはパーライト法を適用することでNBRCで継代保管の担子菌112株のうち94株で十分な効果があった。残り18株でも開発した改良法によって生残率が向上することを確認した。(2)「ゲノム解析による微生物の保存及び品質管理に関する技術開発」では、大腸菌(NBRC3972)をモデル微生物として、L-乾燥保存方法が遺伝子配列に与える影響をゲノム解析によって調査し、継代培養や保護剤の違いが保存微生物の遺伝子に大きな影響を与えないことを確認した。(3)「糸状菌等難培養・難保存微生物の保存法の開発」では、難保存微生物であるアンモニア酸化細菌40株に対して、①至適培養条件、②増殖モニタリングの方法、③凍結保護剤・L乾燥用分散媒の成分の感受性について検討を行い、保存法開発のための準備を行った。また、平板培養条件の検討を行い、30株のコロニー化に成功した。
 - ・技術開発の成果内容等を検討する委員会を設立し、委員委嘱を行って委員会を開催した。
 - ・公益財団法人発酵研究所（IFO）の欧州特許寄託株の受入れについて、関係する機関との調整を行い、受入れが決定した。受入れに関する合意書

の締結、受入れ株の確認、受入れ株の業務に関する規程と実施要領を新規に作成し、移送手続きの調整を行った。

- ・消費税率の引上げに伴う手数料額の改定について、特許庁に届出を行い、平成 25 年 12 月 18 日に特許庁のホームページで公示された。また、特許庁の公示と同時にナイトのホームページに掲載して公開するとともに、寄託者あてにダイレクトメールを郵送した。

A-4. 適合性認定分野

1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献

(1) 法令に基づく認定等

① JNLA、JCSS 及び MLAP の認定業務

② JNLA、JCSS 及び MLAP の制度の普及

JNLA、JCSS、MLAP の認定プログラムごとの業務実績は次のとおり。

○ JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

- ・申請受付：107 件（うち新規 18 件、追加 5 件、更新 84 件）

〔参考〕24 年度 63 件

- ・登録件数：72 件（うち新規 13 件、追加 4 件、更新 55 件、前年度受付分含む）

〔参考〕24 年度 44 件

- ・登録事業所数：214

〔参考〕24 年度 212

- ・評定委員会開催：11 回

- ・評定委員会審議要否検討会：10 回

- ・申請受付から登録までの期間

全て標準処理期間（150 日）内に処理した。

- ・変更届出書の処理

登録試験事業者からの変更届出書 176 件については、遅滞なくその内容を確認し、登録証の変更等所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。

〔参考〕24 年度 198 件

- ・外部審査員等の活用

申請受付 107 件のうち、外部審査員を 45 件、非常勤職員を 56 件で積極的に活用することによって、常勤職員の事務処理時間を確保し、ガイドンス文書の改正等を効率的に実施した。

- ・告示改正作業の支援

JIS 規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、JIS 情報を基に告示内容を見直し、改正案を経済産業省に提案し、同省が行う告示改正作業を支援した。直近では平成 25 年 10 月 28 日の登録区分改正告示に反映された。

- ・ ガイダンス文書等の作成、公表

平成 25 年 11 月 1 日付で告示された省エネ法トップランナー基準に対応する試験事業者の登録への対応のため、電気分野における審査での留意事項を取り纏め、技術情報として公表した。

平成 26 年 1 月 22 日付で制定された特定芳香族アミンの分析に用いる国際規格 ISO 24362-1 及び ISO 24362-3 の JIS 化と試験事業者の登録に向け、特定芳香族アミン WG を設置し、技術基準、測定の不確かさガイドの検討を開始した。

- ・ 事業者との情報交換とニーズへの対応

認定における測定の不確かさの利用について、JASIS 2013（旧分析展／科学機器展）で講演を行い、JNLA における不確かさの考え方や計算方法及び審査のポイントを説明した。一般社団法人日本照明工業会（JLMA）の委員会に参加し、国際エネルギー機関（IEA）が主導している LED 照明の品質評価に係る世界的な枠組み（IEA-4E SSL Annex）にて実施している試験所間比較を JNLA 技能試験として活用するための調整を行うとともに、省エネ法トップランナー対応機器を電球形 LED ランプ以外の照明器具に拡大し、JNLA 取得を促進するため、経済産業省及び JLMA との意見交換を実施した。また、JLMA の会報で、事業者、業界に対して、JNLA 及び試験所認定制度の情報提供を行った。さらに、JLMA の推薦を受け、試験所認定制度について、平成 26 年 3 月 7 日の LED NEXT STAGE 2014 で講演し、事業者、業界だけではなく、LED 応用機器のユーザ、照明・建築デザイナー等に対して幅広く情報提供を行った。個々の審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度に関する調査とともに、JNLA に対する要望調査を行ったが、特に要望はなかった。

○ JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

- ・ 申請受付：113 件（うち新規 12 件、追加 18 件、更新 83 件）

〔参考〕24 年度 92 件

- ・ 登録件数：114 件（うち新規 12 件、追加 18 件、更新 84 件、前年度受付分含む）

〔参考〕24 年度 89 件

- ・ 登録事業所数：260

〔参考〕24 年度 252

- ・ 評定委員会開催：7 回

- ・ 評定委員会審議要否検討会：19 回

- ・ 申請受付から登録までの期間

全ての案件に対しての標準処理期間（150 日）で処理できた。

- ・ 変更届出書の処理

審査 103 件に対し、非常勤職員を 47 件及び外部審査員を 39 件と積極的に活用することによって、常勤職員の事務処理時間を確保し、登録事

業者からの変更届出書 260 件について、迅速にその内容確認を行い、登録証の変更など所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。

[参考] 24 年度 325 件

- ・技術委員会、技術分科会等

登録の一般要求事項の改正、分野共通的な技術事項に関する指針の制定等のために技術委員会を 1 回開催するとともに、各量において、新規種類の追加、既存ガイダンス文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項を検討するため、JCSS 技術分科会を 11 回開催した。

- ・政策的ニーズへの対応

改正フロン回収・破壊法への対応のため、計量トレーサビリティが確保されたリーク標準(圧力)の産業界への供給体制を検討するため、JCSS 圧力分科会リーク WG を設置し、次年度の告示改正に合わせた申請受付のための準備を開始した。

- ・ガイダンス文書等の作成、公表

最新の校正技術への対応、校正の信頼性向上及び ILAC 方針への対応等のため、分野共通文書 7 文書(種類規程、手引き)、技術的適用指針 29 文書、不確かさの見積りに関するガイド 9 文書の計 38 の既存文書を改正して公表した。

- ・外部機関との連携の強化

一般社団法人日本電気計測器工業会、一般社団法人日本計量機器工業連合会等の外部委員会に積極的に参加し、ニーズの把握等を行い、外部機関との連携強化を継続した。

- ・JCSS に係る普及・広報活動・ニーズの把握等

JCSS 創設 20 周年の節目にあたり、より一層の JCSS の利用促進を目指して、JCSS の活用事例や成果、今後の課題等について有識者による講演と登録事業者による展示会を含む「JCSS20 周年記念シンポジウム」を 12 月 2 日に開催した。事前に様々な手段によって参加を呼びかけた結果、エンドユーザー、工業会、計量関係者など 500 名以上のシンポジウムへの参加があった。特に、中小企業、工業会、地方公設試への参加を働きかけ、JCSS の普及とともに、連携を強化した。JASIS2013(旧分析展/科学機器展)への出展・併催セミナーへの講師派遣、TEST(総合試験機器展)への出展、計測展への出展・JEMIMA 委員会セミナーへの講師派遣、計測標準フォーラムでのポスター発表、外部機関と連携した JCSS 説明会の開催、業界紙への記事掲載を通じて JCSS の普及、ニーズの把握に努めた。JCSS への理解とより一層の利用のため、マネジメントシステム審査員向けの講習会を他の計量関係機関と共同で計 3 回(東京 2 回、大阪 1 回)開催した。

個々の審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度に関する

調査とともに、JCSS に対する要望調査を行った。要望等については、審査員連絡会で情報提供を行うとともに、計量器等の種類の拡大については JCSS 技術分科会で検討を行った。本年度は時間の区分において、時間間隔発生器（タイマー）及び時間間隔測定器（ストップウォッチ）を新規に追加し、申請 1 件を受け付けた。

- ・知的基盤整備特別委員会への対応

経済産業省「新たな知的基盤整備計画及び具体的な利用促進に関する検討会」の検討結果を踏まえて、登録事業者の負担を軽減すべく複数量目の計量器及び混合標準物質について業界の要望を調査するとともに、委員会を 4 回開催した。引き続き JCSS 技術分科会でも検討し、JCSS の範囲拡大に向けて準備を進めた。

また、計量器の校正サービスを提供する登録事業者をユーザーが容易に検索できるよう、ホームページで公表している登録事業者データの検索機能の強化（フリーワード検索の追加等）を行い、校正を依頼するユーザーの利便性を高めた。

さらに、検討会での要望等を踏まえ、主任審査員連絡会（9 月）及び技術アドバイザー連絡会（2 月）を開催し、審査チームリーダーを担う主任審査員及び審査員に技術的助言を行う技術アドバイザーに対して、申請事業者の最高測定能力に応じた審査の実施を徹底した。

- MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

- ・申請受付：12 件（うち新規 1 件、更新 11 件）

〔参考〕24 年度 16 件

- ・認定件数：9 件（うち新規 3 件、更新 6 件、前年度受付分含む）

〔参考〕24 年度 18 件

- ・認定事業所数：103

〔参考〕24 年度 105

- ・評定委員会開催：5 回

- ・申請受付から認定までの期間

申請者の認定有効期限日に配慮して、今年度に更新手続きを完了した 8 件は全て標準処理期間（100 日）内に処理をした。

- ・フォローアップ調査

認定後約 1 年半を迎える 66 事業所に対してフォローアップ調査を実施した。そのうち 10 件については昨年度検討した効率化策に従って、従来 2 名の審査員で実施していた調査を 1 名で行い（審査員のべ 10 名減）、調査業務の効率化を実現した。

- ・変更届出書の処理 認定事業者から 181 件の変更届が提出され、迅速に変更内容の確認を行い、認定証の変更等所要の処置を行うとともに事業所認定内容の維持管理を確実に実施した。

〔参考〕24 年度 158 件

- ・外部専門家の活用

申請受付 12 件全てに外部審査員又は技術アドバイザーを活用した。

また、来年度の更新ピークに着実に対応するために、新たに技術アドバイザー1 名を委嘱するとともに、2 月の審査員養成研修に審査員候補者 1 名が参加し、増強を図った。

- ・制度に対する要望調査

個々の審査終了後、事業者に対し審査の満足度に関する調査とともに、MLAP に対する要望調査を行った。その中で、審査員による審査基準の解釈の違いについて意見が提出されたため、審査員連絡会において統一を図った。また、来年度の更新ピークを控え、2 月に審査員・技術アドバイザー連絡会を開催して審査基準の徹底を図った。

③定期検査の実施

- ・APLAC 及び ILAC の MRA を希望する認定事業者に対しては、MRA 要件を維持するため認定基準である ISO/IEC17025、ISO ガイド 34 の最新版を用いて 78 件実施した。

- ・2 年ごとの定期検査を的確に実施するために、年度計画において前回検査実施日及び今年度の実施予定月を明確にし、さらに認定事業者に定期検査実施予定時期のアナウンスを行い、計画的に実施した。

内訳は次のとおり。

JNLA 定期検査実績

実施件数： 25 年度 14 件

[参考] 24 年度 42 件

JCSS 定期検査実績

実施件数： 25 年度 64 件

[参考] 24 年度 65 件

- ・JNLA 及び JCSS の MRA 対応認定事業者の最新認定情報を日本語及び英語でホームページに掲載し、国内外の試験・校正ユーザーの利便性を図った。

④技能試験の実施及び外部技能試験の活用

認定事業者の技術能力を確認するため、次のとおり JIS Q17043 に基づく技能試験を実施又は外部技能試験の結果を活用した。

○JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

- ・自らが実施する技能試験

4 月に技能試験新 4 か年計画を公表するとともに、計画に基づき 1 分野 1 プログラム（土木・建築分野）を終了した。

- ・外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験 5 分野 6 プログラム（土木・建築分野 1、電気分野 2、繊維分野 1、化学品分野 1、抗菌分野 1）について、JIS Q17043 への適合性を評価し、活用した。

[参考] 24年度外部技能試験利用 5プログラム

○JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

・自らが実施する技能試験

質量区分の1プログラムで技能試験を開始した。また、技能試験参加実績のない個別のJCSS登録申請に対する申請事業所の技術能力を確認するため、測定監査を9プログラムで実施した。（24年度は20プログラム）

・技能試験の代替手法の活用

国際的に技能試験の代替手法（事業者が主体的に実施する試験所間比較）が認められたことから測定検査の代わりとして代替手法のしくみを取り入れ、業務効率化が大きく図られた。これによって認定センターが実施した測定監査件数は前年度から半減し、JCSSに係る普及活動、知的基盤整備特別委員会への対応等を強化することができた。

・外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験4区分8プログラム（温度1、長さ1、質量2、電気4）について、JIS Q17043への適合性を評価し、活用予定。

[参考] 24年度技能試験実施 9プログラム

外部技能試験活用 7プログラム

・外部技能試験プロバイダーの育成

業務効率化の観点から外部リソースの活用を図るため、これまで認定センターが自ら技能試験を実施していた光、時間の区分において外部技能試験プロバイダーの育成を行った。

○MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

一般社団法人日本環境測定分析協会を外部技能試験プロバイダーとして実施したMLAP技能試験結果において、「不満足」の項目があった参加事業者に対して要請した原因究明と是正処置の適切性について、外部の技術専門家を活用しながら評価を行った。また、その評価結果を次年度の認定更新に係る技術審査において有効活用するため、評価結果等についての説明を主要議題とする審査員・技術アドバイザー連絡会を2月に開催し、情報共有を図った。

(2) 法令に基づく認証機関の調査

経済産業省に係る法令に基づいて、認証機関の登録のための調査等をおこなった。

①工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

- ・25年度の調査案件から審査基準がISO/IEC Guide65からISO/IEC 17065に変更となった本業務について、経済産業大臣及び各経済産業局長から13件（うち1件外国認証機関）の調査指示を受け、前年度の調査指示1件を含め、事業所調査9件・15箇所（工場立会調査9箇所並びに試験所立会調査及び模擬試験11箇所を含む）及び書面審査3件を実施した（事

業所調査 2 件は来年度実施予定)。そのうち、事業所調査 6 件及び書面審査 3 件の結果を経済産業大臣等に報告した(事業所調査 5 件は来年度報告予定)。

- ・経済産業省主催の製品認証業務審査員研修に職員を派遣し、審査員を 1 名追加した。
- ②製品安全 4 法に基づく国内(外国)登録検査機関の登録等関係業務・25 年度の調査案件から審査基準が ISO/IEC Guide65 から ISO/IEC 17065 に変更となった本業務について、経済産業大臣から 6 件(うち 2 件 ISO/IEC Guide65 での調査指示、うち 3 件外国検査機関)の調査指示を受け、これらの調査 5 件・5 箇所(試験所立会調査及び模擬試験 8 箇所を含む)を確実に実施し、4 件の調査結果を経済産業大臣に報告した(来年度 1 件実施予定及び 2 件報告予定)。
- ・電安法に係る調査指示以外の登録検査機関の ISO/IEC 17065 適合への移行状況について、経済産業省製品安全課と共同で確認作業(大幅改正された登録検査機関のシステム文書、体制等の精査等)を行った。
- ・平成 26 年 1 月 1 日に施行された電気用品安全法技術基準省令の性能規定化に関して、当該法令要求事項に対応するため、調査員を対象とした研修を開催した。
- ③特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務
- ・本年度は経済産業大臣からの調査の指示がなかったため、実績はなかった。

(3) 法令に基づく認証機関等への立入検査

① JNLA、JCSS、MLAP

各認定業務の立入検査及びフォローアップ調査に関する次の業務を実施した。

○ JNLA

試験所移転の届出に伴う試験施設の確認を目的として 3 件の立入検査を実施するとともに、評定委員会からの付帯事項に基づき 3 件の立入検査を実施した。

○ JCSS

立入検査については、苦情等の情報や変更届等によって確認が必要となる案件が無かったため、本年度は実施していない。

○ MLAP

本年度は経済産業大臣からの立入検査の指示がなかったため、実績はなかった。

② 工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

本年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなかったため、実績はなかった。

③ 製品安全 4 法に基づく国内(外国)登録検査機関の登録等関係業務

本年度は経済産業大臣からの1件の立入検査の指示を受け、立入検査を確実に実施し、この結果を経済産業大臣に報告した。

④ 特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

本年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなかったため、実績はなかった。

⑤ 計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務

本年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなかったため、実績はなかった。

(4) 政策的・社会的要請に対応する認定等

① ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）の迅速かつ柔軟な運用

② ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）の迅速かつ効率的な実施

ASNITE 認定プログラムにおいて、これまでに開発した認定範囲としては、校正事業者認定（JCSSを除く。）、試験事業者認定（JNLAを除く。）、標準物質生産者認定及び製品認証機関認定があり、25年度は、次のとおり認定ニーズに対応した。

また、ASNITE 認定事業者の最新認定情報を日本語及び英語でホームページに掲載し、国内外の試験・校正ユーザーの利便性を図った。

○ ASNITE 校正事業者の認定

認定事業所数：14、[参考]24年度：16

- ・ 日本企業の海外展開をサポートするため、輸出国（米国）の流量単位での校正需要に応じた新規申請を1件受理した。
- ・ 既存の認定区分では7件の申請（NMI6件、他1件）を受け付け、前年度受付分を含む1件を認定した。（5件は審査中）
- ・ 独立行政法人産業技術総合研究所が震災で被災したため、一部、実施できなくなった校正事業に対して、復旧状況等を確認し、校正実施の可否等の情報をASNITEのホームページで公表することによって、利用者の利便を損なわないよう平成23年度から継続して情報を提供してきたが、全ての認定範囲において校正事業が可能となったため、情報提供を終了し、認定範囲の公表に切り替えた。

○ ASNITE 試験事業者（一般）の認定

認定事業所数：11、[参考]24年度：28

- ・ 認定事業者からの、アジア諸国における省エネ基準・ラベリング制度への対応のための認定ニーズを踏まえ、ASNITE 試験認定対象区分表にIEC規格による冷蔵冷凍製品の消費電力量試験を追加し、申請受付のための準備を行った。

○ ASNITE 試験事業者（IT）の認定

認定事業所数：7、[参考]24年度：6

- ・ ASNITE 試験(IT)では、制度の質の向上のため、認定センターと独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の間において、技能試験結果や、お互

いの制度運営の中で入手した事業者の情報（審査における問題点の内容や事業者が変更した情報等）についての情報共有等の密接な協力が必須であり、組織間としての MOU を締結した。

- ・ コモンクライテリア評価制度の認証スキームの抜本の見直しについては、9月に米国にて開催されたコモンクライテリア国際会議（ICCC）2013への出席や、IPAとの情報交換によって情報収集を行った。

○ASNITE 試験事業者（環境）の認定

認定事業所数：60、[参考]24年度：27

- ・ 認定に関する問い合わせに対して適確に対応した結果、2件の新規申請を受付し、認定した。
- ・ 公表文書「ASNITE 試験事業者（環境）に係る試験区分一覧」において、技術委員会での審議を経て認定区分と区分名称の見直しを行い、環境、化学分野の認定プログラムであることを明確にした。また、試験技術の表記についても、技術委員会の助言をふまえて最新の記載に改めた。
- ・ 既認定事業者の区分拡大（騒音関係）に係る認定審査に対応するため、新たに外部技術アドバイザー1名を登録した。
- ・ 環境放射能測定に係る認定区分について、平成25年3月及び5月の環境省の公定法（ガイドライン）の改正を踏まえ、独立行政法人国立環境研究所、産業技術総合研究所等の協力を得ながら特定要求事項を制定・公表し、6月20日から当該認定区分の受付を開始した。本年度は4事業者の申請を受付し、4件すべてを認定した。

○ASNITE 標準物質生産者の認定

認定事業所数：7、[参考]24年度：8

- ・ 他機関との共催で11月に開催された APLAC 標準物質生産者認定に関するワークショップにおいて、重要課題に関して一定の共通理解が得られると共に、議論の成果が APLAC の技術指針に反映される見込みとなった。
- ・ APLAC の技術指針への整合化など、標準物質生産者認定に係る技術的な課題に対応するため、新たに標準物質生産者技術委員会を設置し、開催した。
- ・ 定期検査3件と認定範囲拡大審査2件を実施した。
- ・ 標準物質生産者認定の審査を担当する技術アドバイザー1名を新規登録した。

○ASNITE 製品認証機関の認定

認定事業所数：3、[参考]24年度：3

- ・ 平成24年度に新規認定した、鉄道システムの海外進出の支援のための設計から製造までを対象とした鉄道システム認証の認証機関に対する初回認定1年後の検査を実施し、認定継続を確認した。
- ・ 今年度から適用する ISO/IEC 17065（新規格）に関する研修並びに新た

に制定された ISO/IEC 17067 及び IAF 移行方針に係る公表文書（IAF ID 文書）に関する研修を各 1 回開催し、既存審査員の能力維持を行うとともに新規審査員候補への教育訓練を行った。

- ・技術委員会を 1 回開催し、見直しによる認定区分廃止、IAF ID 文書発行に伴う新規格適用の移行方針、一般要求事項、手引文書及び技術的適用文書の改正に係る審議を行い、同一般要求事項、手引並びに新規格適用の移行方針を公表し、周知に努めた。
- ・評定委員会を 1 回開催し、認定区分廃止に伴う文書の廃止、新規格適用の移行方針等の審議を行った。
- ・教育訓練が修了した審査員候補の登録のため、評定委員会において 6 名の新規審査員を登録した。

○ASNITE/JCLA 認定試験事業者の ASNITE 試験事業者等への移行

認定事業所数：9、[参考] 24 年度：46

- ・JCLA（日本化学試験所認定機構）の認定事業廃止（平成 22 年 9 月末）にあたり、当面の認定の維持を希望する試験事業者を受け入れるために開設した新たなプログラム（ASNITE/JCLA）の認定試験事業者については、順次 ASNITE 試験事業者等への移行を進めた。（平成 26 年 9 月末移行業務終了）
- ・ASNITE 試験事業者（環境）への移行：24 件、JNLA への移行：0 件

○ASNITE 定期検査実績

実施件数： 25 年度 47 件 [参考] 24 年度 25 件

内訳は次の通り

ASNITE 校正事業者 3 件

ASNITE 試験事業者 38 件（一般 14 件、IT 3 件、環境 21 件）

ASNITE 標準物質生産者 5 件

ASNITE 製品認証機関 1 件

ASNITE/JCLA 検査実績

実施件数： 25 年度 7 件 [参考] 24 年度 25 件

○ASNITE 認定業務の効率的運営

- ・ASNITE 校正事業者（NMI を除く。）認定の評定は JCSS を含む校正事業者評定委員会で、ASNITE 試験事業者（IT を除く。）認定の評定は JNLA を含む試験事業者評定委員会で実施し、ASNITE 認定に係る評定委員会を合理的かつ効率的に実施した。

○ASNITE の技能試験

- ・本年度は必要とされる技能試験がなかったため実施しなかった。

○認定ニーズ調査等

- ・各種展示会等で JNLA、JCSS では対応できない認定ニーズの調査を行うとともに、個々の審査・検査終了後、事業者に対し ASNITE に対する要望調査を行ったが、ASNITE 試験（一般）を除き要望はなかった。

③その他、国の政策の実現のための協力等

- 政府のグローバル認証業務支援等政府の政策ニーズに対応した新規業務開拓の可能性を探るべく、また、既存の認証スキームの利用可能性・事業拡大・運営の方向性を検討するため、下記の会合に出席して適宜提案及び情報収集を行った。
- ・経済産業省から三菱総合研究所への委託事業であるグローバル認証基盤研究会に参加した。（3回）
- ・グローバル認証整備事業「再生医療の実用化・産業化に関する研究会」のうち、細胞培養加工施設基準WG（8回）、細胞加工装置・機器基準WG（4回）に参加した。
- ・経済産業省から一般社団法人微細気泡産業会（FBIA）への委託事業であるファインバブルに関する認証システム基盤整備事業において、FBIAが開催する認証事業委員会に参加。（4回）（技術戦略室関係業務）
- IPAが運営するITセキュリティ評価及び認証制度運営審議委員会に委員として参加した。（4回）
- 大型蓄電池システムプロジェクトチームの活動を開始した。

2. 中核認定機関としての信頼性の向上等

(1) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営

①マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化

- ・国際規格（ISO/IEC17011）に適合したマネジメントシステムの維持と適切な業務遂行のため、またPAC-MLA評価対応での製品認証機関認定マネジメントシステムの国際統合化のための見直し等、65文書の改正、8文書の新規制定及び10文書の廃止を行った。（現時点でのマネジメントシステム文書数は234）。また、申請・認定事業者に対する要求事項である技術基準文書等は制定・改正後速やかにホームページ上で公開し、透明性を図った（53件）。
- ・認定制度の全体的な運営に関して、認定センター所長に対する助言機関である「認定業務諮問委員会」を開催し、認定センターの運営方針、活動計画、公平性確保の分析結果等を審議し、国際規格に適合した認定機関としての信頼性の維持・向上を図った。
- ・内部監査は年1回実施し、JIS法調査業務（JASC）、製品安全4法業務を含む全プログラムについてマネジメントシステムが適切に維持されているかを確認した。内部監査の結果、指摘のあった21件の不適合事項及び5件の懸念事項に対して速やかに是正し再発防止処置を徹底し改善した。
- ・マネジメントレビュー（所長による業務の見直し）を年1回実施（2月）し、マネジメントシステムの是正・改善を推進した。
- ・昨年度のマネジメントレビューの所見を踏まえ、25年度は認定センター内に「業務運営体制強化PT」を設置し、認定業務の事務軽減・効率

- 運営に効果のある検討課題を選定し、認定プロセスの見直しを実施した。25年度は、認定センター職員からの認定プロセスに係る業務改善提案を踏まえ、①登録証(認定証)作成の事務効率化、②書類審査の効率化、③審査員、委員管理業務の改善の3テーマについて検討を進めた。
- ・顧客(申請・認定事業者)の要望を把握し、マネジメントシステムの改善に資するため、個々の審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度に関する調査及び認定機関に対する要望調査を実施した(回答323件、回収率80%)。審査に対する不満等個別対応が必要な事項については、速やかに関係者から状況を聴取し、審査時の応対等の不満の根本原因を調査し必要な措置をとった。また、満足度調査結果は集計、分析を行い、審査員教育に資するために審査員連絡会等で報告するとともに、業務運営改善の必要性の検討材料の一つとしてマネジメントレビューでも報告した。
 - ・認定センター及び審査員間の情報共有強化を目的としたWEB上の審査員専用サイトを通じて、審査・検査業務に必要な最新情報、マネジメントシステム文書を提供した。
 - ・審査員管理用及び審査工程管理に係る次期データベースについては、昨年度から仕様書の見直し等を行うためのプロジェクトチームによって検討を行い、入札の結果、10月に開発業者と契約を締結した。平成27年4月の運用開始に向けてシステム開発を開始した。
 - ・記録の原本管理やバックアップ等は認定機関の管理方針に基づき実施し、内部監査で確認を行った。
 - ・雑誌「計測標準と計量管理」のIAJapanコーナーに、定期的に各プログラムの最新認定実績を提供した。
 - ・PAC/MLAへの加盟、IAF/MLAへの加盟、JCSS20周年記念シンポジウム開催及び特定芳香族アミンについての4件のプレス発表、ホームページ掲載を行った。
 - ・次の展示会等に参加し、情報提供とプレゼンスの向上を図った。
 - JASIS2013へ出展(9月4日～6日)
 - TEST2013(第12回総合試験機器展)への出展(9月25日～27日)
 - 計測展2013TOKYOへの出展(11月6日～8日)
 - 計測標準フォーラムでのポスター発表(11月9日)
 - JCSS20周年記念シンポジウム、展示会の開催(12月2日)
 - ・次のナイト広報と連動した認定制度の広報活動を実施した。
 - 子ども霞が関見学デー(8月7日)
 - NITEフレンドシップデー(8月18日)
 - 渋谷区子供科学センター(通称ハチラボ)(5月21～7月7日)
 - 船橋市生き生き生活展(10月19日)
 - NITE総合パンフレット、DVDの作成

② 審査員の確保及び資質・レベルの維持向上

- ・ 審査員養成研修を 2 回実施し、外部機関職員 28 名が参加した。その結果、計 16 名の技術的専門性の高い外部審査員を確保した。
- ・ 技術専門性を強化するため、技術アドバイザーを新たに 14 名確保し、審査員及び技術アドバイザー全体で 410 名となった。
- ・ 認定に関する情報提供と審査レベルの平準化を図るため、審査員連絡会を東京、大阪で開催し、延べ 192 名が参加した。
- ・ 審査員及び委員の委嘱手続きを 161 件実施するとともに、審査員及び委員情報を更新管理した。
- ・ 主任審査員及び技術アドバイザーの資質・レベル向上及び審査レベルの平準化を図るため、新たに主任審査員連絡会（40 名参加）を開催した。また、JCSS を対象とした技術アドバイザー連絡会（112 名参加）を初めて開催した。

③ 認定機関職員の資質向上と技術力強化

- ・ 25 年度職員研修計画等に基づき、認定プログラム共通の内部研修を計 8 回実施し、認定機関要員としての資質や技術力の向上を図った。[認定研究会 - 6 回、新規認定機関要員対象研修-2 回]
- ・ 今年度は特に内部コミュニケーション増強と基礎力強化を意図し認定研究会の開催を強化し、6 回（内部職員・客員調査員による ISO/IEC17011 の解釈、製品マークの基礎、IECEE/CB スキーム、各認定プログラムの基礎、若手職員による業務改善プレゼンテーション、海外機関の動向等）で、認定センター以外のナイト参加者も含め延べ 219 名の職員が参加した。認定センター職員は認定機関の運営基準である ISO/IEC17011 の解釈、ナイト参加者では共通課題である業務改善テーマに高い関心が寄せられ、次年度の継続開催要望も多く、当初の研究会の開催目的を達成することができた。
- ・ 試験所等外部機関を利用した外部研修は次のとおり実施し、職員の技術力強化に努めた。
[JNLA 技術研修 2 回（土木・建築）、JCSS 量別校正技術研修（電気）1 回、計測関係研修 7 回、不確かさ研修 2 回、延べ 52 名参加]
- ・ 海外地域機関（APLAC）が主催する標準物質生産者認定に関するワークショップに 3 名が参加した。
- ・ 認定業務リスクへの対応については、これまで蓄積してきた対応事例を基にして重大と考えるリスクを抽出し、それらのリスクと対応策を記した一覧表「認定業務におけるリスクと対応策」としてとりまとめ、職員がいつでも参照できる状態とし、新たなリスクが発生した場合は随時更新を行った。また、審査員に対しては審査員研修及び審査員専用サイトを通して審査で扱う情報のセキュリティ対策について周知した。

④ 国際文書等の制定・改正活動の参加及びマネジメント文書への導入

- ・国際機関等の文書制定、改正等に関して国内調整を実施し、投票及びコメントを提出した（APLAC 29件（PACとの合同案件2含む）、ILAC 22件（IAFとの合同案件3含む）、PAC 16件、IAF 32件）。
- ・国際規格 ISO/IEC 17021 の制定・改正に係る国内対応委員会の主査を担当し、必要な意見のとりまとめ及び JIS 化に向けて調整を行った。
- ・IAF/ILAC 合同総会及び関連会合（MLA 管理委員会、専門委員会、越境認定、製品認証、審査員教育 WG）に参加し、ISO/IEC17065 移行に関する IAF 文書作成提案等積極的に貢献した。また、PAC 総会及び関連会合に参加し、年間活動を通じ、PAC 文書作成等に積極的に貢献した。
- ・計量関連国際ガイド委員会（JCGM）会合に委員として参加し、計量計測分野の国際技術文書の見直し活動に貢献した。
- ・国際エネルギー機関（IEA）SSL（LED）分科会主査として作業グループ（WG）を運営し、LED の国際標準化活動に貢献した。
- ・上記、国際機関等の文書及び国際規格の制定・改正作業等を実施することによって、迅速かつ的確に認定センターのマネジメント文書を制定・改正した。

（2）国際的信頼性維持・向上等

①MRA の維持（APLAC 再評価受審）

- ・平成 24 年 6 月の APLAC 承認後、課題とされた定期検査の実施周期等については引き続き内部監査等で確認し、国際規格に適合したマネジメントシステムを維持した。

②APLAC、ILAC での活動と貢献

- ・APLAC 全委員会（技術、教育、広報、技能試験、MRA 評議会）及び ILAC 関係委員会（相互承認、評定、技能試験、広報）への委員登録を継続するとともに各委員会活動への協力（委員会レベルでの指針等文書草案作業等）及び会合に出席し、適宜発言等することによって活動推進し、海外認定機関との協力体制の強化、MRA 自体の信頼性向上及び国際的な地位の維持・向上を図った。
- ・APLAC 技能試験委員会議長職を継続確保し、APLAC 技能試験事業を運営管理することで主体的に貢献するとともに、APLAC 技能試験委員会議長として ILAC、欧州認定協議会技能試験会合等に参加した。
- ・評価員として海外 3 認定機関の APLAC/MRA 評価（うち 1 件はチームリーダー）を実施し、相互承認評価活動に貢献した。
- ・APLAC 主催による標準物質生産者認定に関するワークショップを日本適合性認定協会（JAB）との共催でナイトで開催し、運営事務局として主導的役割を果たし、4 つの地域機関 19 カ国経済地域からの 43 名について円滑な参加を手配・調整、滞在支援を行い、建設的かつ有意義な意見交換の場を提供することによって、認定センターのプレゼンスを高めることに貢献した。

- ・平成 26 年 2 月に IAF/ILAC 合同広報委員会を、京都にて JAB と共同で招聘した。

③ PAC-MLA の評価受審

- ・平成 24 年度から引き続き、PAC 評価最終報告書の内容に関して PAC 評価チーム及び PAC 事務局、相互承認委員会等と必要な連絡・調整を行い、6 月の PAC 総会及び関連会合にて PAC/MLA 加盟、また 9 月には IAF/MLA 加盟を果たし、10 月の IAF 総会及び関連会合において署名した。
- ・4 月～5 月の IAF 会合（MLA 管理委員会会合、専門委員会会合等）、6 月の PAC 総会及び関連会合に出席し、会合中の審議、文書改正作業に貢献した。また、これらの活動を通じて、認定センターのプレゼンスを高めた。
- ・10 月には IAF/ILAC 合同総会及び関連会合（MLA 管理委員会、専門委員会、越境認定、製品認証、審査員教育 WG）に参加し、ISO/IEC ガイド 65 から ISO/IEC17065 への移行に関する IAF 文書作成提案等積極的発言を行うことでプレゼンスの向上に努めるとともに、中国、香港、米国等 PAC 加盟機関と移行に係る情報交換を今後も進めることとした。

④ 認定制度の信頼性向上、普及拡大

日本認定機関協議会（以下「JAC」という。）の活動において、本年度は次の委員会及び WG を開催した。

【開催委員会等】

- ・運営委員会（全体的方針を決定）2 回
 - ・情報委員会（研修、技能試験、国内外の動向等の情報収集及び提供）1 回
 - ・技術委員会（基準に関する認定機関間の理解の整合を促進）1 回
 - ・試験所認定機関協議会（以下「JLAC」という）／試験所認定 WG（制度の普及や技術的活動についての意見交換や情報共有）：7 回
- 具体的な活動実績は次のとおり。

【認定制度の利用拡大・普及のための広報活動】

- ・試験・校正等事業者向け JLAC 技術情報セミナーを 7 月 24 日に開催した。（195 名が参加）
- ・パンフレット「認定試験所を活用しよう～世界市場へのパスポート～」を作成し、各機関のイベント等で積極的に配布（約 1,200 部）した。
- ・日本規格協会が発行する雑誌「標準化と品質管理」に、試験所・製品認証機関の認定制度に関する情報提供のための連載記事を提供した。

【審査員の相互利用・研修の共催】

- ・昨年度に続き、認定センターが主催する審査員養成研修に JAC メンバー組織から研修生（3 名）を受入れた。当該 JAC メンバー組織では、認定センターが主催する審査員養成研修終了者を審査員として登録しており、JAC メンバー間での協力推進を図った。

【認定制度の普及を図るためのセミナーの開催に係る活動】

- ・ JAC 傘下の JLAC で技術情報セミナーの準備に係る検討など計 7 回の会合を行い、7 月 24 日にセミナーを開催した（195 名参加）。25 年度は「認定で広げよう世界の貿易」をテーマとして ILAC 議長を招聘し、「ILAC 及び世界の認定事情と米国における ILAC/MRA 活用事例」について基調講演を行うとともに、「日本の試験所・校正機関認定の活用事例」、「ヨーロッパやアジアにおける認定試験所の活用事例」、「試験所・校正機関認定制度に期待するもの」についての講演を行った。
- ・ 2 月の IAF/ILAC 合同広報委員会招聘の際に同委員会議長を招聘して、2 月 10 日に英国認定機関 UKAS が中心となって調査を行った「認定の経済効果」に関する講演を JAC メンバーに対して開催した（51 名参加）。

【メンバーの意見の反映】

- ・ APLAC/ILAC 投票案件に対しては、認定センターが国内 3 認定機関（IAJapan、JAB、VLAC）を代表して機関間の調整を行い、APLAC/ILAC に回答する等、JAC 事務局として主導的な活動を継続した。
- ・ 運営委員会にて、認証機関の認定機関についての意見交換が円滑にできるように、来年度の運営形態変更を提案し了承された。

3. 標準物質に係る情報提供

① 国際標準物質データベース（COMAR）

- ・ 4 月に標準物質情報小委員会を開催し、標準物質情報委員会の了承を得た新規認証標準物質及び既登録の認証標準物質で新たに委員会の承認を得た計 108 件を COMAR データベースに新規登録するとともに、95 件の変更登録を行った。登録総数は 1,573 件となった。
- ・ COMAR 運営会議については 9 月末までに開催はなかった。
- ・ COMAR 国内事務局についても、RMinfo の運用管理の見直しと合わせて調整を進め、平成 25 年 10 月に産業技術総合研究所に業務移管を完了した（②を参照）。

② 標準物質情報データベース（RMinfo）

- ・ 全てのデータ登録事業者（52 事業者）から得た標準物質登録データの更新の有無に関する情報を元に、646 件のデータ更新を行い、データの信頼性向上を図った。登録総数は 8,061 件。また、認定センターの働きかけによって、自ら情報入力ができる 2 事業者については、今年度上半期のデータ修正等を自ら実施し、その修正内容を認定センターで確認し公表を行った。
- ・ 更なる運用管理の改善を図るため、年度半ばに産業技術総合研究所へ移管されることとなっていたが、その具体的作業内容について経済産業省、産業技術総合研究所及び技術サポート事業者と綿密に打ち合わせを行いながら慎重に作業を実施し、平成 25 年 10 月に産業技術総合研究所に業務移管を完了（9 月末日をもってナイトにおけるシステム運用を停

止)した。

A-5. その他

講習業務については、平成25年3月31日に業務を終了した。

1. 依頼試験評価業務

25年度については25件(登山用ロープ42本、その他ロープ18本)の検査依頼を受け、35通の証明書を発行した。

B. 組織・業務運営における取組みの強化

B-1. 内部統制の充実・強化

【基本理念、スローガンとともに、行動指針を改定】

- ・分野の長や若手、中堅職員等と議論を行い、ナイト全体の取組として平成25年4月に基本理念、スローガンの見直しを行い、更に、行動指針も見直しを行い、それぞれ決定。行動指針は、平成26年1月の理事長による年頭訓示の際に全職員に披露した後、外部向けにはホームページに掲載し、ナイト職員のあり方を広く示したとともに、内部向けにはイントラネットへの掲載や基本理念、スローガン及び行動指針をまとめたポスターを各部署に配布、掲示、更には、職員証の裏面に掲示し、ナイト職員の日々の業務の拠り所としている。

<基本理念>

確かな技術と信頼できる情報をもとにくらしの安全と未来への挑戦を支え続けます

<スローガン>

安全とあなたの未来を支えます Safety and your Future with NITE

<行動指針>

1. 誠実で責任ある行動をとります
2. 熱意と誇りを持ち、より価値の高い成果を追求します
3. 最新の科学技術を活用し、得られた成果を社会に還元します

【経営陣の声を職員に届ける】

経営陣の生の声を全職員に届けるため、次の施策を実施。

- ・イントラネットに理事長、両理事、監事のブログ頁を設定し、のべ月1回のペースで更新。
- ・本所会議室に多くの職員を集め、理事長の年頭訓辞、理事、分野の長等の年頭所感を行うとともに、その様子をテレビ会議システム及びイントラで全職員に公開。
- ・理事長、理事等が分野の長等に対して、次年度の業務課題、業務の進捗・実績について、ヒアリングを2回(年度当初&年度末、中間)行うとともに、その様子を全職員に公開。
- ・東京本所以外の事務所に、役員等が各2回以上赴き、勤務する職員との

直接意見交換を実施。

- ・東京以外の事務所にも経営方針等がタイムリーに届くよう、毎週行われる運営会議の様子をテレビ会議システムを用いて配信。

【職員の業務・課題に対する理解向上】

- ・ナイト内部の情報共有などのため、先輩職員が若手職員向けに、自らの経験等をプレゼンテーションする「NITEユースワーキングセッション」を開催し、ナイト内での職員と情報の交流を図った。
- ・役員及び部門内職員を対象として、各業務の担当職員が業務の目的、実施内容、成果、課題などについてプレゼンテーション等で紹介する「業務説明会」を合計4回開催し、ナイト内での情報共有を図った。

【行政執行法人への移行を見据えた課題の洗い出しや業務改善の検討】

- ・行政執行法人への移行を見据えた部門の在り方や業務改善の検討などについて、運営会議や理事長ヒアリング等を通じて各分野とともに実施。

【政策効果を意識したマネジメントの強化】

- ・理事長ヒアリングなどの場において、役員と各分野の幹部が政策効果を踏まえた業務計画や実績の説明・議論を実施。

【危機管理の強化】

- ・特許寄託株の誤廃棄への対応協議や再発防止を図るなどのために、リスク管理委員会（3回）を開催しナイト全体での情報共有や対応策を検討・確認し、実施した（リスク評価の実施と業務マニュアルの改訂など）。
- ・BCP基本方針を作成し、今後、かずさ地区における実効性のある復旧手順書を検討。

【5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰け）活動としてのCNN（Challenge for Next NITE）プロジェクトの推進】

- ・恒久的な5S活動としてのCNNプロジェクトを、先進的な取組のナイト全体での横断的な展開や業務改善への発展をテーマとして全所的な活動として取り組み、平成25年度は時間管理に焦点を当てて活動を行った。
- ・CNNプロジェクトの結果、役員自らが活動の点検を行い、全職員に向けた発表会を開催し、広く成果について周知するとともに、優秀な取組を行ったメンバーに対して表彰を行った。

【文書管理の強化】

- ・公文書管理規程の運用マニュアルを作成し、職員がよりの確に文書管理が実施出来る環境整備を行うとともに、e-ラーニングの実施による職員への周知を行った。

【震災対応】

- ・被災した東北支所の復旧では、庁舎補修・改修のための設計などを行い、計画の適切な実施に努めた。
- ・電力需給ひっ迫に対応するため、照明のLED化の推進や全所的な不用時

消灯の励行の取組、空調の時間短縮等を行うことによって、ナイト全体の電気使用量を22年度と比較して7月は21%、8月は24%、9月は25%減少させた。

【業務全般にわたる管理運営の適正化等】

- ・予算編成などにあたり理事長ヒアリングを実施するなど、予算縮減を念頭に置いた予算編成を行った。
- ・予算執行管理シートを作成し、理事長ヒアリングなどにおいて報告を行わせるなど、予算の適切かつ効率的な執行のための管理を行った。

【対外的な透明性の確保】

- ・すべての常勤職員に対してコンプライアンス意識調査を実施。潜在的なコンプライアンスリスクを洗い出し内部に公表した。

【職員宿舎の見直し】

- ・かずさで使用している借り上げ宿舎について、必要性及び最低限度となっているかについての確認を行い、引き続き、必要最低限度の戸数の宿舎のみ継続して保有している。

【法人のミッション達成に向けたリスク要因とそれへの対応】

「危機管理対応」「技術の維持継承と向上」を引き続き最優先に掲げ、それらへの対応としてそれぞれ次の事項を実施した。

「危機管理の強化」（再掲）

- ・特許寄託株の誤廃棄への対応協議や再発防止を図るなどのために、リスク管理委員会（3回）を開催しナイト全体での情報共有や対応策を検討・確認。
- ・BCP基本方針を作成し、今後、かずさ地区における実効性のある復旧手順書を検討。

「若手職員の能力開発」

- ・部門横断的に職員が参加し、現状の業務や体制にとらわれず、「将来の日本のため何を持って貢献すべきか」を前提なしで議論し、広い視野や視点で自ら考え提案や行動する取組を実施したことで、このようなことが実施出来る人材の育成を図った。
- ・業務の根拠となる政策や背景について、職員自ら情報の収集、整理、分析を行うことによって、ナイトの役割やその意義、政策の立案根拠などについて認識することによって、今後のナイト業務を検討するためのマインドの構築を図った。
- ・上記の取組を実施するためのバックキャスト的思考による検討方策などについての文献査読や意見交換、レポートの作成と幹部職員への報告会の開催や各業務部門への情報共有を実施した。
- ・外部の有識者との意見交換やヒアリングを14回実施するなど、外部とのネットワークを構築した。

B-2. 戦略的な人材の確保・育成

【キャリアパスの運用】

横断的キャリアパスの考え方をもとに、40歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調書及び専門スキル調査を実施。従来、各センターで実施していた非管理職（5級以下）職員の人事面談を昨年度に引き続き人事担当部署が主体となって実施することによって、専門の複層化や業務経験の多様化を踏まえた人材の流動化のための分野横断的な人事異動案を策定し、平成26年度の人事異動に反映した。これによって、管理部門を含めた分野を越えたナイト一体としての人事配置を行ったほか、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進等によって人材育成の強化を図った。

【人事交流】

人材の育成及び活用、ナイトの組織運営の活性化を図るため、次の組織と人事交流を行った。

- ・経済産業省：出向15名、受入11名
- ・独立行政法人産業技術総合研究所：受入1名
- ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構：出向1名

【人材登用】

- ・社会・行政ニーズの変化に対応した業務の高度化を図るため、公募によって専門性の高い人材（常勤職員5名）を選考し、採用した。
- ・優秀な人材を確保するため、リクルートパンフレットを刷新した。

【若手職員の能力開発】（再掲）

- ・部門横断的に職員が参加し、現状の業務や体制にとらわれず、「将来の日本のため何をもって貢献すべきか」を前提なしで議論し、広い視野や視点で自ら考え提案や行動する取組を実施したことで、このようなことが実施出来る人材の育成を図った。
- ・業務の根拠となる政策や背景について、職員自ら情報の収集、整理、分析を行うことによって、ナイトの役割やその意義、政策の立案根拠などについて認識することによって、今後のナイト業務を検討するためのマインドの構築を図った。
- ・上記の取組を実施するためのバックキャスト的思考による検討方策などについての文献査読や意見交換、レポートの作成と幹部職員への報告会の開催や各業務部門への情報共有を実施した。
- ・外部の有識者との意見交換やヒアリングを14回実施するなど、外部とのネットワークを構築した。

【職員研修】

①階層別研修

各階層別研修の終了後、理事長自らが当該研修のテーマに沿って講演を行い、講演で提示された課題に対して受講生のグループによるワークショップや発表を行った。

- ・新規採用職員研修 27名
- ・初級及び中堅職員研修：4、5年目職員、主任、主査級職員向けに「文章力向上トレーニング研修」「会議でのコミュニケーション力強化研修」の2研修を複数の階層を共同で研修を実施しグループ研修による教育的効果の向上を図った。（合計80名受講）。
- ・管理職研修：新任管理職対象研修 フォローアップを含め2回開催した（16名受講）
- ・既任管理職対象研修 43名
- ・新任専門官対象研修 19名

② 共通研修

- ・英語研修 17名
- ・リスクコミュニケーション研修 24名
- ・コーチング研修 2名
- ・情報セキュリティ研修（新任用）54名
- ・情報セキュリティ研修（eラーニング）606名
- ・情報セキュリティ研修（標的型メール訓練）585名
- ・文書管理研修 454名

③ 分野別研修

- ・職員の分野別研修をナイト内外の技術専門系 115 の研修、業務支援系 13 の研修、企画マネジメント系 2 の研修を実施し、人材育成を図った。
- ・人事院が主催する研修 課長級研修、係長研修等のキャリアアップのための研修に1名が参加した。また、国内外3機関への長期（6か月以上）の派遣研修に3名が参加。

④ 国際会議等への参加

国際会議等への積極的参加を促し、70件の国際会議等へ213名（うち若手30代以下職員83名）、49件の海外調査に86名（うち若手30代職員28名）が参加した。

⑤ ナイト内部の教育訓練等

全体では46種類の内部教育を288回行った。主な内容は次のとおり。

- ・バイオテクノロジー分野：論文（英文）セミナー、菌類に関するセミナー等
- ・化学物質管理分野：勉強会、米国TSCAにおけるリスク評価と管理、有害性評価支援システム統合プラットフォーム（HESS）の概要、室内空気汚染と室内暴露評価、化審法におけるMITI番号とCAS番号の確認作業の実際等
- ・適合性認定分野：JCSS等チーム会合、認定研究会
- ・製品安全分野：製品安全全体勉強会、技術力継承研修、内部業務発表会
また、専門性の高いOB職員を再任用し、OJTのほか内部講習会等によって、積極的に技術伝承を図った。

⑥チャレンジ課題の提案と実施

ナイトにとって将来役立つと思われる知識の習得を行うチャレンジ課題の設定について、職員から延べ 97 件（うち、3 件のみ費用補助）の提案・設定があり、これらを日々の業務に加えて行った。

⑦セクシャルハラスメント及びメンタルヘルス対策の学習機会の増加、試し出勤制度の導入

- ・全職員向けセミナーを実施し、セクハラ防止及びセルフケアを含めたメンタルヘルス対策についての学習機会を増加させた。
- ・試し出勤制度を導入し、申込のあった 3 件について順調な職場復帰に貢献した。

【人事評価制度の適性かつ効果的な運用】

24 年度に設置した職務行動評価 WG においてとりまとめた結果、本年度は過去の評価票の閲覧を可能とするなどの見直しを行った。

B-3. 機動的な内部組織の構築と人員配置

- ・若手職員が自らの従事している業務について、広く職員に紹介する「NITE ユースワーキングセッション」を昨年度に引き続き開催するとともに、役員及び部門内職員を対象として、各業務の担当職員が業務の目的、実施内容、成果、課題などについてプレゼンテーションで紹介する「業務説明会」を開催するなどして、職員の各分野の業務内容についての理解を深めるとともに、その成果をみつつ人事異動による人材の流動化を計画・実施するなど、技術的知見、設備等の一体的活用を進めた。
- ・理事長のトップマネジメントのもとに、常組織全体としてニーズに的確に対応するための業務増大への対応や日常業務の効率的・効果的な執行に注力している。その反面、技術進歩に対応した評価技術等の開発や試験研究、将来的な方向性を見据えた人材育成等については、より一層高度な技術レベルが求められている現状及び将来のニーズを考えると十分な取り組みが行われているとは言えない状況となっている。
- ・若手職員が中心となって、業務の基本的な執行能力を確実に身につけられるよう、業務執行基本マニュアルの作成、職員研修への組み込み、現場における OJT 若手指導のあり方等について検討を行う業務能力開発プロジェクトチームを設置し、業務執行基本マニュアルを作成した。
- ・平成 25 年度補正予算で我が国の産業競争力の強化のために予算措置されたグローバル認証基盤整備を業務の中心とする「先端技術評価センター（仮称）」及び製品安全センター本部移転のための施設整備費を迅速に執行するため、先端技術評価センター準備室を設置し、短期間で施設建設のための官報公示を行った。
- ・ナイトの新たな業務である大型蓄電池システムにかかる新国際標準化テーマの発掘及び具体的な提案業務の検討を行うため、分野横断的なプロジェクトチー

ムを設置し、既存の大型蓄電池施設や専門家から情報収集を行うなど具体的な活動を開始した。

- ・平成 24 年度補正予算で日本経済再生に向けた緊急経済対策のため予算措置された生物遺伝資源のバックアップ機能の充実・強化において、千葉県木更津市に新たに施設整備と業務開始のためのプロジェクトチームを設置し、施設整備への着手と次年度からの事業開始の準備作業を開始した。
- ・分野横断的に生体分子解析に係る技術開発・調査の実施を担当する組織をバイオテクノロジー分野に「生体分子解析室」として設置し、更なるナイト業務の高度化や多様な行政ニーズなどに対応できるようにした。このことによって、各部門の技術的問題の解決に生体分子解析技術を活用するとともに、将来的にナイトの各業務の中核的な役割を担う人材育成にも直結すると考えている。
- ・「生体分子解析室」の設置にともない各部門との連携を充実させるため、特に製品安全センターとの間で業務実施方針を協議した。実施方針に基づき事故原因究明のため、バイオテクノロジー分野で実施しているタンパク質解析業務に用いる技術や試験設備も活用し、迅速かつ正確な分析を行い、事故原因となった物質を特定した。
- ・地方自治体との連携による新型インフルエンザおよび高病原性インフルエンザ変異株、薬剤耐性株等の早期検出、検査診断系の改良および流行把握に関する研究(厚生科研費)を行った。

【インフルエンザ解析支援】

- ・国立感染症研究所から要請のあったインフルエンザウイルスのゲノム解析 83 株を実施し、解析データを提供。重症例や変異や薬剤耐性について監視するとともに、解析を通じ流行株の変遷をとらえ、感染研にデータ提供を行った。
- ・今年度については、インフルエンザの次世代型シーケンサー（イルミナ MiSeq）による全セグメント解析手法の確立のため、20 株についての全セグメント解析を行い、実験プロトコル及びデータ処理手法についての開発を行った。感染研への当該プロトコル及び手法の技術移転を行った。

【化粧品等に供される小麦加水分解タンパク質原料の安全性の確保】

- ・小麦タンパク質加水分解物を含有した石鹼の使用が全身性のアレルギー「アナフィラキシーショック」を発症する事例が報告され、社会問題となっている。しかし、小麦タンパク質加水分解物が強力なアレルギー反応を示す原因が解明されていないため、対策が取れない状況となっている。
- ・原因究明のため、医薬品食品衛生研究所が作成した試料及び藤田保健衛生大学が所有する製造段階別試料について、共同研究契約を結び、それぞれの小麦タンパク質加水分解物をプロテオーム解析した。その結果、強力なアレルギー反応を示す原因アミノ酸変換ペプチド断片の生成条件、生成状況が明らかになった。
- ・得られた成果は、共同研究先に報告すると共に経済産業省、医薬品食品衛生研究所を通じ、厚生労働省に提供を行った。なお、今回の成果を元に薬事法医薬

用 部外品原料技術基準の原案が作成された。

【化粧品等に供される小麦以外の加水分解タンパク質原料の安全性の確保】

- ・小麦タンパク質加水分解物以外のタンパク質成分を含有した石鹼の使用者が全身性のアレルギー「アナフィラキシーショック」を発症する事例が報告され、社会問題となっている。しかし、強力なアレルギー反応を示す原因が解明されていないため、対策が取れない状況となっている。
- ・この状況について、厚生労働省が開催する調査委員会に参加し、問題点、情報収集にあたった。もっとも問題となっている成分は、赤色色素に含有する昆虫タンパク質となっているが、さらに多くのタンパク質が問題を起こしているとの指摘があることが判明した。

【プロテオーム解析法を用いた獣毛繊維の新鑑別法の開発】

- ・家庭用品品質表示対応のため、プロテオーム解析法を用いたヤク（長毛の牛）繊維の混用物における鑑別方法をプロテオーム解析法もとに開発した。カシミヤ、羊毛、ヤクの鑑別技術の公表を行い、検査団体に技術供与を行う。

【発がん性芳香族アミン化合物の微生物反応による生成の確認及び変換率の測定】

- ・諸外国では、発がん性芳香族アミン化合物を生成する色素含有製品が法令等で規制されており、日本でも有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律によって、規制の導入が検討されている。これらは皮膚上の皮膚存在菌の反応によって、生成するとされているが、実態は不明のままである。また、樹脂やその他の加工剤からも、生成が懸念されている。これらを明らかにするため生体分子分析技術による試験を実施した。結果として、色素、樹脂及び樹脂モノマーの代謝生成物の検出、代謝反応を解明した。解析結果は、経済産業省繊維課を通じ厚生労働省へ提供され、法令の改正手続きに用いられ、行政施策に反映された。

【生体分子解析技術を活用した製品生体障害事故解析の実施】

- ・消費生活用製品安全法に基づく、事故原因究明において、製品との接触によって化学物質が吸収されて発生する生体障害事故を製品安全センターの依頼（19件）に基づき、生体分子分析技術によって、事故原因化学物質の同定を行った（11件終了）。また、得られた感差性データを化学物質管理センターへデータ1件を提供した。
- ・製品安全センターの依頼に基づき、灯油の劣化状態を先端生体分子解析技術を応用したペトロリオミクス解析によって、23試料について測定し劣化状態解明に貢献した。

B-4. 契約の適正化

随意契約の競争入札等への移行の徹底、競争入札等における実質的な競争性確保等、契約の適正化推進により経費を削減

- ①随意契約の公募への移行（競争入札等への移行）を推進した。
- ②競争入札等における複数者応札による実質的な競争性の拡大を図るため、

以下の取り組みを実施した。

- ・ 情報提供の充実（全ての役務契約について入札説明会を実施、調達予定情報のホームページ公開等）
 - ・ 入札参加者の利便性向上（入札公告ホームページによる入札説明書のダウンロードによる配布、複数箇所による同時説明会及び入札・開札の実施）
 - ・ 入札参加ランクの緩和
- ③ 競争入札等における実質的な競争性を確保するため、高額調達において一者応札・応募の場合には入札手続きやり直しを実施した。
- ④ 契約履行品質を向上させるため以下の取り組みを実施した。
- ・ 入札説明書等ダウンロード事業者のうち、入札不参加だった事業者からの聞き取り調査
 - ・ 契約相手先の契約履行品質調査を実施
 - ・ 総合評価落札方式の適用範囲を拡大
 - ・ 指名停止措置の厳格適用、低入札価格調査制度の活用
 - ・ 調達マニュアル、仕様書作成マニュアルの整備
- ⑤ 境配慮契約法への対応及び更なる随意契約の見直しを実施した。
- ・ 電力供給の競争入札（裾切り方式）による調達、ガス供給の競争入札による調達
- ⑥ 契約の適正性、透明性を向上させるための取り組み
- ・ 四半期毎に契約監視委員会による一者応札・応募及び二年連続一者応札・応募の次回調達事前点検及び公益法人との契約、会費等の支出の点検を実施し、ホームページで公表
 - ・ 監事監査及び内部監査でも随意契約及び一者応札・応募契約、公益法人への支出を重点的に点検

契約監視委員会の開催状況など

〈委員〉（平成 26 年 3 月 31 日時点）

- | | | |
|-----|-------|-----------------------|
| 委員長 | 藤本 暁一 | （早稲田大学招聘研究員／非常勤講師） |
| 委員 | 西村 勝秀 | （西村勝秀公認会計士事務所 公認会計士） |
| 委員 | 大谷 惣一 | （シュエット法律事務所 弁護士） |
| 委員 | 鈴木 孝利 | （独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事） |
| 委員 | 織 朱實 | （独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事） |

〈平成 25 年度開催状況〉

平成 25 年 7 月 26 日 第 12 回概要：平成 24 年度の随意契約の状況及び一者応札・応募についての点検及び公益法人に対する支出に係る公表・点検を行った。

平成 26 年 1 月 28 日 第 13 回概要：平成 25 年度第 1 四半期、第 2 四半期の随意契約及び一者応札・応募につ

いての点検及び公益法人に対する支出に係る公表・点検を行った。

平成 26 年 3 月 28 日 第 14 回概要：平成 25 年度補正予算で随意契約が見込まれる案件について事前に意見を聴取した。（書面審議）

B-5. 広報、情報提供の推進

（全体）

平成 23 年度にとりまとめたナイトの広報戦略に基づいて、昨年度に引き続き広報活動を実施。

各分野の広報担当者からなる広報委員会を中心に、ナイトとして一体的な広報活動を推進。同委員会では、すべての分野におけるプレスリリースの実施などの検討や、広報ツール、各種イベントの企画、立案、実施に係る検討を中心に、平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月末までに計 11 回開催し、その結果としてプレスリリースやイベント等を実行に移すなど、ナイト全体としての広報活動を活発化させた。

具体的には、

- ・ナイト紹介パンフレット及び PR 動画については、平成 25 年 4 月に改定されたナイトの新基本理念をふまえて、ナイトが社会において果たすべき役割や行っている業務について一体的に紹介するため、平成 16 年以来約 9 年ぶりに内容の大幅なリニューアルを実施。ナイト来所者や関係者のみならず、イベント等において積極的に配布、上映し、広くナイトの周知を行った。特に、PR 動画については、ナイトが取り組んでいる最新の業務の紹介を加えて、平成 26 年度版を日本語と英語でそれぞれ作成した。
- ・ナイトの活動を広く一般に周知するため、東京本所において一般公開日（NITE フレンドシップデイ）を開催（8/18 総来場者 161 名）したほか、アウトリーチ型の広報として、渋谷区と連携したハチラボ（5/21～7/7 総来場者 6,005 名）、子供霞が関見学デー（8/7-8 総来場者 1,508 名）、船橋市生き生き展（10/19-20 総来場者 3,900 名）、くらしフェスタ東京 2013（10/25-26 総来場者 31,000 名）への出展を行い、ナイト業務に関する展示、体験やナイト紹介パンフレット等の配布、PR 動画の上映を通じてナイトの基本理念や業務活動への理解を促した。
- ・マスメディアへの情報提供について、製品安全分野で合計 13 回の記者説明会を行うほか、バイオテクノロジー分野において 4 回、化学物質管理分野において 21 回、適合性認定分野において 4 回、それぞれ経済産業省記者クラブ等へのプレスリリースを実施し、多くのマスコミに取り上げられた（平成 26 年 3 月末実績・テレビ 152 件、新聞 119 件、雑誌等 95 件）。

- ・平成 23 年度から準備を行っていた公共機関に求められているユーザビリティ、アクセシビリティの向上などを目的としたホームページのリニューアルにおいて、平成 25 年 11 月から事業を開始。平成 27 年 1 月の公開に向けて、情報の分類を見直し、新しいデザインの検討等を行った。
- (製品安全分野)

【マスメディアへの対応】

- ・「扇風機」「エアコン」「自転車」など製品別毎にリコール情報を加えたほか、高齢者や子どもなどの属性毎、一酸化炭素中毒などの現象毎などをテーマに、再現実験映像を使った説明会を月 1 回、計 12 回開催した。
- ・その他、ヒヤリハット情報を含む事故情報の入手、製品安全の注意喚起、安全啓発等の協力先として応募のあったユニー(株)と 2 月に協力協定を締結したことについての説明会を実施した。
- ・定期プレス説明会で使用した映像(画像)を、マスメディアを通じ、国民に提供。各支所にて地方版資料を作成・添付し報道機関等へ配布。地域に密着した注意喚起を実施。
- ・新聞による注意喚起 74 回 (うち全国紙※17 回、地方紙等 57 回)※読売、毎日、朝日、産経、日経
- ・テレビによる注意喚起等(放送)150 回 (うち全国放送 73 回、地方ローカル放送 77 回)

【講師派遣・展示】

- ・業務報告会を 11 月に大阪及び東京の 2 か所で開催。大阪会場は 291 名、東京会場は 398 名の参加があった。
- ・全国の消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修等に 111 回の講師を派遣し、事故事例などを紹介した。(参加者延べ人数：5,255 名)
- ・主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会・関西大学との共同で「知の市場」を東京及び大阪で開催、「製品安全対策の基礎知識」について講義を実施した。(登録受講者数：東京 68 人、大阪 32 人、受講者延べ人数：1,042 人)
- ・経済産業省主催のセミナー(製品安全セミナー、製品安全点検日セミナー、電安法セミナー)に計 17 回講師を派遣し、併せて製品安全セミナー会場には事故品等を展示して注意喚起した。(参加者延べ人数：約 2,963 名)
- ・各自治体や消費生活センターが主催する「消費生活展」などに全国で 54 件出展した。

【ホームページ・メールマガジン】

- ・「生活安全ジャーナル」(Web 版)を発行した。
- ・「事故防止注意喚起リーフレット(3 種類)、社告・リコールリーフレ

ット（3種類）、注意喚起ちらし（19種類）、ミニポスター（再現実験映像を含む、12種類）をホームページに掲載した。

- ・PS マガジンを毎月第2と第4火曜日に配信した。（27回、登録者数：8,760名）
- ・中学生以上の製品安全教育DVD教材を全国の中学校に配布し、若年者への製品安全の普及・啓発を図った。

（化学物質管理分野）

【講師派遣・展示】

- ・主婦連合会と共同で社会人講座を開講するとともに、内閣府等とシンポジウムを開催するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。
- ・製品安全センターが主催する消費生活センター等との連絡会議（関東及び近畿）に出席し、地方自治体の消費生活センター等の担当者に化学物質に関する事故事例を挙げてCHRIPやGHS情報の活用方法を提供した。その際、化学物質に関する問合せ状況について、アンケートを実施した。
- ・セミコン・ジャパン2013に出展し、ナイトが提供している化学物質管理に関する情報について展示を行った。

【ホームページ、メールマガジン、リリース】

- ・化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、ホームページを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、最新情報を提供した。特に重要な情報はニュースリリースの形態で発信を行い、今年度は21件のリリースを行った。また、化学物質に関する事故等についての報道機関からの問い合わせに対応した。
- ・リリース等の情報提供の結果、専門紙を中心に29回の新聞掲載があった。
- ・平成25年7月には、製品安全センターが行う夏の製品事故に関する注意喚起のリリースに協力した。具体的には、冷却用品に含まれる化学物質が原因とされる皮膚障害の事例について、化学物質管理センターが保有する有害性等の情報を整理して製品安全センターに提供した。
- ・メールマガジン【NITE ケミマガ】の配信（電子メールを利用）を通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等の情報を提供した（読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である。）。また、【NITE ケミマガ】を周知するため、講演を行ったセミナー等の会場においてチラシを配付した。登録者数は、平成26年3月末現在約5,000名（平成24年度比約1,000名増）となった。

【その他】

- ・化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット（約2,000部）やCHRIPパンフレット（約500部）、リスク

評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」（約5,000部）等の配付を行いナイトの活動の理解促進に努めた。特に、東京都東村山市からは「化学物質と上手に付き合うために」を教材として活用するため、市内の全小学校への配布を目的として、2,500部の送付依頼があった（上記実績の内数）。

（バイオテクノロジー分野）

【マスメディアへの対応】

- ・ミャンマー国内への企業との合同探索事業について、参加企業募集の公募時と合同探索実施時にプレスリリースを行った（2回）。
- ・北里大学、釜石市と合同で「釜石はまゆりプロジェクト」を開始し、その進捗状況報告の様子が報道された（TV：NHK盛岡、新聞：毎日・釜石復興・岩手日報・河北新報）。
- ・かずさの森の微生物教室」を開催し、参加者の実験風景などの様子が、新聞報道された（新聞：千葉日報、新千葉）。
- ・遺伝子機能のキーワードを入力するだけで、その機能を持つと推定される微生物を検索出来る、新しい発想のデータベース“MiFuP(ミファップ)”を公開したことについてプレスリリースを行ったほか、専門誌からの取材依頼に対応し、データベースの紹介記事として報道された（新聞：化学工業日報）。
- ・連携事業としてバイオテクノロジーセンターが変質生成物質の検出を担当した、「変質した灯油による石油ストーブ事故の防止」について、製品安全センターとともに、プレスリリースを行った。

【講師派遣・展示】

- ・国内のバイオ産業団体、大学、研究所等との連携を図りつつ、国際学会を含む学会やイベント、市民フォーラムでの発表・展示やインターネットを利用し、訴求対象やトピックスを明確にしてナイトの保有する生物資源の分譲や海外探索等の広報活動を行い、保有菌株の利用促進を図った。
- ・遺伝子組換え生物等の第二種使用等の申請をする際の申請スキーム、申請書作成時の注意事項及びよくある問い合わせについて、講師派遣を行い説明した（1回）。
- ・「かずさの森の微生物教室」開催；昨年度から千葉県教育庁との連携を開始し、「千葉県夢チャレンジ体験スクール」事業の「サイエンススクール」というイベントに協力するかたちで実施した。（参加者：小学生向け39名、中高生向け：10名）
- ・見学希望者のニーズに合わせて、細やかな見学対応を実施した。（かずさ地区：791名、本所：101名）
- ・インドネシア共和国に対する協力事業としてSATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力）事業（平成22～26年度）を行っており、インド

ネシアにおいて中間報告会を開催し、現地の多くの研究者の参加があった（100名程度）。

- ・平成24年8月に示された新たな知的基盤整備計画の利用促進プログラムに基づき、全国の地方公設試験・研究機関（14カ所）、産業技術連携会議（4地域）に赴き、ナイトのバイオテクノロジー分野の業務紹介と新たなサービスについて紹介するとともに、ユーザーニーズの把握を行った。

【その他】

- ・隔月でメールマガジンを配信しており、微生物の有用性やNBRCが保有している菌株情報、二次代謝産物合成遺伝子データベース公開等をアピールした。平成25年度末現在、メールマガジン登録会員数は1,373名（24年度末比57名増）。
- ・微生物の取り扱い技術を習得したいユーザーに対し、「NBRC微生物実験講習会」を開催し、NBRCが提供する微生物アンプルからの復元・培養方法や、微生物の凍結保存方法等に関する実習を行った。4日間開催し、合計39名が参加。

（適合性認定分野）

【マスメディアへの対応】

- ・PAC/MLAへの加盟、IAF/MLAへの加盟、JCSS20周年記念シンポジウムの開催及びJNLA芳香族アミンの登録準備開始についての4件のプレス発表、ホームページ掲載を行った。
- ・各種、雑誌（計測標準と計量管理）、業界新聞（計量新報）への投稿等を実施し、認定制度の紹介等の広報を行った。
- ・日刊工業新聞に、JCSS制度及びJCSS20周年記念シンポジウムの紹介記事を執筆した。（2回）

【講師派遣・展示】

認定センターのプレゼンス強化のため、以下の展示会等に出展した。

- ・JASIS2013へ出展（9月4日～6日）
 - ・TEST2013（第12回総合試験機器展）への出展（9月25日～27日）
 - ・計測展2013TOKYOへの出展（11月6日～8日）
 - ・計測標準フォーラムでのポスター発表（11月9日）
 - ・JCSS20周年記念シンポジウム、展示会の開催（12月2日）
- ナイト広報と連動した認定制度の広報活動として以下を実施した。
- ・子ども霞が関見学デー（8月7日）
 - ・NITEフレンドシップデー開催（8月18日）
 - ・渋谷区子供科学センター（通称ハチラボ）への1ヶ月強の長期展示及び実験教室の開催
 - ・船橋市生き生き生活展（10月19日）
 - ・JCSSでは、JCSS制度や取り組みの現状等について業界団体等の各種会

合において講演等を行い、JCSS 普及のための活動を行った。

【ホームページ・メールマガジン】

- ・ JNLA 及び JCSS の MRA 対応認定事業者並びに ASNITE 認定事業者の最新認定情報を日本語及び英語でホームページに掲載し、国内外の試験・校正ユーザーの利便性を図った。
- ・ JCSS ホームページの登録事業者検索にフリーワード検索機能等を追加し、JCSS ユーザーの利便性を向上した。

【その他】

- ・ JCSS 創設 20 周年の節目にあたり、より一層の JCSS の利用促進を目指して、JCSS の活用事例や成果、今後の課題等について有識者による講演と登録事業者による展示会を含む「JCSS20 周年記念シンポジウム」を 12 月 2 日に開催した。シンポジウムには、多くの方々に参加を呼びかけた結果、エンドユーザー、登録事業者関係工業会、計量関係者など 500 名以上の参加があり、JCSS の普及、理解の促進に大きく貢献した。
- ・ 7 月 24 日に JLAC 技術情報セミナーを開催（195 名参加）し、本年度は ILAC 議長を招聘し、米国規制等における認定の受け入れに関する情報提供を行った。
- ・ 2 月 10 日に IAF/ILAC 合同広報委員会招聘の際に同委員会議長を招聘して、英国認定機関 UKAS が中心となって調査を行った「認定の経済効果」に関する講演を JAC メンバーに対して実施した（51 名参加）。
- ・ 他の計量関係機関と共同でマネジメントシステム主任審査員を対象とした計測のトレーサビリティ講習会を東京及び大阪で計 3 回開催し、JCSS 制度をはじめ、計測のトレーサビリティに関する正しい知識を提供した。

6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1. 効率化による経費の削減

(1) 効率化目標

第三期中期目標期間の第三年度目である平成 25 年度における効率化による経費の削減状況は、その前年度である平成 24 年度の決算報告書における業務経費及び一般管理費をそれぞれ比較することで示すものとする。

○業務経費

業務経費は、平成 24 年度 6,119 百万円の支出に対し、平成 25 年度 5,980 百万円となっており、対前年度比▲2.3%となった。このため、対前年度比 1.0%を超える支出削減となり、効率化目標を達成した。

これは、各分野において試薬等を含む消耗品等の節約を図ったことによって▲30 百万円、旅費の効率的運用を図ったことに加え、国際会議への派遣が減少したことなどによって▲33 百万円、更に、産業技術総

合研究所から引継いだ特許生物委託業務をN I T E 保有施設に移設したことによって、産業技術総合研究所への施設利用等分担金支払い分が▲21百万円したことなどによるものである。

○一般管理費

一般管理費は、平成24年度869百万円の支出に対し、平成25年度915百万円となっており、対前年度比5.2%の支出増となった。

しかしながら、この支出金額には平成25年度に当該年度として対応しなければならない事案が次のとおり含まれているため、これらを控除した上で対比させることとした。その結果、平成25年度の比較対象となる支出金額は、842百万円となり、これらの金額を比較した結果、対前年度比▲3.1%となった。このため、対前年度比3.0%を超える支出削減となり、効率化目標を達成した。

なお、平成25年度に対応しなければならなかった案件としては、グローバル認証基盤整備事業、微生物遺伝資源のバックアップ施設整備や本所の施設更新にかかる費用(21百万円)、N I T E の情報基盤である共通基盤システムの更新にかかる費用(16百万円)、広報の拡充を図るため、ホームページの抜本的更新にかかる費用(10百万円)、第三期中期目標に掲げられている内部統制の充実・強化に対して、その状況調査等にかかる費用(10百万円)などが上げられる。

(化学物質管理分野)

【業務改革推進室の新設】

- ・化学物質管理センター計画課に業務改革推進室を新設し、業務効率化の企画、新たな業務・体制の検討を行った。各課から業務効率化に関する22件の検討課題が提案され、20件を解決に導いた。
- ・個別業務の改善については、PRTR届出事業者へのダイレクトメールの簡素化(封書を圧着はがきに変更)、化審法製造数量届出の情報確認項目の限定(経済産業省が事業者照会できる最小限の範囲に限定する)などの検討を行った結果、約379名日の業務削減及び約455万円の削減がなされた。
- ・体制面での改善については、各課に分散していた国際業務担当者の合理的な配置を行うため、国際室の新設の提言や各課に必要な情報システム経験者の配置の必要性など組織・体制面の見直しを検討した。
- ・その他、経済産業省とナイトの事業者からのお問い合わせ案件の回答の共有化や各課で論文作成、学会発表時の英訳外注に必要な専門用語の共有などを図った。

(2) 給与水準

○人件費の削減

対国家公務員指数に鑑み、平成25年度においても引き続き、国家公務員に準じた給与体系及び給与水準を維持することとし、55歳を超え

る職員の昇給抑制を行うなど国家公務員の給与水準を十分考慮した給与改定を行った。

○役職員の給与等の水準の適正化

特定独立行政法人であり、給与法に準じた給与体系を設定している。

○給与等の実績

国に準じた給与体系を採っているため、国家公務員との比較における水準は適正なものである。

(3) アウトソーシング

(製品安全分野)

製品事故調査員として全国で、調査能力を有する外部の技術的専門家（製造事業者 OB、消防機関 OB、検査機関 OB 等）を 36 名委嘱し、製品安全業務の事故情報の調査・分析において、外部人材の積極的な活用を図った。

(バイオテクノロジー分野)

業務の一層の効率化の観点から、実験器具洗浄工程及び微生物培養のための培地作成業務の外部委託を実施した。

(化学物質管理分野)

スクリーニング評価、リスク評価を効率的に実施するため、同評価に用いる性状データをデータベース化するためのデータのクリーニングや形式の整合化を行いつつ、必要なツールを作成するなど、引き続き外部人材の積極的な活用を図った。

(適合性認定分野)

新たに外部審査員を 16 名確保し、24 年度までに確保した外部審査員とともに審査に活用した。

2. 業務の電子化の推進

①業務の電子化の推進

平成 24 年度に策定した次期業務・システム最適化の見直し方針及び業務・システム最適化計画を踏まえて、次期 NITE-LAN システムの調達作業を行った（平成 25 年 4 月 25 日に官報公示を行い、7 月 19 日にシステム構築業者が決定、基本設計、詳細設計を経て平成 26 年 3 月 1 日に運用を開始）。

次期 NITE-LAN システムにおいては、バイオセンターの解析用サーバを除いて、これまで分散していた化学物質管理センターなどのサーバを、企画管理部情報システム課が管理を行う部門システム用サーバへ集約することとし、NITE-LAN システム全体でブレードサーバを使った仮想化技術等によってラック 4 本に集約しつつ、プライベートクラウドサービスを導入することとして、サーバ類の一括調達・管理を行うこととし、昨年度とは調達方式を変更したため一概には比較できないものの、年間のシステム

費用の削減を行った。

また、IT 調達の透明性、公平性の確保を図るため、CIO 補佐官を活用し、情報システム政府調達審査会の中で、調達仕様書の審査等を実施した。今年度は情報システム政府調達審査会を 30 回（13 システム）実施し、審査会以外の仕様書審査を 57 件、提案書の確認を 19 件実施した。

加えて、各業務の基幹となるシステムの開発に当たっては、NBRC システム PT、次期会計システム PT、認定センター業務管理システム PT を編成し、業務に支障が発生しないようスケジュール管理を行った。

② 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策として、次のとおり実施した。

- ・ 情報セキュリティ関連規程の見直し：24 年度に引き続き、情報セキュリティに係る障害・事故等対応規程の改正、障害・事故等対応マニュアル作成ガイドの制定などの規程類の見直し等を実施。その中において、IT 調達時のセキュリティ要件の見直しを行った
- ・ 不正アクセス対策：不正アクセス遮断システム、Web アプリケーション・ファイアウォール装置による 24 時間 365 日監視を実施し、不正アクセスによる被害を防止した。
- ・ 情報セキュリティ教育：4 月に新規採用職員向けの研修を、9 月下旬～11 月には全役職員を対象とした e ラーニングを実施した。e ラーニングを受講した業務従事者は 653 名（受講対象者 663 名）で受講率は 98.5 %であった。また、標的型メール訓練を 3 回（5 月、12 月、2 月）、講演会を 2 回（8 月、2 月）実施した。
- ・ 情報セキュリティ自己点検：10 月～11 月に WEB アンケート形式で実施した。自己点検を実施した業務従事者は 644 名（実施対象者 655 名）で実施率は 98.3 %であった。
- ・ 情報セキュリティ監査：ナイトの基盤システムを利用している 6 支所等と、保有するシステムの重要度に応じて選定した 12 システムを所管する 9 課室に対して情報セキュリティ監査を実施した。
- ・ 公開システムのリスク分析・評価：公開 18 システムについて、6 月末までにリスク分析の専門機関により実施した。発見されたリスクのうち、運用で対応可能なリスク等については、すでに対処が終了している。その他のリスクについても、対応状況のフォローアップを実施している。
- ・ 公開サーバ緊急連絡訓練：公開 18 システムのインシデントを想定し、今年度から新たに実施した。（4 月、7 月、12 月の 3 回実施）
- ・ 情報管理台帳のアップデート：25 年度新規開発のシステムについて追加するとともに、改修等システム構成に変更のあったシステムについては、適時、項目のアップデートを実施し、脆弱性情報等の発表があった場合には、直ちに調査できる体制を維持した。

- ・ 経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議への参加：25 年度から開始された本連絡会議に出席し、国や他独法の情報を収集・共有することによって、情報セキュリティインシデントにつながりそうな状況が発生した場合には、直ちに対応が取れる状態を維持した。
- ・ NITE-CSIRT の設置の検討：情報セキュリティインシデントが発生した際に、被害拡大防止、原因調査、対外対応などの技術的支援を行う組織としての NITE-CSIRT の設置を関係課と検討した。
- ・ 化学物質管理分野においては、情報セキュリティに関する規程類の改訂、整備（障害・事故対応規程、対策基準等）を踏まえ、情報システム、漏えいの障害・事故等対応マニュアル、次のシステムの運用マニュアル（CHRIP・J-CHECK、化審法連絡システム、三省 DB 内部版、PRTR 届出システム、PRTR マップ）とホームページ管理における（更新、障害・事故）の合計、9 マニュアルを整備し、当センターにおける情報セキュリティマニュアル整備事業を終了。平成 26 年度から、各課情報システム責任者、管理者に運用マニュアルの運用を移管し、個別運用とした。

以上